

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年9月17日

総務委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○吉岡茂委員長 定刻前ですが、全員おそろいですので、これより総務委員会を開会させていただきます。

————— ◇ —————

○吉岡茂委員長 まず初めに、記録署名員を私から御指名申し上げます。

いいくら委員、佐藤委員、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

○吉岡茂委員長 それでは早速ですけれども、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、(1)第82号議案、(2)第83号議案、(3)第84号議案、(4)第85号議案、以上4議案を一括議題とさせていただきます。

執行機関の説明を求めます。

○政策経営部長 おはようございます。

各会計別補正予算案の概要を御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算でございますが、一般会計は4号補正で11億500万円余の増額。国民健康保険特別会計は1号補正で3,900万円余の増額。介護保険特別会計は2号補正で16億3,800万円余の増額。後期高齢者医療特別会計は1号補正でございますが、債務負担行為の追加となっております。

続いて歳入でございます。

2ページをお開きください。

主なものを御説明いたします。

16番、都支出金10億3,800万円余の増額。19番、こちらは財政調整基金ほか繰入金として52億2,800万円余の減額。20番繰越金、こちらは前年度からの繰越金となりまして、

30億6,000万円余の増額となっております。

歳出については、主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。

民生費でございます。

こちらは、各保育施設の熱中症対策として、子どもと子育て家庭の熱中症予防支援事業で8,800万円余の増額。

続いて、12ページをお開きください。

環境衛生費でございます。

こちらは、想定を上回る申請となったエアコンの関係でございます気候変動適応対策エアコン購入費補助金として9,300万円余の増額。

16ページをお開きください。

土木費でございます。

こちらは、想定していなかったくいの埋設により工事着手に遅れが生じたために、区営大谷田二丁目アパート、その他新築工事が10億円の減額となっております。

23ページは国民健康保険特別会計の概要、24ページは介護保険特別会計の概要となっております。また、25ページから28ページは債務負担行為の記載となっております、最後29ページは、基金の積立て状況となっております。

私からは以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございました。

それでは質疑に入りますが、何か質疑ございますか。

○いいくら昭二委員 では、よろしくお願いいたします。

まず1点目なのですが、12ページなのですが、エアコン購入費の補助金の補正なのですが、ここ、今、先ほどの御説明の中で、想定を超えるということで、これはもうしっかりとやっていただきたいと思いますのですが、

このところでちょっと出ているんですけども、私も地域歩いていろいろ言われるんですけども、エアコンが1台もない世帯が1割、また故障、劣化ということ、世帯が9割ということ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なのですけれども。

今、これしっかりとまた補正を組んでやるんですけれども、まだこのようなエアコンを、今年はもう、夏はもう終わっていますのであれなんですけれども、来年以降に向けて、エアコンがない家庭とかそういう方へというのは、これ、今回しっかりと足立区、東京と連携してやっているんですけれども、まだそのような家庭というのは、区としてはどのぐらい把握しているんでしょうか。その点についてお伺いします。

○環境政策課長 昨年度まで、こちらのエアコンの事業は、エアコンが1台もない家庭を対象にやっておりましたけれども、今年度はその条件を外させていただいております。

現状エアコンが1台もない家庭がどのくらいあるのかという正確なところはちょっと把握していないところでございます。

○いいくら昭二委員 是非、これをしっかり。足立区の目玉としてやっておりますので、今後そういう地域に入ってその辺のところの数字等々を把握していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか、部長。

○環境部長 なかなか各家庭のエアコンの台数まではちょっと把握が難しいところございますが、特に今回、低所得者向けの支援となつてございますので、そういったところで寄り添った支援しておりますので、その中で聞き伝いに情報を集めていきたいと思っております。

○いいくら昭二委員 是非よろしくお願いいたします。こういう御高齢の方が、特に低所得者の皆さんでこういう悲惨なことがないような形で、区も寄り添った形で、是非よろしくお願いいたします。

次なのですけれども、9ページなのですけれども、弁護士の顧問契約委託及び訴訟対応委託ということで、これ事前にお話を聞いたときに、やはり生活保護に関する審査請求が増加したということでの補正ということで、しっかりとやっていっ

ていただきたいと思うんですけれども、やはりこれ、当初に比べて計算パターンで見ると足りないということで、やはり区は、当初予算から比べると、あまりこのような形は想定していなかったということで、当初予算の方でよろしいんでしょうか。

○足立福祉事務所長 顧問弁護士の契約に関しましては、福祉事務所が昨年の年度途中、夏から、8月から契約してまして、その実績があまり見て取られないというところが1つあったということと、また、どうしてもそのときそのときで受給者の方のどれぐらい御意見ですとか要求ですとか、そういったところが見えないところはどうしてもございますので、少し多めには見積もったつもりでしたけれども、それ以上に伸びているというふうな状況でございます。

○いいくら昭二委員 言いたいのは、これからやはり訴訟社会という部分の中において、しっかりと皆、区だけで判断するではなくて、やはり専門家の意見もしっかり聞きながらだということで、この辺やはり相当に費用の掛かる、単価でいうと2万2,000円ということになるんですけれども、今後、今回の補正では、年間の約半分ぐらいの、想定半分ぐらいの補正ということになっておりますので、今後の訴訟社会を向けた上で、こころの辺のところはしっかりとそのようなオピニオンも取り入れた形で予算付けていっていただきたいと、これ要望しておきますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○ぬかが和子委員 それでは、まず最初に一般会計の歳入の方からお伺いします。

今回の歳入は通例、この第3回定例会の補正予算ではそうなのですけれども、決算が確定したことにより、令和7年度決算が確定したことによる入り繰りが歳入では一番大きいのではないかと思います、どうですか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○財政課長 ぬかが委員おっしゃるとおりで、令和7年度の決算確定いたしましたので、それに伴う繰入金のところ、繰越金のところ大きく影響出ております。

○ぬかが和子委員 実際には、決算で132億円の黒字でして、実質収支132億円、そのうち66億円は財調基金に取り込んでいて、残る66億円余のうち、当初予算でもうもともと見込んでいたものを除いたものが、この繰越金として30億円余振り込まれたと。

そして、その結果や様々な減額の結果として、当初取り崩すとしていた財調基金などの取崩しが52億円余少なくて済んだということだと思いますが、どうでしょうか。

○財政課長 ぬかが委員おっしゃるとおりでございます。

○ぬかが和子委員 その結果として、基金残高なのですが、当初予算のときに令和7年度末で基金残高は1,512億円に減ると見込んでいたものが結局幾らになったんでしょうか。

○財政課長 1,830億円となっております。

○ぬかが和子委員 正にそういうことで見ると、本当に、この3定の補正予算というのは、私たちはその年度内で、新年度予算では間に合わない。そういったものを、必要なものをしっかりと組んでいくと、そういう時期の補正予算なのではないかというふうに思っています。

実は、私ども予算要望書を提出するときに40団体と懇談して、アンケート16万世帯お配りして2,000近い回答いただいて、その回答も基に予算要望書では間に合わない、緊急に補正予算対応をしてほしいという項目をピックアップしまして、区長宛てに緊急要望を出し、実際には副区長に手渡しをして御説明したわけですが、そういったものはどう反映されたのか副区長にお伺いしたいんですが。

○勝田副区長 もともと今回の補正に関しましては、

緊急性のあるものというところで判定しておりますので、意見も含めて、予算計上の方はしていると認識しております。

○ぬかが和子委員 緊急予算要望ってことで、是非補正予算に入れてほしいということで、取り組んでほしいってことで8月に出したわけですよ。

例えば、公の契約については工期の延長とか資材価格高騰への対応とか、単価の見直しとか、またプレミアム商品券のことも言っていますが、福祉分野での物価高騰支援とか、建設業、運輸に對しての支援策とか、気候危機の対策など多岐にわたるものなのですが、この辺についてどう反映されたのかってことを聞いているんですが。

○財政課長 緊急要望を受ける前の段階で、第2回定例会6月補正におきまして、先ほどお話にありましたプレミアム商品券、消費喚起のものと事業者への支援、介護、障がいサービス、また教育関係のところにつきましては、御要望に入っている内容のものを先んじて対応させていただいたような状況でございます。

○ぬかが和子委員 それは全然違うんですよ。

だって、2定の補正予算の内容なんて分かっているわけよ。さっきプレミアム商品券って言ったけれども、Pay Pay プレミアム商品券については、何を求めたかという、デジタル・デバイドの観点から、これではじかれる弱者に對しての対策、一部の方だけが支援策を受けられるというのはおかしいと。だから対策をしてほしいというのが今回の緊急要望でしたし、正に2定の補正予算を踏まえて、それでもやっていない分野について、是非3定で補正予算を組んでくれということで求めたんですけれども、副区長どうでしょうか。

○勝田副区長 建築資材の物価高騰だとかそういったところは、御要望をいただくことも含めて、これまでもスライド条項だとか適時見直しをしてまいりました。

いただいたものに関しては、基本的には御意見

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を承る形ですけれども、反映できるものは、既に反映しているものも含めて考えさせていただいたという認識でございます。

○ぬかが和子委員 これだけやっていられないからあれなのですけれども、本会議でも幾つか、代表質問でもそれは質問させていただいて、その中では障がい者の紙おむつとか、これからだけでも検討をしていくというものもあったし、暑熱対策は一部、今回の補正予算にも入っている、保育園の暑熱対策というのは認識はしているんですね。

ただ、やはり今、本当に物価高騰で大変な中で、どう区民を応援していくかってことで、もう是非やってほしいってことで入れ込んだ要望ですので、誠実に受け止めていただきたいというふうに思います。

それで、実際に今回組まれた補正予算の歳出の方なのですけれども、この間、代表質問の答弁とか、それから委員会の2定まで、若しくは閉会中の委員会の中で、様々な分野で第3回定例会の補正予算で計上していきたいとか、補正予算でお認めいただければこれを実施するとか、そういうことが言われている項目がありました。

例えば公共交通の足タクの改善、これについてはオンライン予約ということでした。それから区民ホールの舞台の昇降機、これもそうです。それから選挙管理委員会の期日前投票所を増やすという問題、こういったことが、この間の議会や委員会の中で言われてきていたんですけれども。

だから私、この概要とタブレットに入っている補正予算説明書、これ、それこそどこに入っているんだろうと。そういう文言が全くないんですよ。足タクのこと、足タクって文言もありませんし、それから区民ホール舞台の「昇降機」という文言も全く入っていない。「投票所の増」という文言も全く入っていない。補正予算には入っているけれども、なぜ入っていないんでしょうか。

○財政課長 予算の概要の資料につきましては、や

はり金額の大きいものを中心に、全てをちょっと載せることはできないので、入っていない、漏れているところもございます。

また、予算書の方も、過去を少し振り返ったところでも事務事業名を入れているようなところがありましたので、その事務事業名のところだけではなかなか分かりづらいというところありましたので、昇降機購入経費などというものが、具体的にはちょっと載っていないような状況でございます。

○ぬかが和子委員 つまりこれ、私ひどい話だと思っているんですよ。何がひどいかって、今まで補正予算で認めていただければとか、3定の補正予算に出しますとか言っていた文言が一言もなくどうやって審議するんですかね。

提案する側には、そういうふうに事前にはさんざん言っていたけれども、この概要にも説明書にもなくて審議してくださいというのは不誠実なのではないかと議会に対して思っているんですが、どうでしょうか。

○政策経営部長 申し訳ありません。ぬかが委員のおっしゃることもごもっともなのですが、ページの関係もあり、なかなか全部を載せるということができませんでした。どういう方法が可能なのかというのは、引き続き検討はしたいというふうに思います。

○ぬかが和子委員 だって金額の多いもの載せたっておっしゃっているけれども、こちらに載っている項目についてはすごく細かいわけですよ。内訳まですごく細かくいろいろな点で書かれている。だけれども、この間、議会でやりますって、補正予算でって言明してきたものは、1行たりとも入っていない。

やっぱりこれは、これで審議するというのはやっぱり問題なのではないですか。どうですか。

○政策経営部長 今申しましたような理由でございますけれども、ちょっと今後審議しやすいような

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

資料の作成には努めてまいりたいというふうに、
そのように考えております。

○ぬかが和子委員 本当に、こんなに議会に対して説明責任を果たさない。もっと言うと、事前にお伺いするときに、例えば、では、区民ホール舞台の昇降機どこに入っているんですかって聞いたときに、なかなかそれも予算説明書をもって、タブレットに入っている予算書を見ても、なかなかお答えもどこか定まりづらい。

そういう状況があって、それで審議させるというのは、本当に議会に対して私は不誠実だというふうに言わざるを得ないと思っているんです。

その中の1つの足タクのオンライン予約について、事前にお伺いしたところ、交通施策推進事務407万円というのがどうもそれらしいんですけども、全く説明書にも書かれていないので、この辺の概要をお伺いしたいんですが。

○新たな交通担当課長 交通施策推進事務に関しましては、400万円の金額が補正予算で計上されております。

その中には、自動運転バスの周知の関係ですか、あと地下鉄8号線の促進大会に関するお話とかそういったものが含まれております。

もう1つ、多様な交通推進事業というものがありまして、そちらがマイナス500万円ということになっているんですけれども、そちらの方に足タクの配車アプリの関係の予算も計上されているような状態です。

○ぬかが和子委員 そうすると、ますます本当に不誠実だなんて思うんですよ。プラスで入っていたのが交通施策推進事務、さっき言ったものは、これ自動運転とか違うものなのですよと。

今のお答えでいきますと、多様な交通でマイナスだけでも足タクは、だって本会議では、ここで、これ補正予算で認めていただいてやるんだっておっしゃっていたではないですか。

そうすると、足タクのオンライン予約は、具体

的にどういう内容で幾らで、正に補正予算の中身ですよ。何でマイナスなのですかね。

○新たな交通担当課長 多様な交通推進事業としましてはマイナスになっているんですけれども、その中で、足タクのシステム開発につきましては600万円程度の開発費を計上させていただいているということで、全部合わせるとマイナスになってしまうんですけれども、1つ1つについてはプラスの計上になっているというところでございます。

○ぬかが和子委員 本当に、本当に分かりづらいと思うんですよ。そういうものを丁寧を示していただいて、議会での補正予算を活発に審議できるようなふうにしていかなきゃいけないだろうというふうに思っています。

更に幾つか内容について、ここに出されている内容でもお伺いしたいんですけれども、私立保育園等の運営費助成事業等ということで、いわゆる熱中症の予防支援策ですかね。これで、これ私立幼稚園など私立の保育施設、民間が運営している保育施設などに対して、こういう東京都の補助事業を活用して、この熱中症対策で日よけのシェードとか暑熱対策をやるということで組まれているんですけれども、これ公立保育園についてはどうなんでしょうか。

○保育・入園課長 公立保育園におきましては、当初予算の方に組み込んでおります。

○ぬかが和子委員 組み込んでいる、まだ組み……。

○保育・入園課長 組み込んで、毎年の年度当初の予算の方にお認めいただきまして、計上させていただいております。

○ぬかが和子委員 そうすると、もう従来、毎年毎年の予算の中で組んでいるということで、とりわけ、このシェードをやりましょうとか、そういうことを公立保育園について、やらないということですか。

○保育・入園課長 毎年の予算の、お認めいただい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ている予算の中で、現場の声を聞きながら熱中症対策の方は現在も取り組んでいるところでございます。

○ぬかが和子委員 それが問題なのです。駄目なのです。これ、私立の保育施設、民間が運営する施設については、ニーズ聞いてそれで予算付けたからいいわけけれども、実際に現場のいろいろな話をお伺いすると、みんなやっぱり、なるべく最小限でって思うから、節約してシェードを付ける、いろいろな工夫をする、配付された予算の中でやる。

ところが、そうすると非常に安易なものを付けるから、例えばシェードの場合は取り外しがすごく大変で、一度付いたら外せない。だけれども、風が吹いたら落ちてしまうのではないかと心配だという声があって、ほかの区の保育園では、そのシェードを本当にワンタッチで、ロープ式で楽々と開閉ができる。そういうものを付けるというのをやっているそうなのです。

私立もそうだと思うんだけど、この間、保育園の待機児が増えたから、定員が、増やすんだということを言っていたり、弾力化をするということを行っている中で、暑いと、特に今、もうどんどん暑くなっているから、早ければ5月、遅ければ10月まで、暑いからってことで子どもたち外に出せない。そうすると11時間保育室の中で過ごす、そういうことになってしまうという中で、やっぱりちゃんとしたシェードなどを付けて、それで子どもたちが外で過ごせるようにする。

シェードあると外出されるんですよ、夏でも。出られるんですって。そういうふうにほかの区ではやっている、やっている例もあるということで、安易なものではなくて、ちゃんと遮熱効果があって、そして特に、取り外して保育士の負担が増えたりするということではないようなものをしっかりと付けていただきたいと思っているんですが、どうでしょうか。

○保育・入園課長 私たちも現場の声をしっかりと聞きながら、園児がより過ごしやすい環境を整えられるように、しっかりと現場の声を聞きながら対策取ってまいりたいと思います。

○ぬかが和子委員 是非よろしくをお願いします。

それから、同じく民生費で、第三上沼田保育園の新築工事の減額ということなのですが、この工事も遅らせるという中での減額と債務負担行為ということなのですが、これも本会議の中で、その結果として、やはりここに、新しい第三上沼田保育園に病児保育をつくることは困難だということで、何と既存の上沼田保育園に病児保育をやるんだということを本会議でお答えになっているんですよ。正にこの補正予算の結果として。

でも、ほかの区でも、病児保育というのは、病児ですから、通常医療機関と連携して医師がいたり、すぐ何か対応できる。そういうところでやるのが病児保育、医療機関以外のいわゆる保育施設でやっているところというのは、他の自治体でも非常に少ないのではないか。限りが、もう例が少ないのではないかと思っているんですが、その辺の例はどうなんでしょうか。

○保育・入園課長 ぬかが委員おっしゃっていたとおり、私どもも把握している限りでは直営でやっているところは、自治体はないかと認識してございます。

○ぬかが和子委員 それは当然のことで、病児保育ですから。それを新しい保育園で全く別にやるんでも、それでも病児保育は保育園でやるものではないよね。医療機関とか、若しくは保健所、休日診療所があるところ、そういうところでやるべきだというふうに思っているんですよ。病児保育、増やしてほしいんだけど、でも保育園では、やるのは違うのではないかと。

子どもたちの命と安全を守るためにも、そういうやり方というのはちょっと見直さなきゃいけないのではないかと思っているんですが、どうでし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ようか。

○子ども家庭部長 公立保育園直営でやるというのは、なかなか我々も迷ったところであったところでございますが、私立保育園ではやっているところもございます。

なかなか民間医療機関に頼んでやると、なかなかこれは進まないものでして、これまでも足立区なかなか進んでいきませんでしたので、ここは区立が直営でやることによって一步進めたいという気持ちで、当然不安なことがないように努めたいと考えておりますので、御理解いただければと考えております。

○ぬかが和子委員 いや、でも既存の保育園でというのは、単純になかなか理解できるものではないというふうには残念ながら思っているんですよ。

ただ、これだけやっていられないので、ほかもちょっと質問させていただきますが、先ほど省エネ・創エネのエアコンの購入補助の話、質疑がありましたけれども、もともと令和8年度の改定というのは、東京都の補助事業をほぼ全部使っているのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○環境政策課長 ぬかが委員御発言のとおり、東京都の補助を使わせていただいている事業でございます。

○ぬかが和子委員 そうなのですよ。だから足立区独自というよりは、東京都のほぼ示したとおりの事業としてやられているなというふうに思っているんですけども。

今年度からの低所得の方々の変更分というのは、エアコンが1台もないということではなくてと、先ほども答弁もあったとおり、これは本当に歓迎すべきことだというふうに思っているんですが、一方で生活保護受給世帯は、相変わらずエアコンが1台もないことを、ケースワーカーが、動いているエアコンが1台もない、若しくは故障している。2台目は駄目ですよ。今のこの既存の制度、

生活保護世帯以外は2台目でもオーケーですよってなっているわけですよ。それはそのはずで、今どき例えば高校生の男の子と、それから子どもたちが、ほかの女の子も、子どもたくさんいる家庭が1部屋で寝るわけいけないわけですよ。

それから、私が直面した例では、古い戸建てのおうち、下が居間になっていて1間しかない、上も1間しかない、そういうお宅に住んでいられれば、上のエアコンが故障してしまえば、もうそこは、寝るところはそこしかないわけですから、寝るところにエアコンがないと。こういう状況が、今回のいわゆる低所得の方々は改善されたわけですよ。2台目もあっても購入は認められる、購入補助を受けられる。

だけれども、生活保護の場合は相変わらず1台分しか駄目ですよとなっている。これは改善をすべきではないかと。正に東京都はそういう確かにスキームなのですよ。今、区がやっているとおりのスキームなのよね。生活保護に対しても、それからこっちに対しても。でも、そこは東京都のものを超えて区として改善をしていくべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○足立福祉事務所長 ぬかが委員おっしゃることも理解はもちろんできるところでございますが、今回初めて行った東京都の補助ということもございまして、一度東京都の方には、調査があったときに2台目も認めてほしいというような要望はしております。

また、来年度以降こういった形で、これが継続されるかというのがちょっと分からないところがございまして、継続ということがあれば、東京都の方にはしっかりと要望の方はしてまいりたいと考えております。

○ぬかが和子委員 いや、だから独立した自治体なんだから、東京都に要望していただけるのはいいことだけれども、区として判断をして、本当に必要性があるって認められれば、2台目であっても

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

認められるようにすべきではないかということなのですが。

- 足立福祉事務所長 東京都の運用事例集、また国の方の制度の中の基準の中で、恐らく都の方の方は、こういったことを考えてきているのかなというところもありますし、足立区独自というところは、今のところは考えていないところでございますけれども、何とか東京都の方の要望についてはしっかりとやってまいりたいと思っております。
- ぬかが和子委員 是非、今後対応していただきたいというふうに思います。

それから、介護保険特別会計についてなのですが、これも決算が確定したことによって、決算、差額で16億2,346万円いわゆる繰越金が出たと、差額が出たと。それを処理するところがあるところ、今回の補正予算では中心なのかなと、金額的には中心ではないかなというふうに思っているのですが、どうでしょうか。

- 介護保険課長 ぬかが委員おっしゃるとおりでございます。
- ぬかが和子委員 これもいつものことなので、ちょっと絞って質問はさせていただきますけれども、当然給付が、この決算を見ると給付が見込みよりも少なかったということで16億円、簡単に言えば余ったという関係になるわけですね。

給付がそういうふうに少なかったということに相対して、当然国庫支出金もありますし、支払基金、2号保険料部分も当初のもので出しているから、それは多かったということでお返しをするということだと思うんですが。そして保険料は、1号保険料、高齢者が納めた保険料は、これはお返しをしないで基金に積み立てると、こういう処理をしたということによろしいのでしょうか。

- 介護保険課長 ぬかが委員おっしゃるとおりでございます。
- ぬかが和子委員 そして、いつも問題にしているのは、一般会計にわざわざ繰り出しているという

ことなのですよ。

これ、保険料というのは、いわゆる負担割合が、いわゆる公費が約半分、そして1号、2号保険料が約半分というのが介護保険の給付の全体像なわけですね。そうすると、今の9期の保険料に。保険料みんな払ったわけですね。それに見合った補助金、国や支払基金から補助が来る、それから一般会計でも予算を組む。つまり区民の皆さんが払っている保険料に見合った比率で当初予算を組んだわけですね。それが一般会計からの繰出金で、つまり介護保険会計への一般会計からの繰入金ですね。

それで組んだものが、保険料は介護保険会計内にとどめて基金に積み立てるけれども、一般会計から繰り出した部分というのは、一般会計に戻っちゃうと。高齢者や介護のために使わないで戻っちゃうということを、ずっとこの間、この算定するときには毎回指摘してきました。

いろいろな質疑をすると、区の方は、いわゆる一般会計からのお金の持ち出しはしなきゃいけないというのが介護保険の原則ですからということを答弁するわけですよ。

でも、新たに持ち出してって言っているのではないんですよ、私たちは。もともと保険料に相対する区が出したお金、介護保険のために区が出したお金、それを介護保険会計内にとどめて次の介護保険料を安くする。そういうようなものに使うべきではありませんかということで指摘しているんですが、どうでしょうか。

- 介護保険課長 こちらにつきましては、毎年度、計画が3年間の中で実施をさせていただいている中の今回、令和7年度の精算ということですので、2年目が終わったわけでございますけれども、こちらについて、当初予定させていただいた金額、計画に基づいて予定させていただいた金額の差額というのが今回出たわけでございます。

その中で、一般会計という部分の中にお戻しを

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

する部分というところについて、ぬかが委員おっしゃっていただいているというふうに認識をしております。こちらにつきましては、やはり、あくまでこの部分というのは、当初は見込ませていただいたものでございまして、それが結果として余ってしまったという部分でございますので、こちらは一旦、一般会計の方に戻させていただくという手順というのは、この介護保険制度の中ではそういう決まりとなっておりますので、その上で、その余ったものを最終的に今後の高齢者の施策等々でございますけれども、そういったものに生かさせていただくというところで、御理解いただければと思います。

○ぬかが和子委員 いや、だから正に高齢者のために生かすというふうに言っている、去年、おとし質疑したときも、では、お金に色付いていない中で一般会計の中に入れ込んでしまえば、溶けてしまうわけですよ。では、今回でいうと6億円ですよ、約6億円、一般会計に繰り戻している。この繰り戻した額というのは、新たな繰入れは駄目ですよというのはそれは三原則だと思うんです。

だけれども、これを繰り戻しちゃ絶対にいけませんってことは言っていないんですよ。だって、もともと保険料に相対して一般会計から入れたお金なんだから。高齢者の介護の給付のために使いましょうって入れたお金なのですから。そういう立場には立てませんか。

○介護保険課長 繰り返しの答弁になってございますが、やはりこちらについては、一旦戻させていただいたものというのを、そのまま戻さずにとどめて、翌年度以降に使うということは想定をしていないというところでございます。

○ぬかが和子委員 いや、繰り返しの答弁では困るんです。同じこと聞いていないんだから。

何かっていったら、国が、だから絶対に駄目だって言われていないでしょう。だって高齢者のために約束して、このお金、区は入れますという

のが当初予算で組んだお金。高齢者からは、そのとおりきっちり取っている。だったら、それと相対するお金はとどめておくという立場には立とうとしないんですかということを質問しているんですが、部長どうですか。

○福祉部長 ぬかが委員が今おっしゃった理屈のとおりでいうと、当初見込んだ額以上のものがあったとしても戻さないということだと思うんです。

精算をして、これだけ掛かった費用に対して区は本来補助をする、お金を入っていくものですので、そこより結果として少なくなったものは戻すというのが原則であるので、私どもとしては原則どおりの立場でいるということでございます。

○ぬかが和子委員 あのね、では何、高齢者に還元するんですか。高齢者の方の保険料はどうですか。介護保険会計というのは、1号保険料、2号保険料と公費で成り立っているわけですよ。2号の部分と国の部分は精算だから、百歩譲って当然でしょう。分かるんですよ。でも、高齢者の分戻さないんでしょう。それで、区の方は戻すのが原則です。当たり前です。そんな姿勢なのですね、足立区は。

○福祉部長 従前、この保険料、頂いている保険料について、余剰が出たもの、基金に積んだものについては、次期の保険料の軽減のために今まで投入するという姿勢でやってまいりました。

そのときにすぐ還元をするという形ではないですけれども、一層保険料の引下げのために使っていくというところの考えでは、従前からその考えは今のところ変わっておりません。

○ぬかが和子委員 では、前提は認めないんですね。

前提条件というのは公費が、介護保険でいうと公費が5割、保険料が5割、そしてそのうちの何十％ということで1号保険料、その割合に応じて、簡単にいうと12.5％ぐらいかなというふうに思っているんですが、割合に応じて一般会計から入れているわけですよ。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それは、高齢者の保険料全体の給付の中で何%という割合で出しているわけですよ。予算化しているわけですよ。その分で高齢者からお金取っている。それと同じだけの金額を区が出さないということですよ。分かります、だって当初予算で組んでいるだけのことをちゃんと区の高齢者は納めているわけですから。それに見合った金額を出さない。これでいいんだということいいんですね、区の方は。

- 介護保険課長 高齢者の方に納めていただいた介護保険料分については基金の方に、余った場合に、余剰分を得た場合には積立てをさせていただきますので、そちらについては、次期介護保険料の方に、抑制のために充てさせていただくというところは、今までどおり変わらないというところがございますので、もともと計画上で納めていただくべきところについては、そのような形で整理はできているかなというふうに考えております。
- ぬかが和子委員 では、もう同じ質疑の繰り返しというか、同じ答弁の繰り返しになるので、もう終わりにしますけれども、やっぱり高齢者が、簡単にいいますと介護保険の給付にこれだけ掛かりますよ、だから区は何%払いますよ、それに応じて保険料も何%払ってください。こうやって高齢者に決められた保険料を払っていただくわけです。

ところが、その何%というのが、区の方が出すお金は減らしちゃうということなわけですよ。確かに給付が少なかったから、余ったから返すって言えば、そのとおりのように見えるかもしれないけれども、高齢者が納めた保険料との関係では非常に問題だろうと。

では、高齢者の方だけは保険料を下げるために積み立てるんだというんだったら、だって先ほど申し上げたように、新たな繰入れは国がやるなどということは言っていますけれども、介護保険に1回入れたものを戻すなんて、絶対に戻しちゃうけませんなんてことは言っていないはずなのですよ。

そういうことを認めないで同じ答弁を繰り返すという区の姿勢は非常に問題だということを指摘して、質疑を終わります。

- 加地まさなお委員 お願いします。まず補正予算全体に質問します。

今回の一般会計補正予算は、増額と減額差し引いて11億5,700万余の減額となっています。中身を見ると、契約差金などによって実際に事業費が減ったものだけではなくて、大谷田二丁目のアパートのように、今年度予算減額して翌年度以降へ支出を移しているもの、西新井公園周辺の道路ネットワーク検討業務のように、今年度は減額でも最終的に事業費増えていくものというのがあると思います。

今回の補正によって、これ補正前と比べて最終的な事業費と、これ後年度この負担が全体としてどのように変化するかというところを、今、区がどういうふうに捉えているのかというのをお聞かせください。

- 財政課長 やむを得ない事情で翌年度以降に送るというものもありますので、その、今年度そこに充てる、例えば建設のものの公共基金ですとか、そういった基金から充当しているものが、一旦は基金に戻して翌年度以降にそれを適切に充てていくといったところがございますので。ただ、その中で、物価高騰、インフレスライド等々で少し金額の増減というところがありますので、そこにも適切に対応するにはなってくるかと思いますが、基金的な計画上は、少し年度間のずれというものが生じるのかなと思いますが。

何というのでしょうか、そこが今回減ったので、そこが余剰が出たというよりは、翌年度以降に送っていくような考えかと理解してございます。

- 加地まさなお委員 ありがとうございます。この個々の事業は今把握していても、今回の補正予算全体として最終的に増えたのかとか、減ったのかというのが実際ちょっと全体を通して分かりづ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

らい中で、減額という数字だけでは、これ、実態判断しづらいと思います。

今後、これ工期の延伸や債務負担行為の設定とか変更に伴う補正については、今年度の補正額だけではなくて、次の総事業費が幾ら変わるのかなとか、後年度ですよね。負担幾らになるのかなというところもある程度シミュレーションをした状態で示してもらえると、全体が、では来年、複数年でどうなのかなというところも見えてくるんですけども、その点いかがでしょうか。

○財政課長 今、例示していただいた例えば大谷田二丁目アパート工事等々のもので、債務負担行為額も関連するようなものであれば、個別の事業のところでは複数年の幅の中でどう金額が動くかというところはお示しをしておりますが、全体でとなるとなかなか難しいところはございます。

一例ですが、例えば最終ページの基金のところなどは、今回の繰入れ、積立てですとか取崩しの動きというのは示しているようなところありますが、将来に向けてのというところはなかなか表しにくいというところございますので、その辺はちょっと、今のところは個別の事業の中でどうかというところ。あとは債務負担の一覧がございましたので、その中で、これもやっぱり個別の事業の積み重ね、今回の補正の中でものだけにはなってしまいますけれども、そういったところでお示しさせていただいているというところがございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。分かりました。

そうすると、先ほども委員からありましたけれども、債務負担行為全てに対してしっかりと説明がされていないということは、説明になっていないということになってしまいますので、全体通して全部を明確に説明するというのは難しいと思いますが、その点を含めて、また改めて分かりやすいような表し方というのはしていただきたい

ということを要望させていただきたいと思います。

次に、ページ10ページですかね。外国人の生活保護の方のことにしてお伺いいたします。

これ、外国籍の方に、生活保護を受けている外国籍の方に対しての事業だと思うんですが、これ人数も出ていますが、これは足立区における外国籍の方が生活保護を受けている人数とイコールなのかお聞かせください。

○北部福祉課長 足立区で生活保護を受けております外国籍の方なのですが、全体の数が、こちら記載のものは令和8年4月現在となっておりますが、8月1日ですと1,199人ということで少し更新されているというところで、生活保護受給者の方に占めるパーセンテージとしましては、外国籍の方は5.36%となっております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。私、何年か前の厚生委員会でも、ちょっと違う形で質問をしているんですが、これ外国人に対する生活保護というのは、生活保護法そのものの適用ではなくて、国の通知に基づく、これ行政措置として、戦後どうしてもやむを得ない事情で、まずは現状というところで始まっているものです。

それ踏まえて、区としてこの制度の法的根拠、対象となる在留資格、区にどの程度の裁量あるのかとか、これ通訳をすることに対して、正しく行政の方で税金を使っていると捉えているのかお聞かせください。

○北部福祉課長 国の通達に基づいて外国人の準要保護というのを行っておりまして、やはり準要保護を適切に行う上でも、どうしてもこういった通訳をするような機会が必要となっているというところで、適切に行えているものと認識しております。

○加地まさなお委員 足立区も今、多文化共生PTができています。庁内でいろいろなことを、分科会分けていろいろと政策進めていると思いますが、外国人住民が、今、現状どれぐらい増えているか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の認識というのを持って、今後、外国人PTの中で話し合っていくべきだというふうに思っているんですが、その点について今決まっていることがあったら教えてください。

○政策経営課長 PT立ち上げてというところでございます。外国人の人数というところは右肩上がりというところ、少し今、若干落ち着いてきている部分もあるんですけれども、そういった状況にございます。

ただ我々、区として上限を設定して、入区されてくる方の人数を制限するというのがなかなか難しいので、その点踏まえて、いらっしゃった方については、きちんと足立区民として生活していただけるように区として対応していくというところが、区の考え方であります。

○加地まさなお委員 これすごく大事なことで、先ほども言わせていただきましたけれども、法的根拠がありません。行政措置として、短期間に取りあえずで行われたものです。これ、司法の方でもう必要ないというふうに明確に最高裁で出ています。

その中で、これだけ外国人が増えていて共生を進めるという理想は素晴らしいです。でも現実ではたくさん問題起きているからこそPTができているのかなというふうに思っています。これ増加していく中で、生活保護だけではないですけれども、外国人住民に関わる行政サービスですね。これ、法的に行われなければいけないものと区独自の判断で行っているものというのは整理して、どの程度税負担が生じているのか、これ区民に分かりやすく説明する義務があると思うんですが、いかがでしょうか。

○財政課長 今年度の予算を組むに当たっての予算のあらましの中では、主な外国人支援事業ということで、当区で事業化しているものですね。金額などもお示しはしているようなところはございます。

○加地まさなお委員 今後、多分これは、今までは戦後の歴史があつての措置だったので、これは致し方ない部分はあると思いますが、今、戦後81年、そして今、我が国日本の外国人に対する考え方を変えなきゃいけない岐路に立っている中で、同じようにやっていったときに、税負担相当増えると思います。

今の生活保護も含めた社会保障の行政サービスの考え方というの、区民の皆さんに示していかなければ、私はいけないと思います。区民の皆様がどういうふうに税金を使っているかを判断する材料です。それによって、おかしいよねという声上がるにも判断基準が必要になっていきますので、その点も含めてPTの方でしっかりと話していただきたいと思います。それともう1つ、今のは要望させていただきます。

次に、多文化共生、債務負担の方ですね。多文化共生推進計画、6ページでしょうか。

これが今回、当初、多文化共生推進計画なのですけれども、令和7年度に区民意識調査を行って、令和8年度に1,980万円で計画を改定する予定でしたとあります。

今回、令和8年度予算を全額減額し、新たに令和10年度までの債務負担の金額を3,300万円余で設定をしています。これ、計画策定に係る事業費が1,300万円余増え、計画の完成も令和11年1月となっております。

これ、令和7年度に区民意識調査を実施していたにもかかわらず、改めて追加調査が必要になった理由を伺います。

○地域調整課長 前回の意識調査の中で、共生に关しまして若者の方が外国人との共生に否定的だというような結果が見えまして、ちょっとその辺について区としては深掘りをしていきたいというふうに考えております。

○加地まさなお委員 そういったところがデータで分かって深掘りをしたいというところだったのは

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

分かりましたが、次に深掘りをしたときに、これをどう政策判断に使うのかというところが必要になってくると思います。

今回、事業費も相当金額が1,300万円余増えています。これ追加調査、今後の深掘りをするための追加調査、分析、計画策定などそれぞれのどの程度にこの経費というのが掛かってくと見込んでいるのかをお聞かせください。

○地域調整課長 現段階での見込みにはなりますけれども、追加調査に直接的に掛かるものが400万円から500万円ほどというふうに見込んでおります。また、計画策定まで含めて期間が延びることに含めた経費というものが700万円程度掛かりまして、それに更に税金などが掛かってくるのでこの金額を予定しております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。そういったところが、ある程度しっかりと分かっている、そこでまた変わってきて、結果どういうふうに金額が使われたのかということもしっかりお示しをしていただきたいと思います。

これ、審議会条例設置ということなのですが、でも、何か今、足立区は外国人PTをつくり、これ条例にするというような、何か本来必要な、話し合わなきゃいけないことよりも形だけを今求めているのかなというふうに思ってしまう部分があります。

大きく増えるのが今、委託費だと思いますが、これ追加調査を行うことで、最終的にこれが多文化共生の外国人の方に対しての共生だけではなく、先ほども20代の方が不安を感じている等があると思います。そこも含めて、日本人の側の多文化共生の考えもしっかりと同等に入れていただいているものでなければ、この条例をつくっていく意味がそもそもないと思うんですが、いかがでしょうか。

○地域調整課長 我々としては、日本人それから外国人お互いにとって安全・安心に暮らせる環

境にしていきたいというふうに思っております。

今回、審議会にさせていただきまして、その中で、まだ想定ですけれども、町会、自治会の方など地域で暮らす方々の方にもメンバーとして入っていただきまして、そちらの御意見などを聞きながら、計画を策定していきたいというふうに考えております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。ちょっと長くなってしまうので、この計画自体、つくるの目的ではないので、そこだけはしっかりと把握していただいて、今後施策の効果を測れるやっぱりKPIですよね。これもEBPMに必ず必要になってくるので、そういうKPIを見て効果をしっかり判断して、施策見直し仕組みまでを盛り込んで考えていただきたい。これは要望させていただきます。

次に、また債務負担の方なのですが、セーフティネット事業の委託についてお伺いいたします。

これ、セーフティネットあだちのひきこもり状態にある方への支援だというふうに理解しております。私、大変期待していますが、今回この債務負担行為が令和8年度から令和9年度で急に金額がぼんとアップしております。この点について、ちょっと説明があまりにもないというところだったので、改めてしっかりと説明をいただきたいと思います。

○福祉まると相談課長 令和7年度の利用実績につきまして、相談支援の延べ件数、増加しております。延べ件数が前年度比約1.6倍、居場所支援の延べ人数が約1.8倍と大幅な増加が見られました。その大幅な増加に見られたところの事業費の増額ということになります。

○加地まさなお委員 ちょっと分かんないんですけど、いい事業なのでやっていただきたいんですけども、金額がいきなりぼんと契約の面も含めて変わってきているので、これそもそもやっぱり丁寧な説明必要だと思うんですが、いかがでし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ようか。

○福祉部長 すみません、今、加地委員お尋ねなのは、24、48、39というふうに大きく上がっているのはなぜかという御質問でまずよろしいでしょうか。

こちら、もともと1年契約の想定のところから5年契約に変えております。事業の性質として、ひきこりの支援事業ということもございますので、当事者の方と事業者の中で信頼関係をもんでいかなければならないという部分があるので、一定程度やっぱり長期の中での契約の方が望ましいという判断でございます。

ですので、単年から5年契約ということがありますので、その部分で大きく金額が上がっているというところがございます。

○加地まさなお委員 分かりました。いや、長期契約したのはいいんですけども、これ多分契約重ねていって、今、全体で事務事業評価も足立区の方でしっかり見直してくださっているので、途中経過出ると思います。

これ、契約したからこのまま継続するのではなくて、途中途中でしっかりと見直しを行えるような仕組みでこの契約、長期契約というのは結ぶべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部長 これプロポーザルで事業者を選定いたしますので、毎年評価委員会を実施いたします。一定程度の評価より下であれば、途中で事業者を変えるということも想定しながら、そういうことがあっては困るんですけども、それは想定をしながら進めていきたいと思っております。

○加地まさなお委員 分かりました。ありがとうございます。

これ、全体通してなのですけども、先ほどからやっぱり分かりづらい部分もあって追えない部分もあるので、やっぱりある程度長くなったときとか、そういったときには説明をしっかりとしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○佐藤あい委員 すみません、ありがとうございます。

まず1点目が、保育施設の熱中症予防支援ということで8ページ、こちら多くの御要望をいただいておりますので大変ありがたいなと思っております。今回令和8年度の分遡って請求をさせていただくことも、請求ができるようなものになっているということですが、こちら周知上、周知の方法等きちんと各園に遡って請求ができるというところまでしっかり伝わっているかというところを確認させてください。

○私立保育園課長 私立保育園においては、各園、全園周知をいたしまして、最初調査、各園のニーズ調査もしっかりさせていただいて、回答のなかった園についても個別にアプローチをして丁寧に周知をしている状況でございます。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。しっかりとまず使っていただけるようにというところ思っておりますので、丁寧に対応いただいております。

また、今後も暑さというのは毎年継続をしていくであろうと思いますので、今回この補助制度を進めていただいた上で、何を購入をしたかというところだけではなくて、どのような対策が実際に有効だったかというようなものを現場の評価まで把握をいただけるといいかなと思いますけれども、導入後の効果については、ヒアリング等お考えはありますでしょうか。

○私立保育園課長 今回、東京都の方が新たな事業ということで創設されました。1施設100万円ということで、日よけシェードとかとか子どもの暑さ対策に資する設備の環境が整ったと思います。

ただ、現場の方もしっかり所管としても行きまして、どのように活用されたのか、効果があるのかというのはしっかり見極めていきたいと考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。是非、補助を出して終わりではなく、その得られた知見というのを横展開もしていただく。やはり園によっては、どういったものを選べばいいかというところから悩まれるというところもあるかと思いますので、今回このシェードの設置とかという作業についても補助が出るというところで、喜んでいただいていると思います。

ただ、そこを分からずに頑張って取り付けたということをやった園も多々あったかと思うので、そういったところの実情というところも踏まえて、次年度以降補助がどうなるかというところあるんですけども、今後の補助等を考えていく上では、検討をいただきたいなと思います。こちらは要望でございます。

あと、学校の樹木の安全管理というところで、20ページなのですが、用務員の方がまず全樹木を確認をしていただいて、緊急度が高い樹木については、施工時に専門業者が確認をしていただけるというところかと思います。

こちら樹木の倒木の被害があって、一斉に安全確認を行っていただいていると思うんですが、樹木の状況というのは毎年、今後に変化をしていくものかと思います。

今回以降も、今後も用務員の方がまた継続的に確認をいただくというふうな記載あるんですが、その定期的というのは、具体的にどのようなスパンで用務員の方にこのチェック作業を行っていただく予定なんでしょうか。

○学校支援課長 用務員の委託の中に樹木の点検も含まれておりまして、少なくとも年1回は実施していただくということでさせていただきます。

今年度は、ちょっと倒木が増えたということもありましたので早急に1回まず行って、定期的に今後も見えていただくようにということでお願いしています。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。これまで

も、もともと年に1回というのは業務として入っていて、今回はちょっと緊急的にやっていただいていますけれども、今後はまた年1に戻るというようなイメージでしょうか。

○学校支援課長 少なくとも年1回はやっていただきたいと思っております。また、状況に応じまして、例えば台風などが来た後などは、調査といたしますか、点検をしていただく予定ではございます。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。やはり、学校以外もそうではありますけれども、特に学校という、子どもたちが遊んだり過ごすという中で、安全に過ごしていただけるように環境を整えるという中では、樹木の状況というのを見ていくのはとても重要でありますし、他の自治体ではチェック後に倒木してしまった、大丈夫だと思ったけれども倒木があったというようなこともありました。

それを言い出すとなかなか難しいところはもちろん承知しているんですけども、樹齢だったりとかその木の種類ですとか、そういったもので過去の異常の事例を積み上げて、是非、事故が起きる前に専門的な診断につなげるというような仕組みを御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○学校支援課長 佐藤委員おっしゃるように、倒れてからでは遅いので。どうしても今までは事後保全的に何か危ないところがあったら対処するということもございましたので、できれば定期的に樹木の全てを点検できるように、定例的な用務員の点検とともに、主幹を配慮するといいますか、事業者入れながらの点検も含めて検討していきたいかなと思っています。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。是非、安全な学校環境を整えるためにお願いしたいと思います。

あとは、最後に学力定着に関する総合調査のCBT化に関してなのですが、まずヘッドセ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ットを購入をしていくというところなのですからけれども、今回のC B T化によって、結果の分析を早期に行うことができたりとか授業改善や補習に早くつなげられるというメリットがあるのかなと認識をしております。

その上で、子どもたち、特に小学生も対象になっていると思うのですが、端末操作が苦手な児童・生徒だったりとか、あとはヘッドセットなどを付けるという装着が難しいお子さんとかも、過敏のお子さんとかいらっしゃるかと思います。そういった特性があるお子さんで、通常の方法では受験しにくいというようなお子さんに対してのフォローだったりとか対策というところも含まれているのか伺いたいと思います。

○学力定着推進課長 C B T化に伴うヘッドセットの使用でございますけれども、まだ事業者が決まっていないので、具体的にどんな形になるかは詳細はまだ分からないんですけれども、あらゆる形で多様なお子様に対応できるように区としても考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤あい委員 是非お願いいたします。合理的配慮が必要な児童・生徒に対しての対応というのと一緒に考えていただいて、個別対応を例えば行う必要があるお子さんもいるかもしれませんし、またC B T化が進むことで、逆に、これまでとは違う場所で受験ができる可能性もあるのかなと思っております。

例えば不登校などで別室だ、不登校傾向のお子さん別室だったり、あとSSRだったり、教育支援センターなどで、C B T化をしたことでより受験しやすくなる可能性もあるのかと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○学力定着推進課長 様々なシーンでのお子様の状況がございますので、どういったお子様がどういった形で受験できるかというのは、C B T化に伴って可能性広がりますので、また今後検討してま

いりたいと思います。

○佐藤あい委員 是非お願いいたします。これまでテストを受けることが難しかったお子さんも含めて、希望するお子さんとは受験ができるというような選択肢を広げていただけるようお願いしたいなと思いますし、C B T化によって受けられないというお子さんが出ないようなフォローもしっかりとしていただけるように要望して終わります。

○吉田こうじ委員 簡潔に。細かいところですが、ちょっと佐藤委員の質問をなぞるような形で恐縮なのですが、教育費の方の先ほどの樹木の剪定なのですが、通常、要するに管理費で収まっていたけれども、今回は緊急でということで補正予算に出されたんですが、具体的に足立区内でもやはりそういった学校内の樹木の倒木、また、それで何かけがをされたとかということはあるんでしょうか。

○学校支援課長 具体的に倒木ですとかけがをされたという事象は聞き及んでおりません。ただ、あってはいけないと思っておりますので、公園などでの倒木と東京都などの通知から、今回一斉に早めに点検をさせていただいて、危ないところは早急に対処しようということで、12月での補正予算として計上をさせていただいたものです。

○吉田こうじ委員 今の御答弁で、東京都からの通達というのは、これ学校に限ったことではなかったということなんでしょうか。

○学校支援課長 私どもの方に届いたものについては、都立学校はやりますので、区立学校もよく注意しておいた方がいいよという形で学校に特化されたものを確認はしております。

○吉田こうじ委員 正にちょっと伺いたかったのは、これで緊急度が中度のものも、「ああ、中度だな」で終わっちゃうと、来年か再来年には緊急度が高くなる可能性があるんで、要するに、必要なときに何か対策を施しておかなきゃいけないのかなと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は思うんですけども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○学校支援課長 吉田委員おっしゃるとおり、経年による劣化というのはどうしても出てくるものだと思いますので、定期的に毎年用務員の方で、契約の中で確認はさせていただいております。

学校の方でも見ておりますけれども、なかなか事後保全的な話になっておりますので、業者を入れながら点検できるというようなスキームも今後考えていかないといけないかなというところで考えております。

○吉田こうじ委員 分かりました。これ結局、最近になってそういうことが特に言われ出したというのは、やっぱり気候の影響ってすごく大きいと思うんですね。今まで日本の気候で普通に育っていた樹木が枯れていったりとか経年劣化が早くなったりというのは、やはり気候の影響というのはすごく大きいと思っていて、これ学校だけではなくて公園だとか区道の街路樹だとか、やはり同じようなことが言えてくるのかなというふうにも思うんです。

やっぱり、その都度対処療法で切ったりなんなりということだけやっているとお金ばかりかさんでくる話になりますし、だから今後、やっぱりまちづくりという観点で、設計の段階から樹木を選定するというのは変わってくるのかなと思うんですけども、その辺についてどなたか知見のある方、お話しただけませんか。

○工藤副区長 そういった気象状況を考えて樹木を選定していくというのは、非常に重要なことですので、それは専門家の意見もお聞きしたいと思います。

ただ、地元の要望ですとか、例えば桜ってのはあまり強くないんですが、どうしても要望が強くなってくるところもありますので、そこら辺のバランスを考えてやっていきたいと思えます。

それと、点検については、まず職員が見たり、

用務員が見たりして、そのあと樹木医が見たりしますけれども、樹木医によるその判定をみんなで講習を受けて、どういうタイミングのときに樹木医に相談するのかなという基準をちょっとつくった方がいいかなと今思いましたので、そういったことも進めていきたいと思えます。

○吉田こうじ委員 是非、そういう方向すばらしいと思えますのでよろしくお願いいたします。

あと同じ教育費で、これも佐藤委員からお話しありましたC B Tでヘッドセットという話なのですが、これ最高学年の分をそろえる補正予算なのですが、これは区のお金でそろえるものなのですが、ただ身に付けるものなので、これは来年度、毎年これは新しく購入して更新していくものなのか。それとも衛生上何かリニューアルして、次の子どもたちに受け継がれていくものなのか。そこを教えていただきたいんですけども。

○学力定着推進課長 当時イヤホンということも考えてはいたんですけども、衛生上の問題もあるのでヘッドホンというふうにはさせていただいておりますが、吉田委員御指摘のとおり、衛生上の問題もございますし、また消耗品でございますので、買換え等も非常になってくるかということは想定をしております。

また一方で、国の全国学力調査の方でもC B T化ということで、国の方からも一定程度ヘッドセットの提供もあるやに聞いておりますので、その辺の動向も含めて今後の補助については検討してまいりたいと思っております。

○吉田こうじ委員 今後そういう方向になるのであれば、私たちもネットワーク通じて国会議員、都議会議員の方には要望していきたいと思えますけれども、やはりどんだんどんだんお金がかさんでいくのがI Tの部分だと思いますので、その辺は区のお金を使っているということで、税金を使っているという観点は忘れずに進めていただきたい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なというふうにも思います。

これ、他区でも結構ヘッドセット導入されているんじゃないかな。

○学力定着推進課長 足立区同様、他区でもＣＢＴ化の動きが強まっておりますので、ＣＢＴ化する国においては、恐らくヘッドセットの方は必ず必要になってくるかと思われます。

また、一般の授業においても、通常の授業でヘッドセット、若しくはヘッドホンを使用する授業かなり多く今増えてございますので、このＣＢＴのみならず、一般の授業でも多く活用いただければというふうには考えております。

○吉田こうじ委員 分かりました。これからの未来を担っていく子どもたちには絶対必要な部分であると思いますので、よろしくお願いいたします。

あと最後に、国民健康保険の方でシステム改修費、これ国の方で決まりました高額療養費制度の段階ですかね。これの変更に伴うシステム改修費なのですが、システム改修費って、素人なんだけれなのですけれども、毎回「うわ、高いな」というのが第一印象なのですけれども、これのお金というのは、何か素人の聞き方で恐縮なのですが、区のお金なんですか、国のお金なんですか、都のお金なんですか。

○国民健康保険課長 今、吉田委員から御質問ありましたお金の流れなのですが、この後、国の方から交付金ということで通知が来るかと思うので、そういった場合ほとんどの部分を国の経費等で賄えるかと思っております。

○吉田こうじ委員 少し安心しました。システム改修費というのは、これ他区と比べてどうなんだろうというのを考えられたときはありますでしょうか。これに限らずということなのですけれども、特別足立区だけがシステム改修費高いのかなって、そういうこともないのではないかなっていろいろ思うんですけれども、いかがでしょうか。

○情報システム課長 足立区だけが特別に高いとい

うことはないかなと思います。いろいろな改修の工数に応じて、単価を掛けて計算していますので、人口規模によっても改修の大きさ違いますけれども、特段、特別に足立区だけが非常に高いという状況ではないと認識しています。

○吉田こうじ委員 そういう今後のメンテナンスではないですけれども、ランニングコストというのも非常に、もちろん皆さん考えていただいていることとは思うんですけれども、どんなに便利でも、ランニングコスト高いと、これ非常に負担としては大きくなっていく話だと思いますので、そういう目線は是非忘れないでいただきたいというふうにも思います。

以上です。

○学校支援課長 大変申し訳ございません。先ほど樹木の剪定で、補正予算計上１２月と申し上げましたが、９月補正です。訂正させていただきます。

○吉岡茂委員長 他に質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。
各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 ４案とも可決をお願いします。

○いいくら昭二委員 全て可決をお願いします。

○ぬかが和子委員 一般会計についてですけれども、先ほど指摘しましたように、本当にこれで議会に審議させるのかというような問題点も浮き彫りにはなりました。そのほかいろいろ意見はありますが、ただ、今回出された補正予算の中身そのものが問題だということではないので、この点については、賛成。それから介護保険特別会計は反対をして、残りの特別会計についても賛成です。

つまり、反対が介護保険特別会計ということですよ。

○吉岡茂委員長 第８４号議案が反対ですね。

○ぬかが和子委員 はい。

○吉岡茂委員長 分かりました。

○加地まさなお委員 ４案とも可決をお願いします。

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○佐藤あい委員 全て可決をお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。

では、これ2つに分けて採決をさせていただきます。

まず、(1)、(2)、(4)の議案については、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉岡茂委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものといたしました。

次に、(3)、第84号議案について採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○吉岡茂委員長 挙手多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を求めます。

[執行機関一部退席]

次に、(5)、第97号議案を単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○総務部長 総務部の議案説明資料の17ページをお開きください。

97号議案でございます。

足立区長等の給料の特例に関する条例でございます。

区は、東京都の住宅供給公社学びピア21を使用するに当たりまして、賃貸借の契約を結んでおりますけれども、そこで徴収している賃料についての問題がございました。

本契約は、平成17年度以降見直しを行っていなかったために、相場価格と比較して低い金額で賃料を設定しているということが判明いたしました。

本事案は、定期的に賃料改定の協議を行う規定

が契約書に定められていなかったことが原因となっております。これは、適宜契約内容の見直しを行うような指示や組織間の連携を促すなど、行政として統制が不十分であったという結果でございます。

これにつきまして、管理の責任を果たすべく、特別職の給料を減額するというものでございます。

内容としましては、区長10月分の20%、第1、第2副区長、教育長10月分の10%の給料減額という内容でございます。

私の説明は以上でございます。

○吉岡茂委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは質疑に入らせていただきます。

何か質疑ございますか。

○ぬかが和子委員 頻繁にこういった減額の条例案が出るわけですが、今回の件について、その当時当該職でなかった副区長や教育長も減額をするということというのは、まして、とりわけ教育長なんてのは全く分野違いますよね。そこを減額するということの理由はどういうことなのでしょう。

○総務部長 今回の件は、非常に長きにわたり管理が十分に行き届いていなかったというところが原因でございます。

かつては、学びピアの担当を教育分野の方にもございましたので、今回区長、それから両副区長、教育長、全てどこかで気が付けたのではないかと。どこかの管理が行き届けば、こういったことが起こらなかったのではないかとというのがございましたので、こういった上位層の給与減額という考えになったことでございます。

○吉岡茂委員長 よろしいですか。

他に質疑よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○くじらい実委員 可決をお願いします。

○いいくら昭二委員 可決をお願いします。

○ぬかが和子委員 区側の方から、区長や二役について減額をするということですから、それを反対、否定するものではありませんが、ただ、減額をすればいいのかというか、出されたからそれは反対しませんけれども、私の中では非常に違和感がありまして、こういうことが繰り返されないように今後もしていただきたいというふうに思います。態度としては賛成です。

○加地まさなお委員 お願いします。

○佐藤あい委員 可決をお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。

それではこれより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、(6)第86号議案から、(15)第100号議案まで、以上10議案を一括議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○総務部長 同じ資料の2ページをお開きください。

第86号議案 加平小学校の人工芝の改修でございます。

契約の相手方は堀真建設株式会社、契約金額は1億8,678万円でございます。工事内容は、校庭の人工芝改修ほか、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。

第87号議案 青井住区センター大規模改修工事請負契約でございます。

契約の相手方は、武家田建設株式会社、契約金額は4億2,955万円でございます。工事の内容は、建築工事ほか電気、機械の記載の工事内容となっております。

次に、7ページをお開きください。

第88号議案 (仮称) 舍人三丁目第二公園整備工事請負契約でございます。

契約の相手方は横田造園株式会社、契約金額は2億6,961万円でございます。工事内容でございますが、土木工事が中心でございまして、一部建築の工事もございます。記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きください。

第89号議案でございます。こちらは、花畑地域学習センターの大規模改修その他工事請負契約でございます。

契約の相手方は小倉建設株式会社、契約金額は10億8,680万円でございます。工事の内容でございますが、記載の内装改修の工事ほかでございます。

次に、12ページをお開きください。

第90号議案でございます。花畑地域学習センター大規模改修機械設備工事請負契約でございます。

こちらは契約の相手方、正和工業株式会社東京支社、契約金額は6億1,600万円でございます。工事内容は、空調、調和設備工事ほか、記載のとおりでございます。

次に、14ページをお開きください。

第91号議案でございます。こちらは東伊興住区センター分館の大規模改修でございます。

契約の相手方は株式会社彩光建設東京支社でございます。契約金額は4億飛んで799万円でございます。工事内容は建築工事、それから電気設備、機械設備工事となっております。記載のとおりでございます。

次に、19ページとなります。

第98号議案でございます。梅島小学校外壁改修でございます。

こちら契約の相手方は株式会社明和建工でございます。契約金額は2億2,781万円でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ます。

工事内容は外壁改修、アスベストの除去工事でございます。

21ページお開きください。

第99号議案 千住大橋防災船着場整備工事請負契約でございます。

こちら契約の相手方は株式会社東京三田組でございます。金額は6億7,000万5,600円でございます。

工事の内容は、工事の政策、それから現場での工事となっております。

次に、24ページをお開きください。

第100号議案 花畑地域学習センターの改修電気設備工事でございます。

こちらは契約の相手方、株式会社ミリオンテック、契約金額は6億1,221万1,600円でございます。

工事の内容は、記載のとおり受変電設備工事ほか、記載のとおりでございます。

次に、27ページをお開きください。

こちらは101号議案でございます。東湊江小学校の改築工事の変更でございます。

契約の相手方は、三浦・新井・丸中建設共同事業体でございます。

こちらの工事につきましては、当初61億500万円であったところが、今回の変更が3回目となりまして、63億6,000万円に変更になるものでございます。

内容でございますけれども、今回の変更の大きな理由としましては、2の(2)のところにありますインフレスライド条項を適用することによりましての1,700万円余の金額となっておりますが、過去に1回目、2回目を経てきたところでは、予期しない既存のくいが地中障害物として発見されたり、そういったイレギュラーな処理もございました。また、28ページになりますけれども、地盤改良などとしたことが大きな原因でござ

います。

最後に、その他の(2)のところでございます。

今般の中東情勢の影響によりまして、塗装材料などの一部が納入が遅れているという現状がございます。このため新校舎の開設の時期が令和9年4月から9月に延期される見通しとなっております。

なお、この内容につきましては、文教委員会で詳しく御報告するということになっております。

私の説明は以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

○くじらい実委員 一括での審議ということなので、ちょっと順番に行きたいと思うんですが、まず最初に、これ全体の話になってしまうんですが、入札参加の事業者の報告で、結構予定価格超過というのが多いなというように印象を受けております。

特に青井住区センターの大規模改修とか、花畑地域学習センターの大規模改修、また東伊興住区センターの分館の大規模改修なんかは、予定価格を超過したことによって再入札という事態も起きているのかなと思うんですが、これ実際、現在の物価高騰ということもちょっと含まれているのかなという意識はあるんですが、その辺のこの予定価格と物価高騰の影響の相違というのは影響あるんでしょうか。

○契約課長 個別の工事それぞれのところで、どのような部材使っているとかそういうこともございますので、一括して工事全般的な話としてでお答えさせていただきます。

先ほど、東湊江の小学校のところの工事でもありましたように、全般的には労務単価も含めまして高くなってきているというのは今の現状ではございます。その関係がありますが、入札の段階では直近の、最新の東京都の積算単価を使って積算の方をしておりますので、そこは入札時には上が

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

っているという感覚ではございません。

ただ、工事の途中で値段が上がっているというのが現状としてありますので、将来的には変更とか丁寧な形で協議の方を重ねていくような形でカバーをしていきたいというふうに考えております。

○くじらい実委員 しっかり物価高騰も含めた予定価格というのはつくっていると思うんですけども、それ以上に物価高騰がもしかしたら早いのかなという感覚もありまして、これ実勢価格に合わせた価格設定というのは、これを取り組んでいたいているとは思いますが、これいかがでしょうか。

○契約課長 実勢価格は、先ほど申し上げたように、工事については積算の単価を、最新のものを使っているということで捉えているというところではございます。

ただ、期中とか期末ぐらいのところになってくると上がるところまでのところが見込めていない。上がり幅が、くじらい委員おっしゃるとおり急激に上がっているというところのみ見込めていないところがあるかと思いますが、入札のところでもちょっと解決できないものがありますので、その場合には、契約変更のところに対応の方を図っていくという形で考えております。

○工藤副区長 今、私どもやっぱり東京都の単価に合わせて積算する基本になっていますが、実際の物価版ですとか実勢価格との差はやっぱりあるものがどうしても出てきます。

そういった意味で、なかなか折り合わないというのが1つと、あと技術者不足とかありまして、やっぱりそれなりにコストのもうかるという言い方がよくありませんけれども、やっぱり利益の出るものを選んで入札に参加する事業者が非常に増えているということがありますので、実態としては、今のやり方でやると、どうしても請負業者と区の単価の違いがどうしても出てくるかなというふうに思います。

○くじらい実委員 当然、入札で不調になってしまうのが一番今後の影響が出てくるのかなと思いますので、その予定価格も今後検討していただきたいなと思います。

その次に、（仮称）舎人三丁目第二公園整備の契約、これ契約とちょっと別なのですが、これあくまで今、仮称となっていて、これが党のしゅや議員からも質問あったのかもしれないんですけども、これ公園の名称をどういう形で決めますかというのを以前投げかけていたそうなのですが、これ今、現状この公園の名称ってどういう形で進んでいるのでしょうか。

○パークイノベーション推進課長 公園の名称につきましては、まず開園前は、仮称という形で運用させていただいて、約1年間その公園を運用させていただいて、その後に地元の方々にアンケートを取った上で正式な名称を決定していくといったような手順でやっております。

○くじらい実委員 その当時も、しゅや議員も質問したのかもしれませんが、是非、子どもたちの何か意見を取ってもらいたいという話もありました。アンケートを取る際に是非そういう取組もしていただきたいなと思いますので、これは要望でよろしくお願いします。

あと最後に、東湊江の改築工事なのですが、これ何度か更新されて、今回は新校舎の開校時期がちょっとずれ込んでしまったという報告がありました。

これ当然、仮設校舎を使って、旧こ家センの跡地の今後の計画の影響というのが出てくるかと思うんですが、そちらについては今いかがでしょうか。

○資産管理課長 旧こども家庭支援センターの跡地活用の公募への今後の事業の影響でございますけれども、現在、活用事業者の公募中であるため詳細な影響についてはちょっと確認できていない、そういう状況でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ただ、11月には活用事業者が決定する予定でございますので、事業者決定後、事業者ヒアリングを実施し、こども家庭支援センター跡地活用の事業者のスケジュールをお示ししたいと考えているところでございます。

○くじらい実委員 旧こ家センも大分地域の方からも、恐らく時間的には待ってもらっている部分もあるかと思うので、そちらの方も影響がなるべく出ないような形で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○いいくら昭二委員 私も二、三質問させてください。

先ほど工藤副区長の方から、今のやり方ではということで、契約の在り方ということなのですが、今、物価高騰という部分において私もいろいろな業者とお話すると、足立区の方々本当に親切で、本当に寄り添ったような対応をしてくれてありがたいということを言っているんですけども、そうした中において、この契約の考え方というか、今の、特に単年度で済む場合だったらいいんですけども、やはり複数年度にまたがる場合には、どうしても業者も心配してしまうとか、持ち出しは当然に損なう形になると思うんですけども、23区とか他市で何か新しい考え方の契約の在り方ということで、そういうことをやっているようなところというのは、何かそちら、区の方では模索していることは何かあるんですかね。

○工藤副区長 新しい契約いろいろと研究はしています。例えば設計と工事も全部セットで出す方式とか、あるいは民間に委ねるというようなやり方も、PFIとかもやっているんですけども、今、結局事業者そのものがなかなか手を挙げてくれないということと、特に複数年になると物価の上昇が見えないので、設計段階で金額を決めると余計危険だということがあるので、研究はしていますが、実際ヒアリングするとなかなかその発

注の仕方は厳しいというようなことを、今、私どもはヒアリングを受けているというところですね。

○いいくら昭二委員 しかしながら、足立区も公共施設数は、常にこういう工事が伴う形になりますので、是非他自治体との連携しながら、よりいいような形でやっていただきたいななんていう形で、要望しておきます。

そして、先ほど説明の中で、やはり中東情勢等々ということでなかなか資材も来ないということで、この納期なのですが、今の現況では、やはり仕事ですからしっかり納期を守ってもらわなくてはいいんですけども、こういう御時世の中において、先ほど足立区も本当に人情味があふれるような対応をしていただけるという中において、この納期が、こういう突発的な形あった場合なんかでも、しっかりペナルティーとかそういうことで、特に複数年度当たった場合という部分においては、区としてどのような裁量を持って業者と対応しているんでしょうか。

○施設営繕部長 状況をしっかりと確認をさせていただきまして、どうしてもやむを得ないという状況、事業者との信頼関係の中で話し合いをさせていただいて、もうそれはやむを得ないなということで、私どもとしても理解しているところでございますので、それに必要な工期の延長等についてはしっかりと対応していきたいという認識で取り組んでいるところでございます。

○区長 いいくら委員、裁量というお言葉を使われましたけれども、私は裁量があってはいけないと思っております。

今、部長が御説明したとおり、合理的な、例えば過去の判例ですとかそういったものの積み重ねの中で、これがやむを得ない延長になるのか。又は、何か事前に対応ができたにもかかわらず延長になってしまったのかということは、後々、紛争の種にならないように、第三者つまり弁護士、専門家等の意見も聞きながら、1つ1つ丁寧に私ど

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

も事象を検討し、また必要であれば議会にも御相談して、最終的に判断をしていくということでございます。

○いいくら昭二委員 是非、いずれにいたしましても業者とよく連携を取りながら対応をしていていただきたいと思っており、これ要望しておきます。

そして、私の一般質問でもさせていただいた千住大橋防災船着場工事請負契約ということで、ちょっと確認なのですけれども、前、私が建設委員会に所属しているときも、ほかの川の工事のときに何か汚泥が出てしまったということで、遅れてしまったというようなケースがあった。思い出しました。

ということで、これの部分に関しては、そういうことがないようにお願いしたいと思うのですけれども、契約金額の中にそんなようなことを織り込んだ形での今回のこの契約ということでよろしいのでしょうか。

○道路維持課長 今、いいくら委員御指摘があったのは花畑川の工事の際に汚泥があって設計変更されたということかと思いますが、今回の工事は隅田川の仮称といいましょうか、川の底にくいを打ち込む工事というふうになっております。

現在の調査の段階で、多少の汚泥、ヘドロ等は確認されておりますが、工事に影響はないというふうに考えております。

○いいくら昭二委員 では、しっかりとよろしくお願ひしたいと思うのですけれども、それで、私の中で、今後これ、当然に防災ですので、災害時のとき、平時の取扱いということについても一般質問でさせていただいたのですけれども、今のところ東京都とどのような、今、これが完成した場合というような取組について相談しているのでしょうか。

○都市建設課長 平時の取扱いですけれども、いいくら委員からも本会議で質問をいただきました。

まず足立市場との連携という御意見いただいております。足立市場とまだ話をし始めている段階でございます。現状では防災船着場の位置とか完成予定時期とかを共有させていただいて、今後は直接お話しして、契約議案が認められた暁には、より深度化していきたいというような状況です。

また、そのほかの平時利用では、東京都の公園協会の方で水上バスの定期運行をしております。この活用ですとか、あとは千住地域で船を使用したイベントの事業者などとの話し合いなどは深度化しているところですので、引き続き平時利用の検討は行っていきたいというような状況でございます。

○いいくら昭二委員 是非、非常時も重要なのですけれども、約7億円弱を出すということで、やはり平時の活用ということも重要だと思っております。本当にいろいろな案を出しながら区民の皆様方、都民の皆様方の有効な活用を要望しておきますので。

以上です。

○ぬかが和子委員 私も、まず最初に、東湊江小学校の改築工事請負契約の変更についてなのですが、事前に御説明いただいたときにも、結局、旧こ家センの跡利用をめぐることは、特にこの東湊江小学校の問題では、いわゆる元の東湊江小学校側への説明とか学校側への説明が、地元である旧こ家センの綾瀬の地域への説明よりも先になってしまっていていろいろと混乱を生じたということがあったわけですよ。

ですから、まずは旧こ家センを持っている地域のところに丁寧に説明をしてほしいと。そして、同じようなボタンの掛け違いがないようにしてほしいということ申し上げてきましたが、その辺はどうでしょうか。

○施設営繕部長 区議会への御説明、この後、文教議会等の御説明も予定させていただいておりますけれども、その後、綾瀬地域に出向きまして、ま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ちづくり協議会等もございますので、そこで丁寧に御説明を申し上げていきたいと。御理解をいただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○ぬかが和子委員 だから、そこで大事なのがタイミングの問題なのです。だって学校側にすると、もう工事延びますよって話行っているわけではないですか、恐らく。そうすると、また学校側の周知が先になると、「え、何だい」というふうになってしまうということが、そういう懸念があるんだけど、そういう懸念をなくすように、払拭するようにしてほしいという思いで、私と幹事長で申し上げてきたんですけれども。どうですか、もう一度。

○学校施設管理課長 その辺の手順しっかりとしまして、10月のまず、まちづくり協議会の方にお諮りして御理解をいただいた後に、学校ですとか保護者の方への説明会をやっていきたくて考えてございます。

○ぬかが和子委員 是非そこを、本当にそういうところでのあつれきとか、そういうことが生じないようにしていただきたいと。よろしくお願いします。

それから、舎人三丁目第二公園についてなのですが、これも、これ地域で説明会が行われまして、その中で様々な要望が出されていたと思うんですよ。

例えば、トイレが奥まっていると非常に性犯罪を招きかねないから、きちんと奥まった暗い感じにしないようにしてほしい。健康遊具を、車椅子でも花や野菜を楽しめるようにしてほしい。それから、上部に遊歩道、散歩道があるけれども、非常に勾配が急なので、手すりを付けてなだらかに散歩へ行けるようにしてほしいと。こういった要望が出されていたと思うんですが、今回の工事の中では、どう要望が反映されているのかお伺いします。

○パークイノベーション推進課長 地元説明会を令和6年度に行わせていただいて、その御要望も修正したことについては、令和7年2月に地元配布させていただいております。

例えば、トイレの防犯対策につきましては、女子トイレと男子トイレの入り口、通路分けたことですか、その入り口の手前に防犯カメラを設置したといったところを対応させていただいております。また、毛長川の毛長川沿いの遊歩道とのアクセス、これも御要望いただいておりましたが、こちらの東京都第六建設事務所とその当時協議させていただきまして、毛長川の護岸の改修も今後行うといったような話をいただいておりますので、この護岸改修に併せて、こちらの遊歩道というか、取付けデッキ等々の整備も検討していきたいというふうに令和7年2月の段階で回答させていただきました。

よって、毛長川沿いの斜面につきましては、いわゆる複雑な構造物は置かず、いつでも改修できるような形で今回は整備をさせていただくといった計画になっております。

○ぬかが和子委員 是非これからも地域の要望を十分に反映してやっていっていただきたいというふうに要望します。

それから、千住大橋の防災船着場についてなのですが、これも、防災船着場調べましたら、足立区内にある防災船着場は、今まででいうと国が設置した新田、それから荒川の★★ですかね。それと東京都が設置した千住大川端ですね。

そして今回は、初めて区で設置する防災船着場ということになると思うんですが、先ほどの質問とかぶらないようにしたいと思っているんですが、私もつくるだけつくって、後で活用されない、いざというときに活用できないということでは絶対によくないと思っていて。例えば公園の復興税使った防災の様々なものとかも、井戸は、ではどう管理するのかとかいろいろ、この間でいうと、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

つくる方は結構頑張るんだけど、その後の維持管理をどうするかというよりも、どう使えるように日常からやっていくのかが大事なのかなというふうに思っているんですよ。

そういう点で、今度区が設置する千住大橋の防災船着場については、管理はどういうふうにやっていこうとしているのか。それから経常経費はどのくらいというふうに見ているのかお伺いしたいんですが。

○道路維持課長 平時利用については、先ほど検討しているということがお話しされたと思いますが、基本的には閉鎖管理、閉じて管理するのを基本としています。

完成するのが、令和10年3月になりますので、経常経費についても、改めて今後検討した上で予算計上させていただければというふうに思っています。

○ぬかが和子委員 そうすると、経常経費は幾らか分かんないけれども、できたときに考えることだというのが今の答弁ですね。

○道路公園整備室長 実際の経常経費については、閉鎖管理ということもあって日常清掃等の発生はしないと思いますので、あとは、その日常使いというふうにやっていくかによって経費も変わってくると思いますので、その辺の日常使いの方も視野に入れながら、また改めて御報告させていただければと思います。

○ぬかが和子委員 いや、もう正に閉鎖管理心配なのですよ。閉鎖管理していて、では日常使いというけれども、先ほど公園協会の水上バスなんてことをおっしゃっていたけれども、実際に東京都が造った千住の大川端は、かつては、正に公園協会の水上バスが泊まっていたけれども、今もうルートではなくなって泊まらなくなりましたよね。どうですか。

○都市建設課長 今は東京都の方が水上バスの船の改修工事をしております関係で、全面運休してい

るんですけども、その改修前は、月に1回ではあるんですけども、今、ぬかが委員おっしゃられた場所には停泊していたということで聞いております。

○ぬかが和子委員 つまり、東京都が自ら設置した防災船着場でさえも、やっているときでも月に1回ですよ。今は全く使われていないというような状況の中で、閉鎖管理が前提で。確かに閉鎖管理している方がお金掛からないだろうとは思いますが、だけれども、いざってときに使えるのかというところで、やはりどんな防災の施設であろうが、日常的にふだん使えているから、いざってときにも使えるという関係になきゃいけないのではないかなというふうに思っているんですが、その辺も含めてしっかりと対応していただきたいということを要望させていただきます。

それで、それにしてもなぜ7億円近いのかと。私もう何回も聞いても分からなくて、最後は議員全員がこういうものを配っていただきましたけれども、防災船着場そのものは私知らないわけではありませんし、隅田川沿いも、足立区外でもあるし、実際によく目にするものもありますけれども、簡単にいうと浮島があつて渡れるようになっているようなものがなぜ7億円近く掛かってしまうのかと。不思議でしょうがないんですけども、どうでしょうか。

○道路維持課長 今回の工事は、専門性が高く、御発言のあったように今までも区でもほとんど実績のない工事です。そのため、もともとの設計に対して、この設計の工法や内容、工事金額が妥当かどうかというのを調査設計という形で、別の設計会社に検証を確認させてもらっています。

その中身の詳細については省かせていただきますが、またそれに加えて、昨年12月に庁内審査会ということで、副区長をトップとして関係部課長をメンバーとして、その調査設計を行った成果の報告とともに、その設計会社と協議をして、そ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

こでも改めて工法であるとか工事金額について検討を確認させていただいた上で、工事発注を行っている。という経緯がございます。

○ぬかが和子委員 防災の船着場だから、7億円掛かるから反対だというふうに言うつもりはないんですよ。ただし、これ恐らく5年前、10年前だったらもっと安かっただろうと。10年前だったら半額以下だっただろうというふうに考えると、やはり優先度とかそういうことも、この案件ではなくても、やはり考えていってほしいと。

一方で、この間の本会議での区長の答弁の中でも、経常収支比率を下げるために、経常経費を1%、20億円削るんだということを言っている中で、これは経常経費でないのは分かっていますが、でも7億円なのですよ。やっぱりそういうことを考えると、施策の優先度というのを考えて、しっかりと。それ別に、今お答えになっている道路維持課長の問題ではなくて、政策判断の問題として、しっかりと今後考えていっていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○政策経営部長 こちらの案件ですが、以前たしかコロナの頃だったと思いますけれども、大分歳入が減るのではないかとということで、事業の見直しを掛けまして、これを先送りにした案件でございます。そのときも優先順位を判断しまして、もう少し先ということで今回の契約に至った、そのような経緯がございます。

○区長 ぬかが議員のおっしゃることよく分かります。過去に積み残したからといって、今、本当にやらなきゃいけなかったのかと。そういう判断は必要だと思いますし、また防災の施策についても、これが必要不可欠なのかというお考えもあるかと思ひます。

ただ、やはり川に四方囲まれている足立区にとって、区として1つの拠点が必要だろうという担当の判断もございました。これからどのように使っていくかにつきましては、例えば実際に災害の

ときに東京都の船が来るのか、自衛隊の船が来るのか。いろいろ利活用について確認をさせていただいて、このお金が決して無駄にならないように今から調整していきたいと考えております。

○ぬかが和子委員 区で設置するのは本当に初めてという中ですが、しかし、これで4か所目になるというのが足立区内の防災船着場だということで考えると、私も、そういう日常時から毎年とは言わなくても、実際に運行しての搬入の訓練のようなものもやっていながら、それを多くの方も見ていただいて理解をしていただく。そういうような日常使いも是非考えていっていただきたいんですが、どうでしょうか。

○都市建設課長 隅田川と荒川に防災船着場はございますけれども、国や都の方で、既に隅田川、荒川では防災船着場を活用した訓練をやっておりますので、こちらの船着場も整備ができた暁には、そういった訓練でも使っていただいて、いざというときにも使えるような体制は整えていきたいというふうに思っております。

○ぬかが和子委員 荒川、隅田川沿いでいくと、足立区に関わる場所も10以上……、10はないんだ。今、10近くになるということになるわけですが、単発ではなくて連携して、いざ災害が起きたときには、全部が必要になるんだろうと、恐らく思うんですよ。必要になるのかどうかのちのちちょっと疑問はあるんですが、やはりつくったからには有効に活用するということが是非やっていっていただきたいというふうに思ひます。

それから、第89号議案や梅島小学校の外壁改修の工事に関連して、いわゆる外壁塗装の問題なんですけれども、1つは、とりわけナフサ不足の中で、塗装の分野というのが一番資材が入りづらいと。共通して言われているのは、4月ぐらいの時期よりも、今年の夏、少し落ちついてきたとはいっても、やはり大量に納入というのがなかなか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

困難、学校や大規模な塗装などについては大変だという声があるんですけども、塗装工事が、この議案説明資料で見ますと、入っているのが花畑地域学習センターの大規模改修と、それから梅島小学校外壁改修工事ということになると思うんですが、その辺については、見通しといたしますか、大丈夫なんでしょうか。

○西部地区建設課長 梅島小学校につきましてですが、西部地区の方でも今回のナフサ由来に関しても非常に注目をしております、契約はしたものの実際工事ができるかということについては、非常に注目しておりますが、その辺はよくアンテナを張って、地域ですとか、あと元売とかそういったようなところとの報告なども事業者を介して、その中で検討していきたいというふうに考えてございます。

○ぬかが和子委員 すみません、花畑の方はどうですか。塗装入っているんですけども。

○東部地区建設課長 花畑につきましても、私、東部地区なので東洲江小学校の方も担当してございまして、今回の塗料が入らないということで、先ほど西部地区でも答弁させていただいておりますが、塗料メーカーですとか問屋等も合わせてお話を伺わせていただいております。

やはり業者任せにするわけではなく、問屋ですとかメーカーとも密に情報共有しながら進めることが大事だと思っておりますので、今回、業者選定できました暁にはその辺を調整できればと考えてございます。

○ぬかが和子委員 つまり塗料が入らないで中断して、工事を始めて中断をするってことは閉じている時間が延びるってことになるわけですよ。だから別に中断しないでという意味ではなくって、そういうことを見越した上での今後の工事の出し方等をやっていかなきゃいけないのではないかとこのように思っているんですね。

それとともに、外壁塗装の仕様についてもお伺

いしたいんですけども、私すごく外壁塗装の仕様については大事なことだというふうに思って、こだわっているいろいろほかの自治体なんかも拝見させていただいております、例えば葛飾は、同じような古い学校が、外壁塗装、これ専門家の方々も、あつちは塗装材の質がいいんだよなんて話も言われるんですけども、非常にきれいなのですよ。古い学校であっても、塗装が。

どう違うのかなということをしている聞いていく中で、例えば学校の外壁塗装と違って、これ躯体、本体の長寿命化にも関わってくるんですけども、上塗りの塗装を繰り返していくと、これは、例えばジャンカや旧クラック処理の跡なんかが分からない。だからリスク対処がしづらい。だけれども、これを例えば塗膜や塗材の完全除去をすると、これがリスク対処がしやすいと。要は三、四回重ね塗りしちゃうとリスク、問題点の見落としになるということが言われているんですけども、今回のこの2つの塗装の工事についての仕様はどちらなんでしょうか。塗膜や塗材の完全除去をやった上での塗装なのか、重ね塗りなのかお伺いしたいんですが。

○西部地区建設課長 梅島小学校につきまして、御報告いたします。こちらの外壁塗装につきまして一般的な学校も同様なんですけれども、ほかのも含めて、基本的に外壁の中に含まれる材料の撤去というものもどうしても必要となりまして、それをちゃんと撤去して素地というもとのあるところにもクラック等が入ります。そういったようなものもしっかりと直していきながら塗り替えていくというふうに、今回は吹きつけでありますけれども、そういうような対応を一般的にはしてございます。

○東部地区建設課長 花畑地域学習センターにおきましても、既存の塗装撤去しまして、下地補修をした上で、改めて塗装を吹くような形になってございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○ぬかが和子委員 そうしますと、どちらも基本的に撤去してやるというお答えだったんで、そこはちょっと安心したんですけども、その塗膜の素材の使用というのが、これは業界の方からも言われたんですけども、足立区はシリコンが主流なんだけれども、紫外線や酸性雨などにも強く、柔軟性もある無機、有機塗料などを活用すると全然違うんですよということを言われているんですが、その辺での素材はどういう使用になっていますでしょうか。

○西部地区建設課長 梅島小学校につきましては、ぬかが委員おっしゃるとおり、上塗りとしてアクリルシリコン系を使用させていただきます。

○東部地区建設課長 花畑地域学習センターにつきましては、★★塗り材のEというものを使用して塗装をやる予定でございます。

○ぬかが和子委員 是非、もう今回はそれで、結局もう入札をやっているということですけども、今後やはり施設の長寿命化というのを本気で考えたときに、そういったこともね。やはり塗材のランクをしっかりと上げて、そして紫外線にも強いものにします。

そうしていくことで、より長寿命化も実効性あるものになる。それから見た目としても非常に劣化した感じがしない、そういう塗装になるのではないかなと思ってまして、是非そういう方向性でやって、そういうことも考慮しながら今後計画を立てていく必要があると思うんですが、副区長どうですか。

○工藤副区長 今、私どもが扱っている塗装材は東京都の指標に基づく一般的なやつということで、費用対効果を考えてやっています。ぬかが委員がおっしゃったやつは、雨にぬれたときにきれいに洗えるとか、自動的にきれいになるとかということだと思いますけれども、その辺のコストが幾らぐらい掛かって、本当に長寿命化に寄与するかということもやっぱり検証しなきゃいけないので、

それを検証した上で判断していきたいと思います。

○ぬかが和子委員 何でこの話が出たかというと、私、葛飾区の学校の外壁塗装と足立区の違いというのを非常に見ていて、よく通るところで感じて、どう違うんですかということを知っていて調べてた中で、そういう話が出てきているんですね。

だから是非、やはり見た目にも古さを感じないで、そして非常に長寿命化に寄与する、そういった方向だと思っていますので、是非対応していただきたいということも求めて、質問は終わりたいと思います。

○加地まさなお委員 1点だけ船着場の、第99号議案の千住の防災の船着場についての皆さんのお話を聞いて大分分かったんですが、その中で、ちょっと区長の答弁の中にも、今後何に使っていくかというのがまだ明確に決まっていなかったんだというのが分かって、それに対して、本当にこの金額を充てていくというところが、考えたときに、この場所も選定も含めて、これ防災というぐらいなので、私は区長の言うとおりの河川をしっかりと使っていた方がいいんですが、では、防災のときに、河川のこれつくって、例えば水かさが増したときとか、そういった震災のときも水が増える可能性があるような気がするんです。

それもしっかりと対応して、もう想定して、これ設計をしているのかお聞かせください。

○道路維持課長 水位の対応に対しましては、今回の船着場がいわゆる浮桟橋方式という形になって、簡単にいうとコンクリートの箱を水面に浮かせているような形になります。そのため水位が上昇すると、当然船着場自体も推移とともに上がりますので、水位の上昇に比較的影響を受けづらく、船着場として活用しやすいという利点があります。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。それともう1つは、やっぱりこれだけの金額なので、特殊なものなのでどうしても高いものなのか、ちゃんと相みつも取っているということだったので、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そこは納得できたんですが、やはり民間の活用も含めて考えていかないと、先ほどぬかが委員の話もありましたけれども、これ閉鎖管理していて本当にいざ使えるのかなと。

これから、区でも活用がまだやっていないのに、想定もできていない。これ結構厳しいと思うんですけども、平時のときにも広く使えるような形で、多分船着場とかというのは船の管理も含めて普通の道路とかよりも金額高いと思うんですね。その辺も含めて、民間活用も視野に入れるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市建設課長 加地委員御指摘の日常の使用というところだと思いますけれども、先ほど御答弁したとおりなのですが、日常的にも使っていただいて、いざというときも使えるというのがいい形かと思うので、日常的に使っていただく方のアプローチと、その日常的に使っていただく場合の利用のルールというのもつくっていく必要があるかと思います。

近隣ですと北区とかでもつくっているんですけども、北区の方ではそういった利用の申請のルールなんかも確立されていますので、そうしたところの事例も踏まえながら、そういった問題に対応していければと思っております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。ちょっと長くなってしまうので、これ、そもそも論で、防災ということなので、多分ここから何か、河川から荷物を運んでそこからアクセスするということが必要だと思うので、その点も含めてこの場所を選定し、なおかつその荷物を運ぶというところ、それを道路まで持っていくというところまでもしっかりと考えられているということで間違いないでしょうか。

○都市建設課長 今回、場所の選定に当たりまして、川から市街地にアクセスできるということで、堤防を越えた坂路、坂道があるところに今回船着場を造るということで場所の選定もしております

ので、御指摘の点は問題なく選定しているという認識でございます。

○都市建設部長 多少補足いたしますが、こちら千住大川端地区のまちづくりの一環で、関係者堤防に合わせて市街地に入られるように★★しておりますので最適な場所だと思っております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。これ多分スロープになっていると思うので、若干下がっていくと思うんですね。船から運ぶ場合は、運ぶの結構大変だと思うんです。その点も含めて考えなければいけないし、実際何をメインに運ぶのかも多分決めておかないと、これ防災計画にも位置付けてくることなのかなと思いますので、その点ももう1回しっかりと考えていただいて、つくるならつくったでこの金額に見合うようなものに、有事の際も速やかにすぐに使えるようにということだけをしつかりと考えていただきたいと要望させていただいて終わります。

○吉田こうじ委員 すみません、もう時間も時間なんで1個だけ。ちょっと気になっちゃうとずっと気になっちゃうので聞かせていただきたいんですけども、よく区民の方から、二、三年前に杉並で人工芝の校庭でお子さんがけがをしてというのがございました。そのときに足立区も全校で検査して、2校からかな。二十数本見つかったというニュースがございましたけれども。

その後、人工芝の改修工事というのは、随分、高野のスポーツパークですとかほかの学校でも行われているんですけども、この人工芝改修のときに、この金額にも関わってくるかもしれないんですけども、その仕様の中で、例えば最終的に、例えばマグネットスイーパーで全部チェックしろとか、その報告をしろとか、最後目視だけに頼らずに探知機できちんと見ろとかという仕様になっているのかどうかだけちょっと。そういう確認され取られれば、私も安心して区民の方に答えられるんですけども、教えていただけますでしょ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うか。

○学校施設管理課長 人工芝は、例えば土から人工芝にする際には、もう下にアスファルトを引いてしまっ、その上に芝を引きますので、そういった危険物の問題はないところです。

今、実際に人工芝にされている、なっている学校のメンテナンスを年1回やっております。その際、機械で芝を起こすんですけども、その際にも安全ピンとか、かけらだとか、くぎだとかそういったものがあつた場合はそれで吸い取って除去しているというところをやっておりますので、安全は確保されていると認識しております。

○吉田こうじ委員 新たに改修で付けていく、剥がして付けていくという場合も、金属は使っていないということなんでしょうか。

○学校施設管理課長 そうです。アスファルトを引いてしまっ、その上に芝を、出来上がった芝を敷いていくという感じですので、その点は大丈夫かと思っております。

○吉田こうじ委員 しつこくすみません。アンカーとかも全然使わないで貼り付けていくという工法なんでしょうか。それちょっと伺えれば。

○中部地区建設課長 今おっしゃっているのは、人工芝の施工の方法ということでよろしかったでしょうか。

○吉田こうじ委員 そうですね。

○中部地区建設課長 基本的には、人工芝は接着剤で貼り付けております。今、学校施設課長が話したように、アスファルトの上に接着剤をならして人工芝を接着しております。

○吉田こうじ委員 分かりました。

○吉岡茂委員長 よろしいですか。

○吉田こうじ委員 はい。

○吉岡茂委員長 他に質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派からの意見をお願いいたします。

す。

○くじらい実委員 10議案とも可決でお願いいたします。

○吉岡茂委員長 全て可決でいいですか。

○いいくら昭二委員 全て可決でお願いします。

○ぬかが和子委員 全て賛成です。

○吉岡茂委員長 分かりました。

○加地まさなお委員 全て可決でお願いします。

○佐藤あい委員 10議案全て可決でお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。

それでは、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないと認め、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

なお、午後の委員会審査に係りのない執行機関におかれましては、出席されなくても構いませんので、よろしくお願いいたします。

午後0時07分休憩

午後1時08分再開

○吉岡茂委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、冒頭に吉田委員より発言を求められておりますのでこれを認めます。

○吉田こうじ委員 先ほどの最後の質問で、杉並区の校庭の事故の話をさせていただいたんですけども、何か人工芝から金属片が見つかったというような発言を私、してしまったかもしれないんですけども、クレイの、化粧砂のですね。クレイの校庭から金属片が、くぎが見つかったと。

足立区でも昨年ですか、そういう同様の事故もあつたということで、足立区の方でも人工芝を除くクレイの校庭を全部調査をして、そういうものが見つかつて除去をしたと。それにのっとり、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

今後校庭の改修、また更新の際には人工芝に変えていく、順次変えていくと。リスクの少ない人工芝に変えていくという方針が出されているということをきちんと御説明した上でお話をしなくてはならないところを、何か人工芝にくぎがあたかもあるような私も発言をしてしまいまして、自分自身の認識、また調査、勉強不足でございました。

改めまして、おわび申し上げて訂正をさせていただきます。議事録の方もよろしくお願ひいたします。

○吉岡茂委員長 ということでございますので、御了承願ひます。

————— ◇ —————

○吉岡茂委員長 それでは次に、請願・陳情の審査に入らせていただきます。

初めに、（１）５受理番号１８ 日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

何か変化ありましたでしょうか。

○総務課長 特に変化はございません。

○吉岡茂委員長 分かりました。

それでは、これより質疑に入ります。

何か質疑ありますか。

○ぬかが和子委員 この間、この陳情に関連して、やはり、平和首長会議に参加している足立区として、この核兵器禁止条約や廃絶に向けてどういう取組をしているのかという質疑を、何回かの委員会やらせていただきました。

今年の１月から２月にかけて、日本共産党の東京都議団が、東京都下の６２市区町村に対して平和事業の調査活動をやらせていただいて、全ての自治体から回答をいただいたということで報告書出ているんですが、その内容報告そのものは区の方では認識していますでしょうか。

○総務課長 先日そのような報告書を、こちらの方にも届きましたので、そちらの方が来ていることは把握しております。

○ぬかが和子委員 それで、やはり被爆者の方も、足立の被爆者の方も言われているんですが、今アリオでやっている原爆・平和展は、ほかの自治体にはなかなかないような取組と、そして長年の経過の中で応援もしてくださっていて、本当にありがたいと。

私も、何回もいろいろなそういう質問やってきたけれども、今では区の方もしっかり応援くださって、ほかではなかなかない取組なので自慢しているんですよという話があるのも事実で、これは民間の平和活動への支援というところで、区の方が回答しているわけですよ。

一方で、児童・生徒向けの平和事業についてというところで、２３区で、１９区は何らかの活動をやっているんですけども、足立区はゼロということで、全くそれについてはないというふうな扱いになっているんですが、実際どうなのですかね。

○総務課長 児童・生徒向けという点でございます。昨年度に戦後８０年というところを捉えての平和の啓発動画を作成を行いましたので、それを今年度から小・中学生の方の学校の授業等で活用いただくようにということで御依頼をしているところでございます。

そちらの方、ちょっとその報告書の部分とのずれ等あるのかもしれませんが、そういったところで、やはり小・中学生向けの平和の啓発は重要と捉えておりますので、そこでまず力を入れてやっていきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 今言われたのは、恐らく戦後８０年の平和事業、平和行事という問いに対してのところでは、足立区というのが平和啓発動画作成ということで、戦争体験証言をＹｏｕＴｕｂｅでの公開や学校教材として使用というのは書かれて

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

はいるんですよ。

ただし、一方で、児童・生徒向けの平和授業ということで、お隣の北区では、平和展で子どもたちの作品を展示する。それから親子で学ぶ平和バスツアー、これは区内の史跡を回るというのを、これは別に80年ではなくやっています、荒川区では、夏休み子ども平和映画会というのと、人権週間に合わせて、子どもたちによる平和なまち絵画コンテスト作品展、これをお隣の荒川区では実施している。

それから、板橋区では中学生の平和の旅、平和のつどいでの発表、板橋はすごく活発で、平和絵画・原爆展というのでは小・中学生の作品を展示するとか様々やっていて、葛飾も被爆体験の講話会や非核平和ポスターパネルなどの貸出しとか集いとか、そんな形で実施しているということで紹介されていて、やはり、もう被爆者の方々というのは、もう平均年齢もかなり高齢化している中で、今、戦争体験をできる最後の、そして核兵器廃絶を訴えられる最後の生の声を聞けるチャンスだってことで、足立区でも最後の機会を大事にしたいということで動画は作られたと思うんですよ。

なのでですけども、やはり、今度は子どもたちの世代に平和の活動を継承していくということで、こういったほかの周辺区や、ほかの区でやっているような取組というのも参考に是非やってほしいと思っているんですが、どうでしょうか。

○総務課長 他区の取組等は、また引き続き参考にしながら平和の啓発等は努めていきたいとは思っていますが、例えば今年度、そちらの報告ではないですけども、今度12月に行われます人権の集いでは、平和という点で「この世界の片隅に」という広島のかつての戦時中のときのものを舞台にした映画の上映などを行って、そういったところから去年の戦後80年と、今年もつなげて1つそういったものを取り上げたという点もございます。

そういったところを通して、また、今後も平和についての取組については、他区のものも参考にしながら、また来年度以降考えていきたいと思っています。

○ぬかが和子委員 その調査結果を簡単にまとめたものがあるんですけども、東京都下の全ての区市町村の中で、子どもや若者を被爆地などに派遣というのは45%、でも半分近くはもう派遣しているんですね。

それから、公立小・中学校の平和教育への支援を実施というのは、これ先ほど申し上げた足立区はそこゼロになっていたんですけども、これが5割を超えているということもありますので、繰り返しの答弁はもう求めませんけれども、是非そういう次の世代に、確かに今度の人権週間の映画なんかも大事な機会だというふうに思いますけれども、それも次の世代につなげる。そういう取組で努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○吉岡茂委員長 他に質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○いいくら昭二委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○ぬかが和子委員 採択を是非していただきたいと思います。

○加地まさなお委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○佐藤あい委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。

それでは、これより採決いたします。

本案は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[賛成者挙手]

○吉岡茂委員長 挙手多数であります。よって、継続審査といたしました。

次に、(2) 5 受理番号 26 を単独議題といたします。

前は継続審査であります。

執行機関、何か変化ありましたでしょうか。

○人事課長 特に大きな動きはございません。

○吉岡茂委員長 では、質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○ぬかが和子委員 前回もいろいろと質疑して、公選法上限なく疑義がある。もともとのこの陳情の発端になった出来事について、そういう議論もありましたけれども、その後……。

[発言する者あり]

○ぬかが和子委員 ごめんなさい。そうだそうだ、ごめんなさい。失礼しました。陳情、間違えました。

今、あれですよ。定年の方ですよ。

○吉岡茂委員長 そう、定年です。

○ぬかが和子委員 定年の方は、ごめんなさい。なしで、今の取り消します。すみません、失礼しました。

○吉岡茂委員長 今、(2) の 5 受理番号 26 でございます。何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉岡茂委員長 よろしいですね。

では、質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 継続をお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○いいくら昭二委員 継続をお願いします。

○ぬかが和子委員 継続をお願いします。

○加地まさなお委員 継続をお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○佐藤あい委員 継続をお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。

それでは、これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉岡茂委員長 御異議ないと認め、継続審査と決定いたしました。

次に、(3) 受理番号 16 公的支援事業における政治的公平性の確保に関する陳情を単独議題といたします。

前は継続審査であります。

執行機関、何か変化ありましたでしょうか。

○総務課長 こちらの陳情につきましては、前回出されたもので、説明差し上げたものでございますがそのときの前回の総務委員会で、各会派から様々公的支援を受ける区民の方等への分かりやすい事例というか、そういったもののお示しなどについてや、チェック体制などについての御要望、御意見をいただいたところでございます。

それについて、その後検討を開始をしておりますが、公職選挙法の解釈等も含めたなかなか複雑、ちょっと慎重な検討が必要かと思っております、現在も検討中の状況でございます。

○吉岡茂委員長 分かりました。

この件について、何か質疑。

○くじらい実委員 すみません、ちょっと私の方からは、今回の件、個別の事案になりますけれども、会計に関して意思決定過程についての確認をちょっとさせていただきたいと思います。

最初、区として活動内容や事業の実施状況を確認するためのパンフレットとかチラシの提出、また事業報告書の提出も求めていると思いますけれども、その事業報告書は、もう既に区の方は提出されて把握をしているのでしょうか。

○まちづくり課長 事業報告書につきましては、事業期間が今年の 8 月末までになっていますので、現時点で提出いただいていません。事業終了後 1

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

か月以内に提出という形になってございます。

チラシの関係につきましては、またその報告書を頂いたところでまた確認をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○くじらい実委員 事業報告書がもう出ているというのであれば、これパンフレット、今回ちょっと指摘されているパンフレットには、これ経費としては幾らぐらい充てられたかというのは分かりますか。

○まちづくり課長 事業報告書はまだ提出はされていないところですけれども、申請のときに事業収支計画書を出されております。その中では、印刷経費としまして、パンフレットの印刷経費、第九の演奏会につきまして4万5,130円という形で記載がされております。

○くじらい実委員 大体4万5,000円ぐらいということですね。

あと、ちょっと意思決定過程についても確認をしたいんですけれども、今回この国会議員の挨拶文の掲載というのが、これ団体の中でどういう経過を経て掲載することが決まったのか。最終的決定は誰がしたのかというところが分かれば。

○まちづくり課長 団体の中での意思決定、それから誰が決定をしたかという中での話については把握をしていないというところがございます。

○くじらい実委員 区の方は、そこまでは、では今把握はしていないということなのですか、これちょっと私の方もお聞きしたんですけれども、ここに、こちらの当該団体の代表の方が今後選挙に立候補するかもしれないという話もちらっとお聞きし、以前の委員会でも、ちょっとぬかが委員の方からも話ありましたけれども、私どももちょっとそういう話が入ってきました。

これ、政治的活動を目的するものでないことというのを要綱等の基準に定めている以上、区としても、前回の報告では、この当該団体代表が区へ謝罪して、区として嚴重注意したということで報

告あったんですけれども。これが、もし本当にこれから立候補するってなった場合には、これちょっとステージが変わってくるのかなというところなのですが、これって、掲載に至った経緯をしつかり調査をして、また当該団体に対して毅然とした対応を取る必要があるかと思えますけれども、そちらについてはいかがでしょうか。

○まちづくり課長 これまでも、当該団体につきましては、1月に謝罪に見えたときに、助成金に対する公的中立性、それについてはきちんとするよというということで指導をしたということと併せてもう1つ、トラストの、今度の当該団体については、その後のコンサート等をやるようなパンフレットを作成するときにつきましては、トラストの助成を受けているというようなものについては、記載するもの、パンフレットにつきましては、あらかじめまちづくり課の方の確認を得るよということで指導をしてきたところでございます。

この指導方針にのっとってやっているという方向性については、変わらないというところがございます。

○くじらい実委員 あくまでこれ仮定の話なので、ちょっとこちらもはっきりしたことは言えないと思うんですけれども、やっぱりもし仮に、本当に選挙出ますよとなったときは、前々回の委員会でもお話ししたとおり、公職選挙法にも絡んできてしまうのかなというところもありますので、これは先ほど総務課長の方からも今後のチェック体制とか運用改善の何か分かりやすい事例とかチェック体制の方を取り組んでいきますという話ありましたので、こちらは引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、要望でよろしく願います。

○吉岡茂委員長 他に質疑。

○ぬかが和子委員 先ほど失礼しました。まず、今のくじらい委員の質疑に続いて質疑させていただきます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

この問題って、トラストの支出という点での公
ということが問われている問題と、それから公選
法絡みでの公というのの在り方が問われている2
種類の問題を持っているというふうに思うんです
ね。公選法に絡んでの公というところでまずちょ
っと質問していきたいと思っているんですが、驚
いたのは、先ほどくじらい委員も言われたような、
選挙に立候補する予定があるという問題もあるん
ですが、このミレニアムシンガーズの代表の方が、
何と昨年の9月には、問題になっている森ようす
け氏の私設秘書をやっていたと。

昨年の9月からは私設秘書をやっていて、それ
で1月に第九の演奏会があったわけですね。第
九の演奏会があって、これとほぼリンクした形で
総選挙が行われたと。その第九の演奏会のパンフ
レットに大写真で森氏の写真が掲載されていたと
いうことなのですよ。

通常この1月に、要はトラスト資金も頂きなが
ら公益信託を受けながらやったコンサートという
のは、有料のコンサートだったんですかね。

○まちづくり課長 チケット販売をして有料だった
ということで認識をしてございます。

○ぬかが和子委員 この写真に載った方が、つまり
国会議員の方がお金を払ってコンサートに参加し
たかどうかというのを、区つかんでいますか。

○まちづくり課長 そこまでは把握をしてございま
せん。

○ぬかが和子委員 これ、公選法絡みの方の話では
あるんですが、しっかり私つかんでみていただき
たいと思っているんです。私が聞いた情報では無
料で参加しているらしいですよ。そうしますと、
公益信託を受けてトラスト資金を頂いた、それで
開催したコンサートは総選挙とリンクするような
時期に行われていて、そこにパンフレットで大写
しになっていて、その主催者が、その大写真にな
った政治家の方の私設秘書を務めていて、公益信
託を受けて開いたコンサートに、普通はどの方も

チケット代を払って今のお話のように入場してい
る中で、無料でもし参加していたら、これ供応で
すよね。選挙管理委員会事務局長いらっしゃいま
すか。

○選挙管理委員会事務局長 前回の委員会でも御答
弁申し上げてはいますが、様々、公選法に疑
義が残る案件だとは思っています。

○ぬかが和子委員 普通ただで参加できないものを
ただで参加させてもらっていたら、供応につな
がりませんか。

○選挙管理委員会事務局長 一般の方は、このイベ
ント多分1,000円ぐらいの入場料を取ってい
たと思うんですけども、シチュエーションとし
ては細かい設定が分からない中では何とも申し上
げられませんが、先ほどの答弁と繰り返しになり
ますが、疑義があるケースだとは思っております。

○ぬかが和子委員 しかも今回、だんだん明らかにな
ってきたのが、両方とも、結局は代表者の方も
パンフレットに載った方も両政治家なのですよ。
簡単に言えば。そうすると、どう考えても供応に
つながりかねないという点では、そういうことも
含めてしっかり選挙管理委員会の方でも判断して
いただきたいと思います。再度答弁をお願い
します。

○選挙管理委員会事務局長 これも先月の、前回の
委員会で御答弁申し上げておりますが、公職選挙
法に抵触するか否かについては警察が判断するこ
ととなっております。

ただ、一つ申し添えさせていただきたいのは、
選挙管理委員会事務局といたしましては、公選法
に抵触するだろうと思われる案件については、個
別に警察の方に御相談を申し上げています。

ただ、今回のこの件について、しているのか、
していないのかについては、答弁はちょっと控え
させていただきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 そこは実際に出馬を予定してい
るということが明らかになった段階とは、また今

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の段階というのは違うということもあると思うんですよ。ですよ。

○選挙管理委員会事務局長 繰り返しの御答弁ですが、公職選挙法に抵触すると思われる案件については、その都度、警察の方に御相談、情報提供しているということで今までもやっておりますので、どのタイミングでということについては申し訳ありませんが、控えさせていただきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 選管そのものも公開しているところで議論しているわけですから、そこでその話も聞いてはいるんですけれども、しっかりやっていっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどくじらい委員の質問でも言われていた事業期間が8月までになっているので、実績報告や収支報告については、事業終了後1か月以内ということになりますと、今月中にそれが出されるということでしょう。

○まちづくり課長 ぬかが委員おっしゃるとおりでございます。

○ぬかが和子委員 ただ、交付申請時の事業計画がこういうものであったとか、収支計画というのはもう出ている中で、いわゆる個人情報とかそういうものに引っかけられない範囲では、是非審議をするためにも議会にも公開していただきたいんですよ。どうでしょうか。

○まちづくり課長 提出できるものについては、提出をしていきたいというふうに考えます。

○ぬかが和子委員 何でそう思ったかっていいますと、先ほどの答弁で、あのカラーのパンフ、収支計画の中で4万5,000円というのは、私たち自前でパンフレットなどを作っている身からするとあり得ないような金額で、だから余計に収支計画というのはどうなっているのか、そういうところもしっかり見させていただきながら、いろいろ判断をしていきたいというふうに思っているんです。

それ以外のところというのは、例えば交付された公金がどういうふうに具体的に使われたのかとか、支出の内訳とか収支の報告とか実績報告とか、実際会計的にはどうだったのかとか、領収書がどうだったのかとか、パンフレットの実際の制作費がどうだったのかとかということは、全て報告書が出れば分かるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○まちづくり課長 どこまでというところはありませんけれども、今言っていたところについては分かってくるというふうに考えてございます。

○ぬかが和子委員 通常であれば、トラストの事業なので、私たちも公費の助成を受ける団体に対してこんなそんな細かいことは言いたくないわけですよ。細かく議会が本来はチェックする筋合いのものではないと思うんですよ。公費助成を受けて、公益信託に役立つ事業をやろうというのであれば、だけれども、そこにそういう明確な政治的な意図が働いていたようなそういう問題であるので、これは、やはりしっかりと、それも分かった時点で、出せる範囲で構いませんから、議会にも明らかにしていただきたいんですが、それは出た後のことですが、どうでしょうか。

○まちづくり課長 できる範囲で提出をしていくような形で検討をしたいと思います。

○ぬかが和子委員 本来の足立区の情報公開の原則にのっとったそういう出し方をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、前回の質疑のときに、その代表者の方が1人でこのことをやったんだということ言われているんですけれども、そうしますと、もとのこの演奏活動をやっているミレニアムシンガーズという団体の方々は、何も関知していなかったということになるんですね。

○まちづくり課長 そちら辺のどこまで関与をしていったらいいかというところは分からない部分がありますけれども、実際のミレニアムシンガーズ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の構成されている方々が、多くはもう大学生、大学院生というようなことでありましたので、そういった中で、前回も申し上げましたが、社会的経験がなかったというところの中で、私が判断をしてしまいましたというふうなお話があったというふうに認識してございます。

○ぬかが和子委員 いや、皆さん卒業生ですよ、ミレニアムシンガーズは。私もそんなこういう背景があるなんて知らないでコンサートなども拝見したこともあるし、音楽活動そのものは、いい音楽活動をやられているというふうには認識していたんですけども、ただ、ほかの人たちは何も知らないで1人で全てやったというのは非常に分からない。分からないんですよ、私の中では。

そうすると、いつどの程度でほかの方々が知っていたのかということも、是非ちょっと報告を受ける際には聞いていただきたいというふうに思っているんです。客観的な裏付けが1人でやった。分からないから、つまりそういうことにたけた人がいないから自分がやってしまったんですというのが、今回の写真を載せたことについての説明なわけですよ。説明でしたよね。

だけれども、背景を見ると、知らないからうっかりやったとはとても思えないわけですよ。さっきのいわゆる公選法上の疑義という点から見ると。だって、その前に当該者の私的な秘書、私設秘書をやっている、その自分が私設秘書をやっている政治家をポスターに出したというわけですから。そうすると、そこをその団体がどのぐらい把握していたのかというのは、やっぱり、通常の案件ではないからこんな聞いているんですけども、しっかりつかんで見ていただきたいんですが、どうでしょうか。

○まちづくり課長 先ほどの、何ていうんでしょう、私設秘書をしていたというところも私どもも把握をしていませんでしたので、その辺のところ新しい情報もいただいたところございますので、確認

できるところについては確認をしたいというふうに考えてございます。

○ぬかが和子委員 では、最後にしますけれども、先ほどいろいろな計画等々については、今後可能な限り、可能な部分は出していただくというふうに言っていたいたんで、それを踏まえた上で、今後質疑したいと思っているんですが、やはり通常の状況ではないものに使われてしまったという印象を拭えない中では、やはり公費が、公費の支出がどうだったのかってことも含めて、誰が企画したのか、本当に誰が決定して誰が承認したのか。

では、パンフに載せることは、自主的に本人、代表者が1人で依頼したのか。どういう経緯で1人だけになったのか。そういうことも、一連の流れとしてしっかりと見ていっていただきたいと思っていますし、調査をしていく中で、また報告書を出された結果として、やはりこの重大な事実、つまり事前に出したものと、当日、後から今後出されるであろう報告書でいろいろなそごがある場合には、そこについてもしっかりと検証して、本当にこの交付決定が妥当だったのか。そういったことの取消しという選択肢はないのか。そういうことも含めて、今後判断していただきたいと思っているんですが、どうでしょうか。

○まちづくり課長 今いただいたところの御意見も踏まえながら、検討をしたいと思います。

○いいくら昭二委員 私も二、三質問させてください。今の議論を聞いていて本当にトラストということで、せっかく第九というか、文化芸術を足立区の皆様と一緒にということで、何か残念だななんていう形で私自身も感じたんですけども。

計画書を出すということで、またそれを見ながらということなのですけども、そもそもやはりトラストというのは、まちづくりでの活性化という部分では本当にすばらしい。特に芸術というものに関しては、本当にトラストを使って区民の皆様方も本当に有名な曲を聞いたり、また一緒に歌

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うということはすばらしいことだと思っております。

私も前回ちょっとお話し聞かせていただいて、お話があったとおりのですけれども、うっかりしていたということなのですけれども、トラストなのですけれども、最長で5年間ぐらい継続できる形でよろしいですね。

○まちづくり課長 コースにもよりますけれども、年数5年ですとか、あるいは上限金額が500万円までとか、年数と金額で決まっているところがございます。

○いいくら昭二委員 このケース、案件は、ケースでいうと何年継続のことが可能なのですか。

○まちづくり課長 こちらにつきましては、5年間になる。5回までということになりますけれども、金額の方で上限に、もし次出てくるとすれば達してしまうかなというふうな感じでの金額でございます。

○いいくら昭二委員 そうしますと、今回、前回の質疑のときに二度目だったんだけれども、うっかりしたということだったと思うんですけれども。

そうすると、今回、来年1月の申請というものは、今の段階で区はどのような形にトラストの対応になっているのか、その点についてお伺いします。

○まちづくり課長 次回の受付がこの11月から始まりますけれども、まだその点、何でしょう、申請する、しないうんぬんというところについての御相談はいただいているという状況でございます。

○いいくら昭二委員 せっかく今5回までできるということで、どういう形、実は私も昔、もうなくなっただけですけれども、第九に参加させていただいて、区の職員もいらっしやっただけですけれども、一緒に歌ったという経緯があって、やはり5回参加させていただいた経緯があったんですけれども、本当に楽しい思い出で、本当にそのときも足立区

が誘致した藝大の学生さんと一緒にやらせていただいた経緯があったので、そのときは厳格にやっていたんですけれども、今回、例えばこれ、どういう申請が出るか分からないんですが、申請出れば。

例えば、出ないとなってしまうと、本当に先ほどの議論でいった場合において、立候補する人の選挙の近くで、また立候補するという形。今回も、例えば申請が芸術ですから、本来の趣旨からいった場合においては5回までできるわけですから、そういう思いでやっていただけるのかななんて思って私はちょっと聞いていたんですけれども、今のところ予定がない、今のところそのあれが、動きがないとなってくると、正に先ほど他の委員の方から言われたような形に、何か本当にそのためにという話になりかねないのかななんて思って聞いていたんですけれども。

区は、今までの議論を通じて、本当に芸術のためなのか自分のためなのか、そこら辺のところというのは、今のところどのような形で把握しているんですかね。

○まちづくり課長 先ほど、ぬかが委員の方からもありましたけれども、やっていらっしゃる内容につきましては非常にすばらしいといえますが、足立区に音楽を根づかせて、そこから例えば音楽を目指す子どもが育ってくれたりですとか、クラシックの垣根を低くしようとかいうようなことでやってきていただいているという形で認識しておりますので、やってきていただいていること自体については、すばらしいことだということで認識してございます。

○いいくら昭二委員 そういうことで、今後、今回のケースはともかく、たまたま第九って形あるんですけれども、是非私の経験則、私も5回出ていたんですけれども、第九はすばらしい話で、これでもう第九のほかの団体が、では、もう手上げるのやめようなんていうことにならない、あくまで

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

これは今回のケースでまた違うパターンなので、是非そこら辺のところ、もしかしたら3回目で応募されるかも分からないという部分においてしっかりと、大切なこととしては、厳格に誤解がないようにやっていただきたいという思いで今話しておりますので、その点を踏まえた上で、区は対応していただきたいと思います。これ要望で、よろしくお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。他に何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 よろしいですね。

質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 今後の報告もあるかと思うので、引き続き継続でお願いします。

○いいくら昭二委員 継続でお願いします。

○ぬかが和子委員 私も、いろいろ資料も提出求めましたので、継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続で。

○加地まさなお委員 今日の議論を聞いて、またその先の結果も含めてのまた話し合いが必要だと思いますので、継続でお願いいたします。

○佐藤あい委員 まだ事実確認というところでは、これから進んでいくところだと思いますので、その報告を待ちたいと思いますので、継続でお願いいたします。

○吉岡茂委員長 継続、分かりました。

それでは、これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 御異議ないと認め、継続審査と決定いたしました。

次に、（４）受理番号１８を単独議題といたします。

本陳情は新規付託であります。また、報告事項

（５）スマートフォン操作支援に関する連携協定締結についてが本事業と関連しておりますので、併せて報告をお願いいたします。

○政策経営部長 恐れ入ります。政策経営部の請願陳情説明資料２ページをお開きください。

こちらの陳情でございますが、デジタル必須・強制されないアナログな生活の権利の保障を求める陳情でございまして、要旨は、デジタル化された取組を行う際には、アナログな代替案の義務付けを求めるというものでございます。

内容及び経過、大きく２点御報告しております。

まず１点目でございます。

行政手続のデジタル化に関する状況でございますが、申請者の利便性向上ということで、令和４年からオンライン申請システムの運用を開始しております。また、令和８年１月からは、クロスＩＤアプリとの連携を開始しまして、申請から決定通知までデジタルで完結する仕組みを構築しております。

アナログの手続の義務付けはしておりませんけれども、申請書の、申請者のニーズや事業収支なども勘案しながら、窓口また電話、郵送による手続も継続をしております。対象者のニーズや利便性を考慮しながら、バランスを取りながら事業展開を行っているものでございます。

２点目は、デジタル・デバйд対策に関する状況でございます。

スマホの操作支援でございます。総務委員会でも御報告をしておりますけれども、様々な他の事業とも連携をしながら、区内各所で支援メニューの展開を図っております。また、スマホの購入支援の中でも、購入店舗でスマホ教室を受講しまして、アプリの新規登録なども必要としております。令和９年度以降も、区が直接委託するようなスマホ教室の開催も現在検討しているところでございます。

関連いたしまして、政策経営部の報告資料１８

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ページお開きください。

スマートフォン操作支援に関する連携協定の御報告でございます。

スマホの操作に不慣れな方に対するサポート体制ということで、7月31日にソフトバンク株式会社と連携協定結びまして、今回はNTTドコモ、KDDI株式会社と8月31日付で協定を締結したものでございます。

連携内容の概要でございます。項番2に記載のとおり、スマホ操作の相談や教室、またアプリのインストール、操作支援となっておりますが、区民の意に反した営業行為を行ってはならないということを協定の中で定めております。

協定期間、項番3のとおりでございます。協定が終了した後は、申出がなければ自動で1年間継続する形態を取っております。

19ページの項番4のところで、協力店舗を記載しております。NTTドコモ、KDDIそれぞれ7か所ずつ記載をしております。20ページに地図で区内各所全体像が分かるように位置をお示ししております。相談や受講については、事前に連絡、予約の上、実施をしているものです。

ちょっと項番7を見ていただきまして、ソフトバンク、既に協定を結んでおりますけれども、区の防災フェスティバルの中で、スマホ操作の相談会や防災アプリを紹介するブースの出展を予定しております。

20ページ、今後の方針でございますが、利用者の方に誤解を生じないように、また丁寧な周知を行いたいと考えております。

私からは以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

何か質疑。

○くじらい実委員 今回、新規付託ということで、ちょっと確認というか、区の方向性も含めてお聞きしたいんですけれども、当然便利になれば、デ

ジタルの方で便利になればこれは当然やっていくべき話かなと思いますし、同時に、アナログのなかなかデジタルに慣れない方からしたら、デジタルの怖さというののもちょっと感じているところもあるのかなと思いますから、当然アナログの部分というののも残さなきゃいけないかなと思うんですけども。

こちら、先ほど報告の方で、オンラインの登録手続数ということで、令和7年度末894手続ということで表記されているんですけども、今までこれ、全てもうオンライン手続ですとか、アナログが全く使えないような状況になるような手続というのは今までやったことあるんでしょうか。

○ICT戦略推進担当課長 私の方で全ての手続を把握しているわけではないんですけども、昨年ですと、オンライン申請システムのキャンペーン、利用促進キャンペーンというのをやっておりまして、こちらにつきましてはオンライン申請を普及するという趣旨、事業目的から、全てオンラインで受け付けてオンラインで決定通知を返しているようなものになります。

○くじらい実委員 それはオンラインのキャンペーンのためですから、当然オンラインでやってくださいという趣旨があったからアナログはちょっとなかったよということによろしいですか。

○ICT戦略推進担当課長 くじらい委員おっしゃるとおりでございます。

○くじらい実委員 では、基本的にはオンライン手続も含めて、デジタルだけに特化せずにアナログの手続もちゃんと併用してやっていますよという見解でよろしいですか。

○ICT戦略推進担当課長 やはりデジタル、利便性向上する面はもちろんあるんですけども、どうしてもスマートフォンを持っていない方ですとか、操作ができない方いらっしゃると思いますので、しっかりそのアナログの手続を残していくということは重要だと考えています。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なので、デジタルというところで選択肢を増やしつつも、両輪として手を維持していく、普及していくということが重要かと考えております。

○くじらい実委員 これ最後の確認ですが、今後の方向性としても両方併用してということによってよろしいかどうか、確認をお願いします。

○ICT戦略推進担当課長 区の事業、多岐にわたるところございますし、事業の目的だとか対象というのはそれぞれ異なってくるところがあるとは認識しております。

なので、事業の目的だとかを考えつつ、その趣旨を勘案しながら、どういう手をやっていくか。これをバランスを見ながらやっていく必要があるかなと思っております。

○加地まさなお委員 私も今の質問について少し確認させてください。ちゃんとしっかりとアナログなものも用意されているという中なのですが、そのアナログの対応の仕方なのですけれども、電話とか対面、郵送、紙があると思うんですが、それは実際にどこをメインにしようとか、そういった感じで決めている部分というのはあるのかというのを確認させてください。

○ICT戦略推進担当課長 アナログの手続の中の窓口、郵送だとか、そのあたりの何をメインというところは、特段こうしてくださいというものを定めているわけではないんですけれども、当然それぞれのニーズがあるとは思っておりますので、それぞれバランスよくやっていくことが必要なのかなとは考えております。

○加地まさなお委員 分かりました。それは、そのもの、事業によって、多分どれが的確なのかというのがあると思いますので、今言った部分以外にもあるのかちょっと分からないんですけれども、しっかりとその辺は残して残しているというのは確認できました。

それと同時に、電子クーポンとかポイントとか給付事業等あると思うんですが、これは今、現時

点でスマートフォンアプリ、それ利用できない方、これ受給できなくなる事例とかというのは今あるのか、今後それが発生する可能性があるのかというところは確認させてください。

○ICT戦略推進担当課長 ちょっと全ての事業まで把握しているわけではないんですけれども、例えば前回の報告で上げさせていただきました東京アプリですとかは、アプリ限定のサービス、サービスといいますか事業になっておりますので、こういうような事業についてはアナログは対応していないというようなものになります。

○加地まさなお委員 いや、そのとおりだと思います。ただ、この場合は東京都が管轄なので、区の方でも対応するというのはなかなか難しい部分なのかなというふうに思っていますが、今後区の方でも地域通貨等を考えていくときに、これ問題解決するには、同じところでぶつかってくるかなというふうに思いますので、その辺も含めて今後考えていかなきゃいけない部分だとは思っております。

最後、デジタル利用できない方の根本のところなのですけれども、代替手段を今話していると思うんですが、これ、ある程度ルールみたいなものというのが、全庁で確認できる基準というのが今回のこの陳情のタイミングでつくっていくのがいいのかなというふうに思ったんですが、その点お聞かせください。

○ICT戦略推進担当課長 今の段階で何か検討しているものはないんですけれども、今回そのような御意見もいただいているところではありますので、ちょっと中身については整理をした上で検討を始めたいと考えております。

○加地まさなお委員 分かりました。

以上でございます。

○いいくら昭二委員 すみません、私も今回初めての陳情ですので、ちょっと細かく聞かせていただきたいと思うんですけれども、この陳情者、松戸

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

市在住者ということになっているんですけども、当区の方にこの陳情を出していただいたということで、この方なのですけども、当然に松戸でもそういう、松戸でこのような何か見ますと、現在私は自分の人生さえも諦めざるを得ませんという何かすごくつらいような思いをされたのかなんて思ったんです。

これは、しっかりとやはりフォローされなくちゃいけないんですけども、住所を見ると松戸市ということで、足立区に例えば、この方かは分かんないですけども、このようなアナログは福祉というようなことで問合せとかそういう、何かそういうような相談とかそんなのはあった経緯があったんでしょうか。

○ICT戦略推進担当課長 個別の事案まで全て把握しているわけではないんですけども、区民の声という形で「アナログもしっかり残していただきたい」みたいな意見が届いたことはございます。

○いいくら昭二委員 当然、今の、今までの議論を聞けばそうだと思っているんですけども、ただ、自分の人生さえも諦めざるを得ませんという、何かこれなんかはすごい深刻な話なんだなんて思っています。私ももう年齢的にもいい年なもんですから、もう70にも近くなるような感じなのですけども、なかなかデジタルはついていけなくて。

今日も昼なのですけども、一生懸命ちょっとやっているときに、事務局の人が喜んで、食事の時間を抑えて私のためにやっていただいた経緯があって、やはり大切なことというのは、今日も報告でスマホ教室ってあるんですけども、もしかすると相談行ったときに何かつれない態度で、そんな程度も分かんないのという話になってしまうと、もう二度と聞きたくないという形になってくるのかなんて、ちょっとそこら辺も、報告事項でスマホ教室とかそういうのがあるという、これから、今後もアナログということはしっかりと押さえていくということでありますので、そこら辺

のやはり人と人との機微のつながりということを踏まえた上での、またこの取組というのをやっていったらいいのかな。

そうすれば、多分私も、昼休みのときに事務局の人から親切丁寧に教えていただいて本当によかったなって、また自分は頑張ってるやっついこうかなんていう気持ちになった経緯もあるんですけども。そういう点におきましても、これからそのスマホ教室とか、様々これから新たな展開する中において、受け入れるというか、なかなか初めて。若い方はすぐにのみ込むですけども、私ぐらの年代になってしまうとなかなかついていくのもやっとなんだなんていうことで、そこで人間やっぱ褒めて育てられると喜んで育っちゃいますので、ちょっとそこら辺のところも大切なかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○ICT戦略推進担当課長 デジタルは、やはり利便性向上ってところはもちろんあるはあるんですけども、やっぱり人と人との付き合いですとか、対面ならではのよさ、やっぱり分からないことすぐ質問できるですとかそういうところは当然メリット等もございますし、必要だと考えていますので、やはり区民の皆様それぞれのニーズを把握しながら、それぞれバランスよくやっていくことが必要かなと考えております。

○いいくら昭二委員 もう1点、人間の機微という部分において、やはり★★心持ちとして、是非次もついてこられるような体制で、もう無理というように思わせないような対応というものを言っていきたいなんて思っているんですけども、どうでしょうか。

では、勝田副区長どうですか。

○勝田副区長 基本的に業者に聞きますと、窓口に来ている方は6割、7割の方がリピーターということですので、やはり継続してきちんと丁寧にお伝えすることが大切だと思っていますので、その点は継続していきたいというふうに考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

す。

○吉岡茂委員長 よろしいですか。

○ぬかが和子委員 前回も私、報告事項か何かでこの問題、質疑させていただいているんですけども、今回陳情を出されたということで、検索掛けると、この発信していらっしゃる方が、いろいろな新聞なんかにも取り上げられて発信されているというのが分かりまして。先ほど来、区の方性でもそうなのですが、デジタル・デバインド対策ということでスマホ教室をやるとか、使えるように丁寧に相対するそういう窓口を区が設けるとか、それはそれでいいですよ、大いにやってほしいと思っているんです。

なぜかという、先日も私のところに来た方が、申し上げたように東京アプリをやりたいと言ったけれども、大変だったんですよ。何しろ本人自分のメールアドレスすら分かんなくなっちゃっているから、返信が来てもそれを受け取られない。だから、そういうことをやりたいって思える人のお手伝いをするというのは大いにいいことだというふうに思っているんですね。

ただ、この陳情の文章を見ても分かるし、私も非常によく分かるんですけども、私もある意味ケアラーなのですよ。何しろ母親が96歳ですから、デジタルはおろかスマホすら持ちたがらない。違う。携帯ですら、一時期持っていたけれども、使わないからもう解約しちゃったというぐらいアナログの世界で生きているんですよ。

そうしますと、この陳情者の陳情文で言われているとおり、今デジタルでやんなきゃいけないことは、例えば介護の支払だって、今ある意味デジタルなわけですよ。そうすると全部代行して私がやらなければいけない。そうしますと、そういう方々が、では、幾ら教えますからできるようにしてくださいっていったって、もうその限度を超えている場合はあるんですよ。この陳情の中で言われているいわゆるアナログは福祉でつえとか、そ

れから車椅子と同じなんだという、だからアナログで、アナログでしかできないし、アナログを選択したいという人が気持ちよくアナログでも過ごせる。そういう選択肢を区として方針としてしっかりと持ってほしいというふうに思っているんですが、その点はどうでしょうか。

○政策経営部長 今、たくさんの御意見をいただきました。基本、区役所の窓口は対面での業務が中心というふうにはなっておりますけれども、バランスを取りながら、区民の方がお困りになることのないように、その辺のルールについては先ほどICT戦略推進担当課長が答弁いたしましたように、区としてどのようなものを定められるのかというところからまず考えてみたいというふうに考えております。

○ぬかが和子委員 私、もちろん具体的な取組のことは今答弁いただいたけれども、まず姿勢として、この陳情者が言っているように、アナログも選択できるそういう自治体になってほしいわけですよ。もちろん最終的に、将来50年ぐらいして、全員がもうデジタルの世界ですよというときはいいんですよ。でも、今はそうではないから、やっぱりアナログならアナログを選べる。できない人に無理やり教えて、できた喜びを感じられてうれしい人はいいいけれども、そういう人ではない人もいるわけですよ。高齢の方とか障がいをお持ちの方とか、この陳情で文章で書かれている方もそうですけれども、やっぱりそこがちゃんと共存できる、そういうアナログを選択できる足立区にいるという基本姿勢として持ってほしいんですが、どうでしょうか。

○勝田副区長 これまでも答弁しましたとおり、基本的にアナログとデジタルの方は、あくまで選択肢を増やすという姿勢でやっております。これから事業をいろいろ進める中で、緊急性を要して、どうしても現実的にそういった部分は出てくるかもしれないけれども、基本的には、やはり使い

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

づらい高齢者の方もいることを踏まえて、基本的には原則は併用でしていきたいというふうに考えております。

○ぬかが和子委員 是非そこを、実はもう、いわゆるシステム標準化とかD Xの方向性がいろいろ出された頃から私ずっとその話は申し上げていて、例えば窓口とかD X、区役所来ないで申請ができるようになるということで本当に助かっているという方もたくさんいるし、私も助かったって思いをしたこともありますけれども、それをもって窓口を縮小するのではなくて、よりそういう窓口ではなきゃできない人たちのサービスを手厚くしていただくと。

デジタル化をもって何かを縮小するというのではなく、やってくださいということに対して、そのときごとに副区長や政策経営部長も、そこはそういう方向を堅持しますとお答えいただいていますし、そこは変わっていないんだろと思うんですが、どうでしょうか。

○勝田副区長 基本的に変わっておりませんし、やはり窓口対応するには、デジタルでできる人はやってもらいますけれども、窓口で説明しなければなかなか分かりづらい方には窓口に来ていただいて御説明するというのがしていたと思いますので、その辺は改めて確認をしていきたいと思います。

○ぬかが和子委員 それで、先ほどの報告事項の中でも携帯の会社のスマホ教室、デジタル・デバイス対策として報告がありましたけれども、今年1月にNTTドコモのモバイル社会研究所というところが調査をやったんですよ。

60歳から64歳の1,300人の方にデジタル機器の利用についての調査をしたそうです。そうしたところ、スマホの所有率自体は、もう60代で95%で、80代前半でも69%持っている、多くの方が「スマホそのものは持っているけれども、インターネットを使ってスマホで検索ができない」と答えた方がやっぱり3分の1ぐらい

を占めている。スマホを持っていて、検索という一番最初にできる簡単な作業だけれども、それはできない。持っている方でも答えているのが3割ぐらいだということで考えると、先ほどもいろいろこれからシステムの方で考えてくださる、いろいろマニュアルではないけれども考えるというお話もありましたけれども。

やはり、誰も取り残さないデジタル化というのは、スマホがなくても社会生活に参加をできる、等しく参加できる、そういう情報を確保するデジタルとアナログの共生を目指す、アナログの選択肢をきちんと維持、残存させる。そういう仕組みづくりというのを考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○ICT戦略推進担当課長 ぬかが委員おっしゃるとおり、誰一人残さないデジタル社会というのは、全てをデジタルに共生するってお話では当然ないと思っています。

アナログでしか対応できない方ももちろんいらっしゃいますので、そういう方も含めて誰一人残さない、取り残さない、そういう考えをもって進めていくべきかなと考えております。

○ぬかが和子委員 その上で、では、この陳情の報告説明資料でもそうなのですけども、つまり基本的な姿勢とか窓口の分野では、足立区は多分ちゃんとやってくれるだろうと私も信頼しているし、これから大いにどちらも前に進めていただくということでもいいと思うんですけども、では、実際のサービスの享受するという面ではどうなのかというと、東京アプリの問題が先ほども出ておりましたけれども、足立区のPay Pay商品券、これが私は本当にひどいと思っているんですよ。

だって、消費喚起策っていったって、それこそ東京アプリではないけれども、1万円買えば1万3,000円の商品、買物ができるというものが、いわゆるスマホを持っていて、マイナンバーカードを持っていてそれを突合して本人認証ができて、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そういう手続の上で、Pay Pay もダウンロードしていて、Pay Pay も使いこなせると。そういう人ではないと Pay Pay 商品券を使えないわけですよ。

それが、足立区の消費喚起策の最大の予算ですよ。これは、基本的なデジタルとアナログ共存させるということは矛盾しているのではないかという議論をすると、今日はいませんけれども、産業経済部は、「だからレシートで商品券があります」って言うわけですよ。でもそうではないでしょうと。Pay Pay 商品券が最大の消費喚起策で紙消費喚起だというんだったら、Pay Pay 商品券を使えない人に対しても、つまりデジタルを使えない人は、等しく同じような権利を、同じような消費喚起を受けられるような仕組みを検討しないと、言っていることとやっていること違うよねってなってしまうのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○工藤副区長 めかが委員がおっしゃることはもともとだと私も思います。ただ、施策として実施できる内容が今の三本の矢ということで、デジタルできない人はレシートとかという選択肢をつくるという意味で今行っております。ただ、両方がもしできる仕組みがあるのであれば、それは、あまりコストをかけないでできる仕組みがあるとするのであれば、そういうことは実施していきたいと思っておりますけれども、現状においては、今のところその三本の矢で実施しているということでございます。

○めかが和子委員 ここの委員会そのものは、Pay Pay 商品券を議論する場ではないので、あまり繰り返しはやりませんけれども、やはり消費喚起策としてサービスを受ける、その受けることができる権利がデジタルを非常に、ちょっとスマホで検索できるぐらいでは使えないわけですよ。率直に言うと。Pay Pay のアプリ、ダウンロードして自分で、今度手続があるからやりたいとい

う人は、それでも応援してやってもらえるかもしれないけれども、やはり先ほどのどちらも共存できるということで考えたら、そういう在り方というのは非常にゆがんでいるし、それから、それが足立区の消費喚起策の最大の予算だと、予算を割く消費喚起策だという在り方というのはやっぱり見直さないと、先ほど言ったように言っていることとやっていることが違うのではないかと。

やっぱりデジタル格差を非常に広げているようなことになってしまうというふうに言わざるを得ないので、是非見直していただきたいと、代替策等々も講じていただきたいということを申し上げて質疑は終わります。

○吉岡茂委員長 他に質疑ありますか。

○佐藤あい委員 様々質疑ございましたので、端的にちょっと伺いたいと思います。

まず、今回の陳情に関しては、家族に負担が掛かっているという点では、すごく分かるなというふうに読んでおりました。我が家も80を超えた義理の母がおりまして、正にスマートフォンは持っているけれども、電話すら出られないみたいなことが多々起きていて、親子で、主人と実の親子でずっとけんかをしているみたいなのがよくあります。何度教えてもやはりけんか喧嘩になる。

やはり、本人がやりたいと思ってくれればスマホ教室にも行ってくれるんだけれども、勧めても絶対に行こうとしないとか、体は元気なので行くということができないわけではないんですけども、なかなか前向きにならないという状況があります。

ただ、スマホ教室など行っていくことはとてもいいことだと私は思っていて、やはり使えるようになりたいと思っている方もいらっしゃるの、そういった方々が使えるようになるという場をつくっていくというのは重要なことと思っております。

ただ、この行政サービスの中で、足立区としては、今まで御答弁いただいたものを聞いています

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と、きちんとデジタルという選択肢も増やすという、あくまでもデジタルに全て移行するというわけではないということでもありますけれども、国民の方にとってはデジタルに全部移行してしまうという不安感がやっぱりあるのかなと思います。なので、区民の方にどう伝えていくかというところが重要なと思うんですが、いかがでしょうか。

○ICT戦略推進担当課長 佐藤委員おっしゃっており、確かにデジタルは進めていきますよみたいな広報は昨年度も打たせていただいているところですよ。

アナログはどうしていくか、ここに対しては確かに広報なりで何かを出しているというところはないんですけど、ちょっと今後、どのような形であれば区民の方に不安を抱かせないですとか、間違った認識にならないように、このあたりはちょっとどういうことができるかは考えていきたいと思っております。

○佐藤あい委員 是非重要な点だと思いますので、お願いいたします。やはりデジタルができないという方が、自分はもうアナログだから、もう何か時代についていけないからということでネガティブに思われてしまうというのは、あまりよくないなと思いますので、是非様々なアプローチの仕方、アナログという選択肢というのも残していくよというところもうまく伝えていただきながらも、利便性の向上というところではやはりデジタルの促進というのにも必要だと思いますので、進めていただきたいなと思います。

今回、店舗でなどスマホ教室行っていくという中で、不適切な営業を行わないということも協定に明記されていると思うんですけども、やはりそういった店舗に行くというところには、不安を思われる方もいらっしゃると思います。そういったところがきちんと、区民の方にも事前に伝わるような形が重要かと思いますが、いかがでしょうか。

○ICT戦略推進担当課長 佐藤委員おっしゃっており、今メニューは多々あるんですけども、それぞれの違いもございますし、内容も違っているところがございます。ですので、このあたりは勘違いされないように、この事業はこういうものです、こういう方が対象なのですよ。このあたりは明記した上で、誤解を招かないようにしっかりと周知していきたいと考えております。

○佐藤あい委員 是非お願いいたします。どうしても、どういった事業もそうなのですが、記載はしてありますという状況だと伝わっていないということも多々ある中で、店舗が絡むと費用が実際に掛かる部分もあるというところは、本当にトラブルにつながる部分であると思いますので、丁寧に伝えていけるような工夫をお願いしたいと思えます。

以上です。

○吉田こうじ委員 端的に、先ほど来いろいろお話しありまして、先ほどぬかが委員からメールアドレスも分からないという方がいらっしゃるという話だったんですが、私も東京アプリで相当苦労しまして、メールアドレスはおろか、すぐ隣がセブンイレブンなのにPay Payを使ったことないと。アプリって何なのという説明から、出張サービスではないですけども、いろいろやらせていただいて、最終的に、2時間ぐらい一生懸命頑張ったんですけども、最終的に私は諦めるというふうに言われる件が多々ありまして、やはりこれは、ここにおっしゃっているように、やっぱりこれ、やっぱり福祉なんだというのは本当に腹にすんと落ちる陳情だなというふうにも思いました。

それで、先ほど来、執行部の方からいろいろ、そういう方向性でというふうに御答弁ありましたので、そこについては安心しておりますけれども、是非デジタルでできるものを増やしていく際には、必ずきちんと精査していただいて選択肢を増やし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ていただくという副区长のお話もありましたので、そこはきちんと筋道を立ててお願いしたいと思うのと同時に、そのいろいろな周知方法についても是非、ホームページに載せておりますというので終わらせないで、やはり区報であるとかそういったものも、きちんとそういう方々に届くような周知という観点も是非忘れないでいていただきたいなというのが1つございます。

あと、今回の報告でスマホの操作支援ということで、ドコモ、auが増えたという御報告をいただきました。残念ながら、私の地域の花畑地域に全然ないんですね、お店が。

駅に行けばいっぱいあるよというお話かもしれないんですけども、このお店のない地域にいっぱいいらっしゃるんですよ。団地が多かったりとかそういうことで、お店のない地域の方々を今後どういうふうに、そういう方々を無理やりデジタルに持っていくということではなくて、中にはやりたいというふうにおっしゃっている方もいらっしゃいますけれども、お店に行くというのが非常に、新しいものを進められるのではないかといろいろな心配を持っていらっしゃる方もいるので、この地図上で空白になっているような地域、また団地の地域なんかの方々にも届くような手だても次の手として考えていただきたいと思うんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○ICT戦略推進担当課長 吉田委員おっしゃっており、空白地域に見えているところございます。やはり、高齢になればなるほど移動への制約とかもございますので、生活圏で受けられることがベストだとは思っています。ですので、令和9年度以降、今、スマホ教室検討していると報告の中でありましたけれども、そのときには空白の地域がなるべくできないような形で配置をするなど、そのあたりはよりよく施策がなるように検討してまいりたいと考えております。

○吉岡茂委員長 よろしいですか。

他に質疑よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○いいくら昭二委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○ぬかが和子委員 今回の陳情を機に、いろいろ私自身も勉強もさせていただきまして、そういう中で、本当のユニバーサルデザインというのは、全員に同じ道具を使わせる、同じ道筋で進んでもらうことではなくて、同じサービスにいろいろな道から届くようにできる。これが本当のユニバーサルデザインだろうと思っておりますし、どんな方でも家族に依存しないでも自分の力で申請もできる、買物もできる、病院に掛かる、社会に参加できる、これが本当の誰一人取り残さないデジタル社会なんだろうというふうに思っています。そういう足立区を目指してほしいと思っています。この陳情については、引き続きこの委員会で審議もし、深めていきたいと思っておりますので、継続審査でお願いします。

○加地まさなお委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続で。

○加地まさなお委員 はい。

○佐藤あい委員 継続でお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。分かりました。

それでは、これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉岡茂委員長 御異議ないと認め、継続審査と決定いたしました。

次に、(5)受理番号19を単独議題といたします。

本請願は新規付託であります。また、報告事項

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

(7) 東京都独自の固定資産税等軽減の概要及び東京都固定資産税（区部）の決算推移についてが本請願と関連しておりますので、併せて報告をお願いいたします。

○政策経営部長 政策経営部の請願陳情資料の4ページをお開きください。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書の提出の請願でございます。

現状を、こちらの内容及び経過のところに書かせていただいております。小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置につきましては、昭和63年度以降、令和8年度も継続して実施しております。また、(2)の非住宅用地に関する減額につきましても平成14年度から令和8年度も実施ということで継続しております。

5ページ(3)のところでございます。

商業地等におけるこの上限の引下げ、減額措置でございますが、こちらも平成17年度以降、令和8年度も実施しております。それぞれの軽減額は記載のとおりでございます。

関連して、政策経営部の報告資料23ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました内容を、次のページ、24ページに表でおまとめをしております。

また、25ページ、こちらの表でございますけれども、各都税事務所ごとの固定資産税の決算推移を記載しているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入りますが、何か質疑ありますか。

質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 引き続き軽減措置の継続をお願いしたいと思いますので、採択をお願いします。

○いいくら昭二委員 我が会派といたしましては、請願者に名前が出ており、本当にすばらしい、足立区にとってはメリットある制度でございます。宅地用地の軽減ということで、採択ということで、よろしくお願いします。

○ぬかが和子委員 今年の夏に公表された公示価格の中では、北千住駅の西口の駅前のところすごい値段で六本木のけやき坂を超えたというようなニュースも出ていたという状況の中で、本当にこの地価の高騰が固定資産税に及ぼす影響というのは非常に大きいと思っておりますので、これは是非、意見書を上げる必要があると思っております。採択をお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。

○加地まさなお委員 住宅地における都民の定住確保と中小企業等の税負担の軽減、商業地等の過重な、過度な負担のこれ緩和という3つの軽減措置、それぞれ目的非常に重要だと思っております。区民や中小企業社の負担軽減を図る必要があると考えておりますので、採択をお願いいたします。

○佐藤あい委員 固定資産税は不動産保有をしていると毎年発生してくるコストになります。所有をしているだけで収入が増えるというわけではなく、コストが上がっていってしまう。特に今の地価上昇局面においては負担になっていくという中では、この軽減というのは継続をしていただく必要があると考えておりますので、採択をお願いいたします。

○吉岡茂委員長 採択。分かりました。

それでは、これより採決いたします。

本件は、採択すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 御異議ないと認め、本件は採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思います。御了承ください。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

次に、（６）受理番号２５を単独議題といたします。

新規付託でありますので、執行機関の説明を求めます。

○総務部長 それでは、総務部の陳情資料の方を御覧ください。

２ページになります。

こちらの陳情につきましては、国に対し、改正国民投票法及び武器輸出５類型の撤廃に反対する意見の提出を求めるという要旨でございます。

国の動きとしまして、１の（１）のイのところにかかせていただいておりますが、この国民投票法の改正というところでは、令和８年１０月３１日からの施行ということで、もう決まっております。

また、ウのところに記載いたしました今回の改正についてでございますが、投票環境整備に関する３項目ということで、開票立会人の選任に係る規定の整備といった内容など、既に公職選挙法の方で改正になっているものの同様の改正を行うというものでございます。

武器に関してのことでございますが、（２）になります。

防衛装備品の輸出における５類型の撤廃ということで、こちらは輸出品の非殺傷の５類型というのがございますが、これに限ってきた現行のルールを変更いたしまして、非武器は移転先に制約を設けず、武器は移転先を国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束の締結国に限定するというような内容となっております。

３ページの方には、関係する内容を少し記載をさせていただきました。

まず、２の関連する平和首長会議の取組についてでございますが、こちらは令和８年３月１６日に、世界各国で武力の紛争が激化して世界の安全保障、深刻な危機に直面しているということで共同アピールの発出が行われているところでござい

ます。

また、先ほどの話題も少し出しましたけれども、３では、足立区の平和啓発事業について、平和と安全の都市宣言を理念に掲げているところで各種の事業を展開しているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

何か質疑ありますか。

質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 今、国際情勢も様々流動的な部分もありますし、今後時代の変化に対応することも必要かなと思いますが、根本に日本の平和と安全を守るという軸はぶれてはいけないかなという思いがございます。ただ、今回新規付託なので、継続をお願いします。

○吉岡茂委員長 継続。

○いいくら昭二委員 我が会派といたしましても、この受理番号５の１８の日本政府の核兵器、署名の部分、陳情も扱った、請願も扱っているわけでございますが、我が国と平和をしっかりと守らなくちゃいけないという部分においてこれも議論されているんですが、同じように受理番号２０の陳情に関しましても、しっかりと我が国としての平和を守っていくという部分においては、しっかりと皆さんの議論をまた進めながら、また検討していきたいと思っておりますので、今回は継続ということで。

○吉岡茂委員長 継続。承知しました。

○ぬかが和子委員 この武器輸出三原則の問題は、今回、我が党の代表質問でも区長はどう思われますかということで、武器を売って、殺傷武器を売って稼ぐ国になっていいのかという思いを込めて質問し、区長からも前向きな答弁をいただきました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そのときには紹介しませんでしたけれども、1976年に当時の自民党の宮沢外相が、「我が国は兵器の輸出をして金を稼ぐほど落ちぶれてはいない」と国会で答弁しているわけですね。歴代の自民党政権の中でも、湾岸戦争が勃発した中でも、外務大臣が、武器輸出三原則で国際平和のために一切武器を輸出していない、これが日本の国是だと。

正に平和憲法の具現化するものとして武器輸出三原則があつて、そして、これが安倍政権の下で原則容認になつても、今回の陳情の項目にあるように5類型ということで、殺傷武器は輸出はしないというところが、もうぎりぎりのところで保ってきたものを、今回、高市政権になって、あつという間にこれをなくしてしまうという非常に危険な状況だというふうに思っているんです。

この武器輸出三原則ではないけれども、非核三原則を堅持するってことも、高市首相が言わないものだから、この半年間で歴代首相の中で最高に意見書の数が増えているというのも一般新聞の報道でもありました。

そういうことから考えると、やはり武器輸出三原則の、特にここでのいう5類型の撤廃というのは駄目だということも含めて、これは是非、意見書は出すべきものだと考えておりますので、採択を求めたいと思います。

○加地まさなお委員 本陳情においては、これ国民投票法の改正法が10月31日から施行予定であり、防衛装備移転についても新たなルールの下で運用が始まったところということで認識しております。国の制度に係る重要な内容でもありますので、今後の施行状況や具体的な運用を引き続き確認する必要があると考えますので、本陳情については継続審査をお願いします。

○佐藤あい委員 国政上の重要な制度に関する陳情であると思います。様々な内容が盛り込まれた陳情だなと感じておりますので、まず現行の制度も

そうですし、改正内容を引き続き確認をした上で、慎重に審査をする必要があると考えておりますので継続をお願いします。

○吉岡茂委員長 分かりました。

それでは、これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○吉岡茂委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

○吉岡茂委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

(1) DX推進に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑等ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

続きまして、(2) 令和8年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本件の最終的な決定については、前回の委員会の中で正副委員長に御一任をいただきました。

正副委員長で協議した結果、調査する年と施策につきましては、岐阜県大垣市の防災DXの取組について、兵庫県西宮市の防災・減災の取組、危機管理センターについて、三重県四日市市の橋北交流会館についてを調査することに決定し、議長より委員派遣の承認をいただき、現地視察地から受入れの了承もいただいております。事務局の随行は大谷事務局長、調査係大嶋係員です。

なお、詳しい日程等につきましては、後日、各委員宛て通知いたしますので、よろしくお願

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たします。

また、調査終了後の調査報告書の取扱いにつきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますので、御了承をお願いいたします。



○吉岡茂委員長 次に、報告事項を議題といたします。

(1) から (4)、(6) 以上 5 件を政策経営部長から、(8)、(9) 以上 2 件を総務部長から、(10) から (13) 以上 4 件を資産活用部長から、(14) 以上 1 件を施設営繕部長から、(15) 以上 1 件を選挙管理委員会事務局長から、それぞれ報告をお願いいたします。

○政策経営部長 では、政策経営部の報告事項 2 ページ、資料 2 ページをお開きください。

「あだち協創フロント」の取組状況についての御報告でございます。

昨年 8 月に設置いたしました協創フロントでございますが、1 年経過いたしまして現在の取組状況でございます。

項番 1 の表におまとめしております 8 月 31 日現在、提案件数は 39 件、実施また見込みも含む件数は 7 件となっております。

実施の事例につきましては 3 ページ、おまとめしております項番 2 で、京セラ株式会社、能美防災株式会社による避難所 DX に向けた実証実験、また次のページ、4 ページでございますが、AI エージェントを活用した行政事務効率化の支援ということで、現在富士通 Japan 株式会社、グーグルクラウドジャパン合同会社とともに、区民の声の要約や振り分け、進捗管理などができないかということで、今、取り組んでいるところでございます。それぞれ実証実験の結果を踏まえまして、今後の導入を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6 ページをお開きください。

子ども靴の循環モデルの協定の延長についての御報告でございます。

こちらも官民共創の取組の 1 つとして、昨年 10 月から株式会社 SlowFast と子ども靴の連携取組を行っております。

こちらにつきまして、項番 1 で回収量について御報告をしておりますが、10 月から 7 月末までの 10 か月間で、3,200 足を超える数が回収の実績が出ております。このうちのレンタルに活用できなくなったものの一部は、イベントで販売をいたしまして、売上げの一部を子どもの未来応援基金の方に寄附をいただいております。

今回、1 年を目前にアンケートを実施いたしました。ちょっと取れた数は少ないのですが、9 割以上の方が「環境問題や環境保全についての意識が向上した」ということ、また 3 割の回答者の方が「3R への行動変容があった」というような回答をいただいております。

8 ページに協定の内容を記載してございますが、前回の協定からおおむね変更はございません。令和 9 年 10 月 31 日までということで、区の費用負担は発生しないものでございます。

続いて、10 ページをお開きください。

令和 7 年度事業の区民評価の実施結果でございます。

評価の対象でございますが、項番 1 にございます重点プロジェクト事業が 20、一般事務事業が 7 事業となっております。

重点プロジェクトの評価結果は項番 2 におまとめしておりますが、令和 8 年度に実施したものは、令和 7 年度と比較しまして、評価は向上しております。評価が高かったものは、表で 1 表にしておまとめをしております。

11 ページに主な評価と提言を記載してございますが、一部ちょっと抜粋して御説明いたします。

まず、ひとと行財政の分科会のところでは、利

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ユーザーの声を聞き取る取組は進められているけれども、利用に至っていない方の声、この把握についてはまだ検討の余地があるのではないかと。

また12ページ、一般事務事業のところですが、中長期的な視点に基づく、事業運営という点ではまだ明確でない事業が見られたというような御意見をいただきました。

続きまして、15ページをお開きください。

生涯学習振興公社の今後の在り方検討の開始についてということで、御報告でございます。

項番1でございますが、この在り方の検討についてですけれども、平成30年に一度検討を行っておりまして、その当時も退職不補充の方針はそのまま維持、10年後のちょうど令和10年までに方向性を示すということで、そのときには御報告をしております。

その理由についてなのですが、まず(3)をちょっと御覧いただきまして、固有職員数の推移御覧いただきまして、平成30年当時、前回の検討当時よりも退職意向を示している固有職員が大幅に増加しまして、区からの増加することが想定されまして、区からの職員派遣も増員しないと事業が継続できないような状況でございます。現在、固有職員の平均年齢は60歳となっております。

また、(2)のところでございますが、放課後子ども教室における外部委託への移行とございますが、公社の業務の大半を占めるこの放課後子ども教室でございますが、こちら全学年週5日実施への対応を目指しまして、学童保育室との一体的な運営の外部委託を進めております。令和8年度は3校の小学校において外部委託を実施しておりまして、今後も拡大していく方針でございます。

16ページ、今後の方針でございます。

現在、放課後子ども教室やジュニア吹奏楽団など区からの委託事業、また公社の自主事業について、縮小、廃止を含めた事業全般の精査、また今

後の生涯学習支援の在り方や放課後子ども教室の運営の方向性、公社の存続を含めたこの方向性について検討を開始いたしまして、令和9年度の前半を目途に検討状況を中間報告した上で、更に令和9年度中には、在り方をまとめる方向で進めてまいりたいと考えております。

16ページの後段以降は、参考として現在の公社の業務、また区からの補助金、17ページには公社設立の経緯、歴史などを記載してございます。

続きまして、21ページをお開きください。

東京都の公式アプリ、東京アプリを活用した事業の実施についてでございます。

何度かこちらについては触れさせていただいておりますが、令和8年度先行実施する4事業について、今回御報告するものでございます。

アダチ若者会議の参加や、若者居場所プロジェクト、また転入転出のアンケートのインタビュー調査の御協力をいただいた方などに東京ポイントを付与するというようなことを先行して実施をしたいと思っております。

22ページの米印のところ、このポイント数については、東京都のポイント付与基準なども準拠いたしまして、区で今回定めたものでございます。また、費用については現行予算内で対応する予定でございます。

項番2は、東京ポイントのチケットに交換する方も事業でございますが、こちら郷土博物館でこの9月1日から200ポイントでこちらの観覧料に取り替えられるという事業をスタートしております。今回の先行実施の状況を踏まえまして、令和9年度以降の事業展開に生かしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○吉岡茂委員長 次に、総務部長からの報告を求めます。

○総務部長 それでは、総務部の資料をお開きください。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

2 ページになります。

こども性暴力防止法に関する取組についてでございます。

こちらにつきましては、令和 6 年 6 月に成立したこども性暴力防止法がいよいよ施行になりますので、そのことについての御報告でございます。

制度の趣旨としましては、児童対象の性暴力等を防止する措置として、3 点こちらに挙げさせていただいております。犯罪事実の確認防止措置、それから安全確保の措置の実施のための体制整備、それから情報管理の措置というのが 3 つ大きく挙げられているものでございます。

具体的な対象の施設でございますが、下のところに表で掲載しております。

まず、区が措置を行う施設としては、義務対象施設として区立小・中学校、区立の認可保育園等記載のもの、それから認定施設としては、区立学童保育室の直営のもの、こども支援センターげんきが挙げられます。また、民間の施設でも学校や保育園、その他、認定の施設としては学習塾なども入ってまいります。

3 ページに主な措置の事項として、少し 3 点の具体的なものを挙げさせていただいております。

今後の方針でございますが、まず施行の 1 2 月 2 5 日までの間に規定等の整備を行うとか、あるいは研修なども実施していく予定でございます。

法の施行後は、これらの犯罪事実の確認ができるように徐々に進めていくという内容となっております。

具体的に 4 ページ、5 ページにどのような職が対象になるのかというところで記載をさせていただいております。曖昧なものもまだあるようですので、そのあたりは、国の方に対象になるのかどのような登録なのかというようなことを問合せなどもしながら確認をしているところでございます。

では、次の案件に参ります。

7 ページでございます。

足立区長等倫理規則の制定についてでございます。

こちらにつきましては、女子医大の関連で様々な御意見等を頂戴いたしまして、また区長等をはじめとする幹部の倫理規定をどのようにしていったらいいかというところで御意見いただいたことなどから、今回規則を定めたところでございます。

9 月 1 日に規定の整備ということでさせていただきました。主には、区長等のサービスの根本規律、それから利害関係者との物品あるいは会食をどうするか。更に、ハラスメントの防止についても記載をさせていただきました。

対象としましては、区長、副区長が対象となっております。教育長はまた別途、教育委員会規則で、こちら制定予定となっておりますが、9 月 1 5 日の日に教育委員会の方、掛けさせていただきまして即日制定ということになっていると聞いております。

具体的な内容でございますが、9 ページの方に図の方でお示しをしているところでございます。

区長は 1 人でございますが、顔としては 3 つの大きな顔があるだろうということで整理をさせていただきました。

今回は、この規則の対象は公務というところが、規則の対象となっておりません。また、区長としても私人としての立場、あるいは政治家としての立場もございますので、私人のところは、これまでお友達とお付き合い、あるいは個人的なお付き合いはあるかと思われるのですが、そういった部分は除きます。

ただ、利害関係者として見られる可能性があるものについては、疑義を持たれる部分は公務の方で整理するというような考え方で、私人といえどもその利害関係が起きない家族であったり、学友であったりということで、地元の例えば事業者の代表とかそういった方であれば利害関係者とも見られてしまう側面もあるので、そういったと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ころは公務の方で整理するというような考え方でございます。

また、政治活動につきましては、これは法律で定められている部分がございますので、これも今回の規則の範囲には入らないという整理をさせていただきます。

10ページの方に、利害関係者、許認可の対象であったり補助金の対象であったりそういったところを整理させていただいております。また、他の地方公共団体等はこれの中に入らないということでの整理となっております。

11ページに、物品と会食についてのまとめをさせていただきました。

認められる範囲としては、ふだんのお付き合いの中で、茶菓、その他、手土産等を頂くような簡易なもの、あるいは一般的に宣伝用に配られるもの、会議に参加したときに皆さん参加の記念品のようなことで配られるようなものは認められる範囲として考えていく整理でございます。

一方、認められないものとしては、突然送り付けられてくるようなもの、あるいは高価なものなどを受け取るというようなことがないように、そういったときにはこの規則を定めていることも示しながら、受け取りの拒否や返送をしていただくということで規則を整えてまいりました。

会食につきましては、認められる範囲としましては、これまでも団体の新年会ですとか周年行事などは公費で参加しておりますので、それは継続するものとし、区長として職務上どこかの団体の方とお会いになる、あるいは政策的に話を聞きたいというようなこともございますので、私費で参加をしながら、そのときに供応接待とみなされないような、場所代ですとか掛かったお金を誠実に折半していただくというような考え方で今回整理をしております。

また、会食のときの費用負担をしない場合も考えられます。例えば会合に出てお弁当が出たとか

お茶が出たとか、そういったところは一般的に考えられる範囲だと思いますので、そうした公式行事等のところでの出された飲食物については費用負担なしで会食は認めるというような内容となっております。

一方、断じて認められないものとしましては、供応接待に当てはまると考えられるもの、こちらについては、明らかに相手側の経費を持つボリュームが多いというようなケースはないようにということで考え方を整理しました。

こうしたことで、今回規則を定めましたので、今後これに沿って運用していきたいというふうに考えております。

私から以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

次に、資産活用部長から報告を求めます。

○資産活用部長 よろしく申し上げます。総務委員会報告資料、資産活用部の資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

中央本町プール跡地の庁内利活用調査の実施結果についての御報告でございます。

実施期間につきましては、4月17日から7月31日まで、回答いただいた内容につきましては表2もございますが、所管部4部から以下の内容でいただいているところでございます。

3ページ、3番になりますが、今後の方針でございますが、いただいた4部から更に詳細なヒアリングを実施しながら、全庁協議調整の上、今後の方針を決定していきたいと考えております。

4番については紹介物件位置図をお示しさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

足立区立鋸南自然の家の跡地に関する取組についてでございます。1つ目については、庁内の利活用調査の再実施の結果でございます。

8月24日から9月11日まで行いまして、回

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

答結果については各課からの回答はなしということで、各要望ございませんでした。

2番でございますが、他自治体への利用活用希望に関する照会ということの中で、現在9月4日付で地元の鋸南町へ当該施設の利活用希望に関する照会文書を御送付させていただいております。回答期限9月末までとなっておりますので、まだ現在のところ回答いただいておりますが、回答が来次第、次回の委員会でまた御報告させていただきます。

物件の情報と案内図につきましては4ページ、5ページに記載がございますので御覧ください。

6ページをお願いいたします。

旧北鹿浜小学校の跡地の進捗状況についての御報告でございます。

当該地につきましては、みんなの廃校プロジェクトに登録し、今まで事業者への活用の可能性を確認してまいりました。その中で、国立大学法人東京大学から相談を受け、同大学から具体的な検討を経て、区に対して活用の申出があったので御報告をさせていただきます。

1つ目につきましては、東京大学による活用の申出ということで記載をしております。

別紙の申出書の方は9ページから19ページにございますが、内容について軽く触れさせていただきます。

活動内容については、既存校舎、体育館グラウンド等を使いながら記載のとおりものを行いたい。イについては、やることについては宇宙科学工学分野の研究教育活動を中心に使用していきたいということでございます。本県地を希望する理由については記載のア、イのとおりでございます。事業スキームにつきましては、区が土地建物を所有しながら、東京大学に貸し付ける。東京大学が借受けをすることを想定しているところでございます。期間につきましては、7年間を想定しているところでございます。

(4) 地域の貢献ということで、東京大学の申出内容につきましては、教育への振興、産業への振興、魅力発信への貢献、また包括連携協定の締結ということが記載へ上げられているところでございます。

(5) でございます。

実現に向けた課題につきましては、記載のとおりでございますが、土地が、区が土地建物の所有者になるスキームになっておるので、区費を投じて既存校舎等の改修工事を実施する必要があるというような状況でございます。

続きまして、2つ目でございますが、文部科学省への照会の結果でございます。

照会結果については20ページから22ページに記載をさせておりますが、文部科学省からは宇宙戦略基金事業への採択もされていること、また当該地に期待される効果を述べていただいております。

3、今後の予定でございますが、(1)にございます東京大学から申入れがありましたので、今後も協議を進めていきたいということで取組を進めていきたいと考えております。

具体的な協議内容や活用の方向性につきましては、10月を目途に御報告させていただきたいと思っております。

(2)でございますが、このことにより公募準備の一時休止ということで、今までの公募準備を一時中止するという考えさせていただいているところでございます。

8ページにつきましては位置図が記載されておまして、9ページ以降は先ほど御報告した資料でございます。

恐れ入ります。23ページお願いいたします。

公共施設マネジメントに関する職員ワークショップの実施結果でございます。

この職員ワークショップにつきましては、職員の意識啓発の取組の一環として実施しているもの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

でございます。目的、日時、会場、対象者、参加者については記載のとおりでございまして、24ページ以降につきましては、6でございますが、当日のプログラムということで、ファシリテーターによる講義、グループディスカッション、そして参加者からの発表、公表ということになっております。

その中では、（ア）ですが、既存の形にとらわれない工夫というような主な発表内容、それから（イ）でございますが、施設シェア、複合化、官民連携等による発表内容とファシリテーターからの講評をいただいております。

25ページにつきましては、参加者からの主な質疑応答、そして8については参加者の主な意見を記載をさせていただいております。

26ページお願いいたします。

10でございますが、今後の方針ということで、今後も職員ワークショップを継続して実施しながら、職員の意識醸成を図っていきたくと考えているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度の計画でございますが、10月からA－F e s t a 出展、3月までの予定ということで取組を行っていきたく思っております。

私からは以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

次に、施設営繕部長からの説明、報告を求めます。

○施設営繕部長 施設営繕部の報告資料2ページをお願いいたします。

本庁舎北館大規模改修工事におけるアスベスト漏えいの対応についてでございます。

8月7日に判明した本件事故では、多くの皆様に御心配や御迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんでした。

項番1になりますが、今回の事故を受け、工事受注者及び下請事業者の2社を2か月の指名停止

措置といたしました。

その理由といたしましては、基準を大幅に超えるアスベストの漏えいを生じさせたことは、人命に関わる重大な問題であり、足立区発注の工事において著しく適正を欠く行為があったと認められるとの事由に該当いたします。

項番2につきましては、8月28日から工事を再開し、再開に当たりましては、アスベスト対策技術協会に現地調査を依頼し、集じん排気装置の交換や再調整、煙を用いた空気漏れテストなどを行いまして再発防止に向けた安全対策に問題はないとの回答が得られました。

工事再開後は、毎日濃度測定を実施し、基準値未満であることを確認しまして、今週の月曜日14日にアスベスト撤去工事が全て完了しております。

私からは以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

次に、選挙管理委員会事務局長から報告をお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長 それではよろしくお願ひいたします。

委員会報告資料の選挙管理委員会事務局版を御覧いただければと思います。

2ページでございます。

期日前投票所の新設及び変更案についてでございます。

来年の足立区議会議員選挙から変更して、新設及び変更したいと思っております。

項番1でございます。

空白地域の解消及びアリオ西新井の混雑緩和を図るため、新しく3つ開設したいと思っております。東和地域学習センター、西新井住区センター、保塚町地域学習センターでございます。

開設の予定につきましては、投票日直近の水、金、土の4日間だけと考えております。この開設に合わせまして、投票管理者立会人、区職員

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

従事者の確保が厳しい状況であることから、次の3か所につきましては同じ水、木、金、土だけに短縮をしたいと考えております。あだち産業センター、梅田地域学習センター、扇住区センターでございます。

次のページ、3ページを御覧いただければと存じます。

項番3でございます。

大規模改修に伴う期日前投票所の変更ということで、左側に記載のあります押血谷住区センター、千住庁舎、花畑地域学習センターが大規模改修の対象となっております。

一時的な変更といたしまして鹿浜地域学習センター、あだち産業センター、桜花亭に変更したいということでの内容でございます。あだち産業センターと桜花亭につきましては、当日投票所も兼ねるということで予定しております。

項番4でお示ししておりますのが、来年の足立区議会議員選挙における開設期間と開設場所の一覧となっております。

次のページ、項番5でお示ししておりますのが、来年の区議会議員選挙の際の期日前投票所の場所の一覧となっております。丸1個で半径1kmをお示ししております。

今後の方針ですが、期日前投票所の新設期間の短縮につきましては、ホームページ及び選挙特報で掲載し選挙人へ御案内したいと思っております。

私からの御説明は以上でございます。

○吉岡茂委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

○くじらい実委員 時間も押していますので、なるべく簡潔に御質問したいと思いますが、最初は政策経営部の方で生涯学習振興公社の今後の在り方についてという御報告ありましたけれども、こちらの資料の方で、令和7年度生涯学習支援振興公社には区からの補助金ということで2億6,000

0万円余ということで記載されているんですけれども、このうちの中で、区からの委託された事業に使われている金額というのは幾らぐらいなのでしょう。

○政策経営課長 区からお願いして委託している部分というのは、またこれ別でして、放課後子ども教室、あと協定に基づくスタッフの謝礼ですとかそういったもので2億5,000万円余、ジュニア吹奏楽団の関係の委託ですと450万円余、スポーツ指導者スキルアップ講習会の委託については12万円余というところで、こちらの記載とはまた別で委託でお支払させていただいているという状況でございます。

○くじらい実委員 大体そうすると、約合計2億6,000万円ぐらいという感じなのかなということなんですけれども、ちょっと2つの事業についてお伺いしたいんですけれども、まず放課後子ども教室で今後外部委託を進めていきますということなんですけれども、今回令和8年から3校開始して今後拡大ということです。

これ、今後の方針なんであれですけれども、どれくらいの期間をかけて全放課後子ども教室を外部委託にしようとしているんでしょうか。年数として。

○学校運営部長 基本的には、校内学童のある学校ですね。今37校あるんですけれども、そちらからまず学童保育と一体化した放課後子どもというのを取り組んでいきたいというふうに考えています。その中で、今年度は3校取組をさせていただきました。

来年度も、対象校ちょうど校内学童の切替えのタイミングの学校が3校あったんですけれども、御相談した結果1校のみが一体化の方に移ると。残りの2校については、引き続き実行委員会形式で続けていきたいというふうなお話をいただきましたので、来年度はプラス1校というふうになると思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

全体で37校校内学童ですので、いつまでにこれが完了するかというのはなかなか今めどが立たないところではありますが、少しモデル実施の取組をしながら計画を練っていきたいというふうには考えているところでございます。

○くじらい実委員 そうすると、年数としてどれくらいで全部移行しますよというのはまだ分かんないということだと思うんですけども、やっぱり地域の方とかもこの放課後子ども教室関わっていると思うんですが、その辺のちょっと心配もあるかなと思うんですけども、それについていかがですか。

○学校運営部長 今までが実行委員会形式で取り組んでいただいている中身ですので、一体化した形の委託においても、もし引き続き放課後子ども教室の方に取り組んでいただけるということであれば、その委託事業者の方に雇用していただけるような御相談もさせていただいているところでございます。

○くじらい実委員 分かりました。是非、地域の方々も、恐らく今後どうなるのかなという心配もあると思いますので、よろしくお願いします。

それと、もう1つがジュニア吹奏楽団、こちらでもいろいろな区内のイベントで御活躍していただいていると思うんですけども、例えば自分が通っている小学校に吹奏楽がなくジュニア吹奏楽団に所属しているよという子も中にはいるのかなと思いますが、こちらのジュニア吹奏楽団の今後の方向性はいかがでしょう。

○地域のちから推進部長 そういった意味では、今、活動も乗っていますし、そういった地域の子どもたちが今30人、40人活動しております。我々としても練習場所の機会をつくったり講師謝礼とか出していますので、当面は現状維持でジュニア吹奏楽団を支援する形で事業は続けていきたいというふうに考えております。

○くじらい実委員 今後方向性をまとめていくと、

令和9年度中にまとめていくということですから、いろいろな方面からしっかり検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、総務部なのですが、区長等の倫理規程の規則の制定についてなのですが、こちらの最初に今回制定していただいた件で、ほかの自治体でこういった倫理規定というものはあるんでしょうか。

○ガバナンス担当課長 コンプライアンス推進担当課長を兼務しておりますので、お答えさせていただきます。

区長、副区長等、特別職のみを対象とした倫理規則は、調べた限りですと全国の自治体で制定している事例は確認できませんでした。今回の倫理規則は足立区の独自色が強いものになっております。

○くじらい実委員 足立区の独自色ということで、しっかり制定していただいたというのはプラスなのかと思うんですけども、今回この教育長、教育委員会規則で制定予定ってありまして、9月15日という話もありましたけれども、この教育長に関しては、今回のこの倫理規程と同じような中身になるんですか。それとも、また全く別物で。

○教育指導部長 同じ内容で制定させていただきます。

○くじらい実委員 そしたら、区長、副区長また教育長が大体足並みをそろえてということになるんだと思います。

今回、区民の皆様にご疑義持たれないための制定ということで、意味のあるものだと思いますけれども、今回この制定に関しては、規則に関しては罰則というものはあるんでしょうか。

○ガバナンス担当課長 今回、規則に違反した場合の罰則は規定しておりません。罰則は規定しておりませんが、規則制定に当たり、御助言をいただきました公益監察員の弁護士からは、規則違反については区長等の政治的、道義的責任が生じるこ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

とになると。

また、代表監査委員からは、規則違反については監査が厳しく見ていくことになりますと。監査の目があることで、半ば強制力が効いている状態になるとの話もいただいております。更に、住民監査請求、住民訴訟、議会による不信任決議など、そういった仕組みによりペナルティーが科されるところと考えております。

○くじらい実委員 もう罰則というよりは、もう周りの周囲の目ということになるのかなと思います。

罰則がないんでしたら、この規則9月1日からということなのですけども、そうすると遡及も特になく、遡及して何かがあることはないでよろしいのでしょうか。

○ガバナンス担当課長 過去には遡らずに、公布と同日の9月1日から施行しておりますので、それ以前の行為については対象にはしていません。

○くじらい実委員 今後、今、副区長2人いらっしゃるんですけども、引き続き区長、副区長、教育長、この規則を念頭に公的活動には取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、資産活用部の旧鹿浜北小学校の跡地についてなのですけども、こちらは結構前向きな明るい話題になっているのかなと思います。

まず最初、東京大学による申出だと思いますけれども、こちらの申出の何か経緯が分かれば教えてください。

○資産管理課長 経緯でございますけれども、まず本年1月に、文科省のみんなの廃校プロジェクトを見て問合せを受けたことが契機となっております。その後、現地の確認や複数回のヒアリングを重ねて、実現性を見極めてきているわけでございます。

本年7月に副区長面会を実施するとともに、文科省への照会により本事業が国の重要プロジェクト

トであることを確認させていただいております。

これらを踏まえて、区長面会を経て、9月3日に東京大学より正式な活用の申出書の提出に至ったというところでございます。

○くじらい実委員 しっかり手続は踏んでくれたんだと思います。こちらにも書いてありますけれども、今後の進め方についてなのですけども、今後の方針に地元説明会や包括連携協定の締結とありまして、当然、地元の皆様に御理解いただくのは当然一番大前提かなと思いますし、また地元の方にしっかり説明もお願いしたいなと思います。

また、協定内容にしても内容をしっかり精査もしなきゃいけないと思いますし、この中で、当然足立区としてもしっかりと一緒にやっていきたいという思いも何か入れてもらいたいなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○資産管理課長 地元説明会につきましては、事業の実現性を見極めることが前提となりますけれども、10月を目途にまず協議の状況や活用の方向性を区議会に御報告させていただいた後に、適切な時期に近隣住民説明会を実施したいと考えております。

それと、包括管理協定の方でございますけれども、東京大学から申出がございましたので、教育や産業などの地域貢献に関する事項について、実現性を見極めた上で協定に規定していきたいと考えております。単なる、土地建物の貸付けにとどまらず、区の魅力向上や解決課題につながるような協定内容となるよう大学側と合意形成を図っていききたいと考えております。

○くじらい実委員 是非よろしくお願いします。

あと、それと今まで公募の準備をしてきたということで、公募の一時休止ということで報告ありましたが、既に公募に手を挙げていた事業者があったかどうかちょっと分かりませんが、これも一時休止となったら、しっかりした丁寧な説明は必要かなと思うんですけども、それはいか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

がですか。

○資産管理課長 今まで事業者ヒアリングをさせていただいている中で、やっぱり興味を示す事業者おりましたので、今回の提案の内容いただいておりますので、そこにつきましては丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○くじらい実委員 せっかく前向きなプラスの話なのかと思いますので、今後も丁寧に進めていただきたいと思います。

それと最後になりますが、ちょっと選挙管理委員会の方の期日前投票の新設及び変更についてなのですが、当然期日前投票、割合がこれ今まで増えてきているかなという中で、投票率が上がるとこれは民意の反映にもつながりますし、いいことだと思います。

今回3施設を新設して、空白地域がなくなってきたということなのですが、ただ、投票開始直前の4日間という期間ということで報告ありました。逆に今まで6日間開設したところも、逆に開設期間を縮小するところもあるということで、これ有権者の方からすると、この日行って空いているかなというのがちょっと混乱するかなという部分もあるかと思うんですけれども、その周知というのをしっかりしなきゃいけないと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 選挙近くなりますと選挙特報というものを毎回お出ししています。その選挙特報の中で、期日前投票所の場所と開設期間お示しをしておりますので、来年の区議会議員選挙の際にも特報できちんとお伝えをしていきたいと。全戸配布でお知らせをしております。

○くじらい実委員 分かりました。

あと、ちょっとこれプラスでお聞きしたいんですけれども、今後共通投票所、どこでも投票日に投票できるよと、共通投票所についての事務局の考え方って今どうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 共通投票所を実施する、

今、期日前投票所は共通投票所になっておりますので、今度、来年16か所にさせていただくとすれば16か所できるだろうと思っています。間違いない。それを今、当日投票所77にできるのかどうかについては、昨年来から御答弁申し上げてはいますけれども、1つ専用LAN回線の敷設ができるのかどうか、費用が幾らかというところと、マイナンバーカードの関係のシステムの改変がありましたので、その安定性の問題というものが考慮しませんとということで御答弁していたんですけれども、横浜市が2つの区だけテスト導入するというので、あの規模の自治体ができるということであれば、我々もやはりもっと積極的に研究し、検討していかなきゃいけないと思っておりますので、なるべく早く進めていきたいと思っております。

○くじらい実委員 今、横浜市の方でも導入予定もあるという話でしたが、是非ほかの自治体等の事例も参考にして、当然投票率が上がるのが一番足立区にとってもプラスになると思いますので是非よろしくお願いします。

以上です。

○吉田こうじ委員 総務部の2ページお願いします。

こども性暴力防止法に関する取組ということで、今年の12月から法律が変わることによって、区の方でもその対応をしていくということなのですが、1点、認定施設にはなっているものの、住区センターの学童とか、もう学校とか保育所と同じように、これ支配性、継続性、閉鎖性ということもあると思うんですけれども、こういった施設に関しては区の方としてはこういった内容で周知をされていくのか教えていただきたいんですが。

○子ども政策課長 学童については、確かに認定にはなっておるんですが、例えば区の直営の学童であれば義務施設と同様に、このこども性暴力防止法の中で対応しようというふうに考えております。

ただ、住区センターについては管理住区センタ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

一、民間の方がやっているところもありますので、そこについては住区推進課等と歩調を合わせながら、今検討しているところでございます。

○吉田こうじ委員 児童館は義務対象になっていて、やはり同じ住区の中でやっている学童というのも、足立区の場合はすごく住区学童が多いと思いますので、その辺はできれば厳正に対応していただきたいと思います。犯罪歴を確認していくということなのですけれども、これ簡単にというか具体的に言っていると、これは全ての犯罪歴ということではなくて、特定の性犯罪というくくりでよろしいのでしょうか。

○人事課長 吉田委員おっしゃるとおりでございます。

○吉田こうじ委員 ということは、要するに取調べを受けたとか訴えがあったとかということではなくて、要するに有罪判決が確定した事実が一定期間の間にあったかどうかということが大事になってくるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○人事課長 吉田委員おっしゃるとおりでございます。

○吉田こうじ委員 おっしゃるとおりという、すみません、全部自分が答えちゃっているみたいで申し訳ないんですけれども。

結局そういった前科がある方が、これは永久にということなんでしょうか。この職に就けなくなるとかということはどうなんでしょうか。

○人事課長 永久にというわけではなくて、過去何十年間の間にという形で期限の区切りはございます。

○吉田こうじ委員 そういう方がいらっしゃった場合に、その方は直ちに解雇になったり配置転換になったりということになるのでしょうか。

○人事課長 今後前提としまして、今後、募集をする際から、もうこういうことがあったら採用でき

ませんであるとか、採用の際にこういうことがないというのを保証してもらうとか、そういう条件で採用する形になりますので、その後、そういうことが判明したらという形になったら、そもそも採用内定を取り消すとか免職するとかそういう形になると想定しております。

○吉田こうじ委員 分かりました。

要するに、その前提としての申告が虚偽であったということになるということでよろしいわけですね。分かりました。

非常にセンシティブな個人情報になるんですけれども、そのくくりだけの調査で本当に済むのかどうかというのがちょっと気になるところで、そういった個人情報の取扱い等については十分な配慮が必要かと思うんですけれども、その辺についてはどのような議論が今進んでいるのでしょうか。

○人事課長 今回こちら側でやらなくてはいけない措置事項の中に大きく3つあるんですけれども、その1つの中に情報管理措置というものがございます。今、吉田委員おっしゃったとおり、結構な相当な個人情報を取り扱う形になりますので、もちろんセットとして情報管理もきっちり行うようにということで、今、各所管でその中身を詰めているところでございます。

○吉田こうじ委員 これは、実際に勤めていらっしゃる方に周知とかもなさるのかなとは思いますが、その際には丁寧な説明、周知が必要かと思うんですけれども。

要するに、その前後にその職を別の事情でやめなきゃいけない方がもしいらっしゃったとするとあらぬ疑いをかけられる可能性も出てきてしまうようなこともあると思うんですね。ですから、その辺は是非丁寧に、細かく優しく周知していただきたいと思います。と思うんですけれども、いかがでしょうか。

○人事課長 正に、吉田委員おっしゃるとおりでござ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ざいますので、誤解がないよう混乱がないように丁寧な周知に努めてまいりたいと思います。

○吉田こうじ委員 よろしくお願いたします。

あと、選挙管理委員会の方の報告で先ほどもございましたけれども、その中で立会人等々の人材の確保が難しいということで、少し縮小というところが3か所報告されておりましたけれども、今後そういった例えば立会人の方とかを確保するにはどうしていったらいいかというような議論は、選挙管理委員会の方では話し合われているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会の中で、委員の皆様にも御議論をいただいています。報酬が安いよねという話もあったりですとか、それから今、町会の方々に中心的に担っていただいているんですけれども、ほかに方策はないのかですとかいろいろ御意見をいただいているところですが、立会人については報酬が最低賃金を下回っている状況になっておりますので、そこについては見直しする方向で検討させていただいております。

○吉田こうじ委員 是非若い方なんかにもどんどん参加していただけるような仕組みも考えていただけるといいなと思います。

それから最後に、施設営繕部の北館のアスベストの漏えいの対応ですか。前回、前々回でしたか、少し厳し目にいろいろ意見させていただいて、大変厳正に対応していただくということはよかったなというふうにも思います。

今後、やはり大きな改修ですとか更新が続く我が区ですので、もう大量にアスベストというのは大いに考えられる部分ではあると思うんですけれども、そういう意味では、ここの北館の本丸でそういうことがあって、きちんとそういう厳しい対応したという事実を私は残しておくことは、今後の大きな工事に向かわれる事業者にとっても、私は1つの教訓になったのではないかなと思うんですけれども。

すけれども。

今後について、例えば新たに規則を改めるであとか、また変えていった部分とか見方を変えたとか何かそういう部分というのは出てきましたでしょうか。

○中部地区建設課長 規則を変えるとかそこまでは考えていないんですけれども、今、現状ここまでの大きな問題になりましたので、やはりアスベストの除去という、ちょっとはまだその処理自体がシステム化、成熟していないところもございますので、そこは今回、一般社団法人の日本石綿対策技術協会に御意見をいただいて、やはりそういう専門的な管理をしていくべきではないかというような御意見もいただいておりますので、また2階の工事に入るときに、この方たちにできれば管理をして、技術的な管理、助言をいただきながら進めていきたいなというふうに考えております。

○人事課長 恐れ入ります。先ほど吉田委員から御質問ありました犯罪の中身と期間についてなんですけれども、最初になるものにつきましては特定性犯罪と呼ばれるもので、不同意性交であるとか盗撮であるとか痴漢であるとか児童買春等が該当になります。拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの、あと拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの、あと罰金刑の執行が終わってから10年が経過しないものが確認の対象となるということでございます。

○吉岡茂委員長 恐れ入ります。委員長から申し上げます。委員会再開してから2時間が経過いたしました。このまま委員会を進めさせていただきます。トイレ等は我慢せず行っていただいて構いませんので、御了承願いたいと思います。

それでは、どうぞ発言を。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。私も何点か伺います。

本当は、区民評価委員会、区民評価のところと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

事務事業評価やりたいんですけども、結構な時間が掛かると思いますので、これは決算特別委員会ですっきりやらせていただこうと思っております。

足立区生涯学習振興公社についてお伺いします。調べてみたら経緯も含めて地域に生かして、長年公社としての役割しっかりやられてきたんだなというのは分かりました。ですが、今回見ていくと、施設管理業務という部分がなくなって、中核事業であるこれは放課後子ども教室についても民間委託、先ほどの答弁の中でもあったと思うんですが、進んでいく中で、これ公社に求められる役割、存在意義というのは大きく変化しているというふうに考えますが、区の認識を聞かせていただきたいと思います。

○政策経営課長 昭和58年にコミュニティ文化・スポーツ公社ができ、平成12年に生涯学習振興公社が教育振興公社と統合し設立されたというその経緯の中で、当初は施設管理というのがメイン業務でした。その変遷の中で指定管理者制度も始まり、今、直近は放課後子ども教室がメイン業務になっているところなので、正にこの公社が担っている業務は徐々に徐々に変遷してきているというのが認識としてはございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。本当に公社というぐらいいので、やっぱり管理というのが大きな部分なのかなって、認識ではそういうふうに思っていたりもしたので、その中で組織の在り方考える上で、今後この公社をどう存続させるかというところで考えたときに、仕事の主体が何なのかというのもやっぱり重要になってくると思います。

事業について、これ今、公社で担えない事業、区が直接担える適切な事業と、民間委託等が適切な事業というのはこれ事業ごとに最適な主体というのを考えなきゃいけないかなというふうに思っているんですが、その点、今、現状考えている部

分あれば教えていただきたいんですが。

○政策経営課長 正にこの公社ができた当初は、施設管理というところで、これが正に公社が担うべき事業、公社ができる事業という形であったかと思っています。徐々に徐々にこのような制度が始まっていく中で、現状公社でなければならないというのは徐々に徐々になくなってきているのかなというのが今現状の認識でございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。私も本当にそう思っていて、これ公社が設立された当初と比べて、指定管理制度とか民間委託、行政サービスの手法、提供の手法というのが変化してきているという中で、今現状がこの公社の役割が縮小していく中で、今、区と公社がそれぞれ管理機能を持ったりとか仕事に関わったりとかしている中で、これ二重行政になっているということが今回の問題なのかなというふうに見えていて思いました。

その点、区の方はそういう認識があるかというのは、お聞かせください。

○政策経営課長 プロパー職員の退職不補充ということで、徐々に徐々に区からの職員の派遣が増えていく中で、行く行く全部区の職員だけになってきたときには、単純にこの公社があるというところの管理コストというところは重複になるんだろうなというふうな認識はございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。これを、現状やっぱり二重行政的なところが感じられるという中で、では、これ解消するために公社を廃止して区が直接やればいいのかとか、民間委託に全部すればいいのかというふうに考えたときにいろいろな方向性を考えなきゃいけないんですが、それよりも、私は今後これの方向性というのは、もう新しく委託も始まって方向性は見つかっていて、二重行政というのはなくしていかなきゃいけない中で大切にしなければいけないのが、この公社が長年培ってきたノウハウとか地域との関係性

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

だと思うんですね。

こういったところを、今後、今、民間委託にどんどんどんどんシフトしていく中で、行政の方からこれを、つながりを、資産を生かす活用方法というのがもし今考えているところがあれば教えてください。

○政策経営課長 放課後子ども教室においては、今、現状公社の方でマニュアルを作っていただいているというようなお話し聞いていますし、先ほどの学校運営部長の答弁にもありましたが、委託事業者の方で、これまで地域の方で、この放課後子ども教室に従事していただく方を雇ってまた現場で働いていただくというようなそういったやり方いろいろございますので、このあたりをどのように今後進めていくかというのが今後の検討課題かなというふうに思っております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。正に検討課題ではあり、ただ、もうこの資産、ノウハウというんですかね。これはもう大きな区としての公社で培ってきた資産だと思いますので、地域の方の関わってくれる人材も含めてしっかりとこれ考えて。ただ、これはやみくもに長くしていつてしまうと、やっぱりそこにはコストもどんどん膨らんでいつてしまいますので、どこかで決断をしなきゃいけない場面に今来ているからこそこの話が出てきていると思っています。

今回、皆さんと話が、多分質疑があると思いますので、その中で、方向性は見えてきている部分がありますので、思い切ってやるべきところは思い切って決めて、これ子どもたちの、子どもが今までやってきた在り方、子どもの学ぶ場所、子ども教室ですよね。こういったところはしっかりと残していくってことには間違いがないと思いますので、その辺も含めて、少し早めにどんどんどんどん考えを進めていくというのも大切だと思いますので、要望させていただきたいと思います。

次に、足立区長の倫理規則についてお伺いいた

します。

先ほどくじらい委員からも話もありましたので、そのとおりだなというふうに思いながら、これ見ていく中で、まず利害関係者との会食についてお伺いいたします。

資料によると、利害関係者との会食について、公費でも私費でも費用を負担して参加することができるとなっています。公費で参加した場合は、秘書課で記録し、区ホームページで公表するというふうになっております。一方、私費で参加した場合については、同様の記録、公表はしないと示されていません。私費で利害関係者と会食した場合も、やはり日時、場所、相手方、参加者、目的、費用負担額などについて、これ区として記録は残すのかどうかというのをまずお聞きしたいんですが。

○ガバナンス担当課長 私費で参加した場合、区の方で記録というのは今考えておりません。公益監察員の弁護士の方にも確認をしたところではあるんですけども、そこまで区が入り込むのは難しいとの結論に至りました。

規則で供応接待を受けることというのは禁止しておりますので、私費参加の場合であっても、供応接待に当たらないように注意してほしいということは区長等に伝えております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。正にその供応接待のところだと思います。今回の資料でも、認められない供応接待については全額相手負担、また明らかにこちらの負担が少ない、費用負担が少ない会食というふうに説明をされております。

これ例えばなのでですけども、自身で1万円支払ったとしても、実際には1人3万円相当の会食だった場合、これ単に自費で支払ったという事実だけでは十分ではやっぱりないと思うんですね。私費で利害関係者と会食した場合、その支払額が実際の飲食代に見合ったものであることを、区は

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

これ何によって確認するのかとか、領収書等で客観的な資料、これ確認、補完するというのは、やはり今回の女子医大の問題もあるので、一定必要なのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○ガバナンス担当課長 その部分なのですが、場所代も含めて掛かった費用の相当分をお支払してほしいということと、こういった規則があるので、相手方の方に対してもこちらの方からそういうこともお伝えをすることで、区の方で記録とまではいかないところではあるんですけども、気を付けて対応していただくように伝えているところでございます。

○加地まさなお委員 そこが、やはり今回のまた女子医大の問題で、過去の会食について、後からこれ事後、関係確認するということが必要が生じたというのがあったと思うんですね。

そこで、最低限の確認、そして確認して補完するということはあってもいいのかなというふうには思うんですけども、必要ないというところですか。もしあれば。

○総務部長 加地委員、確かにそのように思われるのは自然なことだと思います。私どもも、どこまで踏み込めるのかというのを今回いろいろな方とお話をして考えてまいりました。

しかしながら、やはり区長のお財布の中とかを出せというような状況でございますので、そこまではちょっとなかなか難しいのではないかなというところで結論に至りました。

ただ、そのことを何も執行機関側で残すということは実際には難しいと思いますが、区長自身も今回の女子医大のことがあって、やはりどこかで何か問われたときに説明ができないようなことはできないというふうに考えていると思いますので、そのところは、例えば議員の皆様から追及があって、今回も正直に答えられたと思っておりますけれども、そういった追及があったときに、私は

そのときの領収書をもってこういうスタンスで参加しましたということが御自身でお話ができるようなそういう状況をつくっていられるのではないかなというふうに思っております。

やはり、繰り返しですけれども、私たちが私的な部分までちょっと入り込むというのは非常に難しい。そこが政治家というか、首長としての責任でもあって、そこを正々堂々と説明できるような姿勢で区長は臨んでいかれるというふうに私ども思っております。

○加地まさなお委員 丁寧に説明していただいてありがとうございます。私も利害関係者との会食とか全てを禁止すべきだとは全く思っておりません。ですが、やっぱりどうしても女子医大の問題があった中で、過去に遡んなきゃいけなかったことも含めて、これ公費か私費かという利害関係者との関係性、これ後から検証する必要性がなくなるわけではないと私は思うんですね。

そのときに、全てを、では出せというふうに言うつもりはないんですが、少なくとも記録をある程度は残しておいて、何か問題が起きたときには対応できるという仕組み自体は、このタイミングだからこそ必要なのかなと。多分これがなかったらその話にはなっていなかったと思うんですよ。あったからこそ、そういった形も区の独自の考え方でもあっていいのかなというふうには思っています。

大丈夫です。要望でさせていただきます。次まであるので、すみません、ごめんなさい。

次に行きます。

これ、一般職員の倫理規定では職員は、指針を遵守し利害関係者から利益便宜の供与を受ける行為などは、区民の信頼を損なうおそれのある行為としてはならないというふうになっております。旧指針では、会食に加え、遊戯、スポーツ又は旅行も明示的な禁止対象でした。これ、現行のコンプライアンス基本方針も利害関係者との接触を厳

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

しく制限をされていると思います。

これ、一般職員の方については利害関係者との接触について、会食だけではなくて遊戯、スポーツ、旅行など、これについても厳しく規制をされていますが、今回の区長の倫理規程の第4条を見ると、金銭、物品の贈与、無償の役務提供、供応接待などは規定されていますが、これ利害関係者とのゴルフとか旅行などを共にすること自体を規制する規定にはなっていません。

これ、一般職員についてはこうした接触を規制している一方で、やはり区長、副区長については同様の規定を設けなかった理由というのをお聞かせください。

○ガバナンス担当課長 この点につきましても、公益監察員の弁護士とも相談をいたしまして、旅行について一律に禁止するということが、やっぱり一般職と特別職で取扱いを変えないといけないという御助言もいただきまして、区長等の倫理規則については、今、加地委員がおっしゃった部分については除外をさせていただきました。

○加地まさなお委員 分かりました。これ、例えば大規模な区との契約を抱えている企業の経営者が、例えば区長、副区長、双方自費で何度もゴルフや旅行をしたと仮定で話をさせていただきます。

これ、相手から費用を負担してもらっていないければ金銭的な供応設定には当たらないかもしれませんが。しかし、区民からしたら、その事業者と行政の意思決定に関わる方との関係性は適切なのかというようなやはり疑念が生じる可能性があります。

今回の規則の目的が、区民の疑惑や不信を招くような行為の防止であるならば、費用負担の有無だけではなくて、こうした利害関係者との継続的な接触についても、やっぱり一定の規律が必要なのではないかなというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○ガバナンス担当課長 そのような規律が必要でござ

いますので、区長、副区長等には御自分を律していただくとともに、こちらの目的にありますとおり、職務の執行に対して区民の疑惑や不信を招くような行為については防止をしてくださいということをお願いをしているところです。

○加地まさなお委員 もうそこはよく分かっているんで、やっぱりそうすると信頼と、何か誠実さに基づいてというみたいになってしまうので、またそこが、これをつくっている理由がやっぱりあると思っているのでちょっと聞かせてはいただいているんですが、もしあれば。

○総務部長 非常に、やはり旅行だとかゴルフだとか具体的に書くことというのが確かに明確にしていくことではあるんですけども、例えば茶菓とかその話になったときに、何ならばいいのか、物品のものをあげつらっても、では、これはこれというふうに、1つ1つの事象を上げていくというよりは、基本的な考え方として、やはり区民に疑念を持たれない、どこから見られてもちゃんと説明ができる。

そういった大きな柱というのが非常に大事だと考えましたので、私どもは具体的に何と何と何とというような、もちろん書ける範囲のものは例示等しておりますけれども、やはりどんな考え方で望んでいるのかというところ、それから、やはり線引きが具体的には難しく、国ですとかそういったほかの自治体の例を見ても、やはりそこには記載する限界があるというふうに感じておりましたので、私たちは何を大事にするかという、その姿勢と、どこから見られても大丈夫だ、こういうポリシーでやっている、そういうところを大事にしながら、今回、規則を制定させていただいたと考えております。

○加地まさなお委員 分かりました。そもそもが、今回調べてみても、国に準じたものを含めて、あまり参考にするものが少ない中でつくられているというのは私も分かっております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

今回の、つくるに当たっては、やはりほかで参考になるものがないからつくらないというのではなくて、やっぱり足立区の今回の女子医大問題というのは非常に大きな問題だったと思いますので、そこで分かったことで、足立区が逆に独自でつくって踏み込むというのも1つの考えかなというふうには思っていますので、その視点はなくさないでほしいなというふうに思っています。

次に、これ規則違反が疑われた場合について伺います。

区長また副区長には、この規則への違反の疑いが生じた場合、誰が調査をして、誰が規則違反かどうか最終的に認定し、その結果を誰が公表するのかをお聞かせください。

○ガバナンス担当課長 この規則には、今おっしゃりました誰が調査するということまでには規定していないところではあります。

○加地まさなお委員 これをすごく大事で、今回の規則には禁止行為細かく規定されたりもしているところがあるんですが、この違反疑義が生じた場合の調査認定、公表の手続について、これ明確に規定がないです。ここがちょっとないと思うので多分皆さん思うと思うんですね。自分自身に、副区長、区長に委ねるというふうな部分になってしまうのか。

調査するにしても、どういう形になっているのというところが、多分問題が起きたときに一番大事になってくると思うんですね。どうでしょうかね。

○ガバナンス担当課長 そのような規則違反があるということがこちらの方に寄せられた場合につきましては、まず今回、規則制定に当たり御助言いただいた公益監察員にも御相談をしながら進めていきたいと考えます。

○加地まさなお委員 だとしたら、やはり既にこれ外部の弁護士の公益監察員の仕組みがあるので、公益通報で直接もう既に、すぐに直結をさせて、

区自身も、これ公正かつ中立な立場で処理しているんだよというふうにしていただいたら、それをもうそのまま何か書いていけばいいのではないかなというふうに。

○総務部長 公益観察の部分にそのような記載がもう既にございまして。

○加地まさなお委員 ああ、書いてある、あります。

○総務部長 はい。そちらの方で対応ができるかと考えます。

○加地まさなお委員 分かりました。だとしたら、もうそれはそのまましっかりとそう明確にいただければと思います。

次に、これ最後なんですけれども、これ、この制度の位置付けですね。今回の倫理規則は、区長、副区長自身を律する、これ重要なルールなんですけれども、これ条例ではなく規則というふうに制定されています。

この規則は、今後、区長の例えば判断によって改正がすることとか、これ改正に議会の議決は必要ないとかいう形になっているのかというところをお聞かせください。

○ガバナンス担当課長 規則ですので、区長の方で改正の必要が生じた場合には改正できます。

○加地まさなお委員 それだと、これはつくっていいこと自体も、全くこれ、議会でもでは通さないで変えられてしまうのかというふうに思ってしまうんですね。それだとしたら、ここまで大々的にやったとしたら、これ条例としてつくっていく方向でなければ、またいずれ同じような、これだけ形つくっても、また違う問題が生じたときに規則をまず、では変えられちゃう可能性があるのかなとか、そういうふうに思ってしまう、うがった見方があるんですけれども、いかがでしょうか。

○ガバナンス担当課長 この点なんですけれども、区長、副区長自らを律するためのルールの策定ということで、区長の権限に属する事務として規則で制定するのが適切であると考えたところです。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

条例につきましては、主に区民の皆様の義務を課したり、権限を、権利を制限するために議会の議決に基づき制定するものですので、今回については、区長、副市長自らを律するためということで規則で制定をさせていただきました。

○加地まさなお委員 分かりました。

○総務部長 補足でございます。今回条例でというようにお話も議会の中とのやり取りでありましたので、私どもどれでやるべきなのかというところも、そういった法律や条例や規則の位置付けというのもう1回確認をしまして、最終的に規則がよいだろうという判断をいたしました。

また、こうして規則を定めたことを議会の方にも御報告しているところでございますので、もし首長が変わった、あるいは改正する必要があるというようなことが起こったときには、また皆様に御報告をして、また御意見を頂戴するというようにも考えております。

○加地まさなお委員 分かりました。それを含めて、今回ここまで話がしっかりとできている中で、同じような問題を起きないというふうに願いたいですが、やっぱり変わったりとか、時間が経過すればやっぱり忘れ去られる部分もあると思いますし、自分を律するというのもなかなか難しいところもあると思います。

これ、利害関係者の範囲をやっぱりどこまでにするのかというのと、違反の疑い生じた場合に調査、先ほど明確にされるというところが決まっているのでしっかりそれやっていただいて。

ただこれ、やはり何のために今やっているのかなというのは見失いがちなのですけれども、これ区民の信頼に直接関わる重要な制度なんだと思うんですね。区民の皆さんにしっかりと、これということが起きていて、どういう問題に対して対処しているのが大事なので、これ区長、副区長自身に律するルールなのですが、これ規則ではありますが、条例と同等のぐらいの気持ちでつくっ

ていただいて取り組んでいただきたいということを要望させていただいて終わらせていただきます。

以上です。

○吉岡茂委員長 他に質疑ありますか。

よろしいですか。

○佐藤あい委員 端的に質問させていただきます。

こども性暴力防止の関連なのですけれども、子どもに関わる職場で働く皆さんが安心して役割を果たしていただくためにということと、安心して子どもを預けられるように、子どもが過ごせるようにということと重要になってくるかと思うんですけれども、もう期間が短い中で、施行までの準備という中では、何か難しいと感じている部分はないのか、しっかりと12月までに整えられそうなのか、見立てはいかがでしょうか。

○人事課長 実をいうと、国からは結構な量の資料が送付されてきておりまして、今、人事をはじめ、教育委員会、子ども家庭部等と今協力をして準備を進めているところでございます。12月25日、日は短いところではあるんですけれども、遅れを取らないように、今、順次鋭意進めているところでございます。

○教育指導部長 若干補足させていただきますけれども、制度の今、立て付けを今つくりながらというところも並行して、国から研修動画、オンデマンド研修の動画が配信されておりますので、9月に入りまして全学校に、例えば学校の例ですけれども、全教職員に対してその研修動画をこの施行までに必ず見るようにといったようなことも今並行してやっているところでございます。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。区内でも様々な種類の施設があると思います。区が直接関わっていくところもあれば、民間、民営でやっているところもあってという、あと指定管理であったり様々あると思います。そういったもの、準備の差がないようにどのように把握をして解消していくのかというのは、どの直営だったり委託だっ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たりというところの施設の差というのは、どのよう
うにお考えでしょうか。

○子ども政策課長 直営については、人事課等と調整を合わせながら進めているところでございます。実際に今、子ども家庭部ですと私立保育園など民間の施設がたくさんありますので、その都度民間施設の進捗情報を確認しながら、取り残されないようには共に進めているところでございます。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。やはりちょっとこの法律施行に向けて御不安に思われている施設の運営の事業者もいらっしゃるというふうには聞いておりますので、丁寧にフォローを区としていただきたいと思いますと思っております。

また、民間の事業者、法定ではない認定というんですかね、認定事業者というような制度もあると。国からは、そういった認定に関しても基礎自治体の方で周知をしていただきたいというような方針が出ているかと思うんですけれども、そういった民間の事業者様にはどのような形で制度を、周知を具体的に予定でしょうか。

○子ども政策課長 認定施設ですと、例えば認可外の保育施設であったり、先ほど質問いただいた学童についても認定施設ではございます。認定については、任意ではありますが、まずは情報を周知させていただいた上で、最終的に各施設の判断で認定施設として受けるかどうかというのを御判断いただくようにはしております。

ただ、区の関与が強い例えば私立の認可外保育所などについては、基本的には認定を受けていただいた上で、この措置を実施するというふうには考えております。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。小規模な施設、事業者ですと負担も多いかと思うので、しっかりフォローをしていっていただいて、安心な形をしていただければなと思っております。

あと最後に、選挙の投票所の件で伺いたいんですが、期日前投票所、期間を短くされる場

所もあるというところで、私がよく利用する場所も期間が短くなるというような形なのですけれども、しっかり書面などで同封をしていただいて、期間が変わるようなことが、お伝えをいただくかと思うんですけれども、実際にやはり足を運んでしまう方とかもいらっしゃるのかなと思います。いつもやっているという感覚で。そういったところでは、開設期間外に分かりやすい掲示というのは、どの施設でも共通してやっていただけるんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 昨年、都議選があつて、参議院選があつたときに、一部の投票所はやっぱりフルで開いているわけではなく短い場所でした。昨年の参議院選挙のときには、佐野の方からお一人だけ、行ったけれども開いていないんだけれどもってお話はいただいています。

ほかのところでも、「いつから開くのか分からない」という御意見をいただいていますので、昨年の参議院選挙ですとか今年の衆議院選挙については、会場は事前に設営しますので、いつから開きますよということの張り紙をさせていただいておりますので、同じような取組をしていきたいと思っております。

○佐藤あい委員 是非お願いいたします。また、人員不足というところありましたけれども、実際にどのような形で今募集をされているのか。実際に関心があるというふうなお声をいただくことがあるんですけれども、募集の状況があまり分からないというふうなお話もありました。

私の方も29歳ぐらいまでの募集案内は見付けられたんですけれども、広く募集というのはどのようにされているんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 現状においては、管理者、立会人、主な方々は町会、自治会を経由して出てきていただいています。それとは別に今、佐藤委員御発言の29歳までの方々が公募をして、やらせていただいているというふうな形でござい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ます。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。この基本、メインが町会、自治会を経由してというのはどういった理由からなのでしょう。

○選挙管理委員会事務局長 管理者、立会人は、やはり投票所の中で他人のものを持ってきて、家族のものを持ってきてとかというなりすましと言われるようなものも、よその自治体では確認されていますし、地域の方をよく御理解いただいている方にやっていただくのが一番いいとは思っています。

ただ、実際問題でいいますと、やはり立会人出せないという地域ももう出てきていまして、足立区全域の中でうまくフォローしていただいて、穴埋めをしているというのが実情でございます。

○佐藤あい委員 ありがとうございます。やはり町会、自治会、加入率も減ってというような状況ですので、この人員の確保の仕方というのも考えていっていただきたいなど要望して終わります。

○子ども政策課長 先ほど、佐藤委員から御質問いただきましたことも性暴力防止法の関係で、私の方で「私立の認可外保育施設」と言ってしまいましたが、正しくは「区立の認可外保育施設」については、義務的施設と同等の対応を考えているところでございます。申し訳ございませんでした。

○ぬかが和子委員 すみません、少しだけ。旧北鹿浜小学校跡地の問題で経緯見ますと、あそこ最初は区で募集掛けて集まらなくて、文教施設って条件で集まらなくて、そういう時期にみんなの廃校プロジェクトというのがあったから、それに応募した方がいいのではないか。そういうことで本当に全国の英知を集めた方がいいのではないかって申し上げたの私だったんですけども。

最初は、そのとおりになかなかならなくて、この総務委員会で自民党の委員長が先頭に、では、そういう実例見に行こうということで見に行って、いいのではないかと。壊さないでもこんなにいい跡

利用ができるんだということで、自民党からもそういう要望もある中で、みんなの廃校プロジェクト応募したという経過があったと思うんですね。

この北鹿浜小学校の跡地利用の問題というのは、私ある意味で、幾つか教訓があると思っているんですよ。1つは、もちろん学校は潰さない方がいいし、潰してほしくないとは思っていますが、そういう廃校になった学校というのを、それまで足立区というのはすぐ壊していた。すぐ壊す。もうあっという間に壊しちゃう。だから私たちは壊さないで有効活用すべきではないかって。だって耐震改修しているんですからと繰り返し繰り返し言ってきて、壊さないで再利用というのは今回が初めてなのですよ。そういう点では、そのこの点の教訓。

それからもう1点として、廃校しない方がいいんですけども、そういうふうにした後の跡地活用と跡利用ということでいった場合には、やはり本当にニーズに合うものを広く募集する。こういった点での廃校プロジェクトの活用とか、ほかの分野でもそうだと思うんですけども、その辺が非常に教訓として重要なのではないかなと思っているんですが、それを教訓化してしっかり方針に今後生かしていただきたいと思っているんですが、どうでしょうか。

○資産活用部長 ぬかが委員おっしゃるとおりでして、まずはすぐに壊しちゃうのではなく、廃校が予想される場合、随分前から準備をして、できるだけ早い段階からそういう試みをして、壊さない、使えるような試みを考えていく必要あると思いますし、公共施設総合管理計画にも、空いているスペースを活用しながら進めていきたいという方針もございますので、その方針にのっとってこれから進めてまいりたいと思います。

○ぬかが和子委員 本当に江北小学校なんて惜しいなど。もう今、跡利用決まる前で、草ぼうぼうで廃校、あっという間に壊してしまったわけですよ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ね。本当にそこはしっかり教訓化してやっていていただきたいというふうに思います。

それから、生涯学習振興公社のことで、これも1点だけなのですが、先ほど放課後子どもの方についてはいろいろ質疑あったと思うのですが、私、懸念しているのは放課後子どもは区からの委託事業だから、どういう形でも工夫凝らしてやっていけるだろうと思っているんです。

一方で、自主事業として育ってきた事業というのは、アウトリーチコンサートとか、やはり文化とか音楽とかそういう面で、藝大とかとの連携を生かした事業というのは、公社のプロパーの職員がいて顔が見える関係、異動がない中で顔が見える関係の中で培われてきた、こういった事業がもし仮に区の事業に吸収されたときに、職員は変わるわ、また職員忙しい、いろいろな例えば地域文化課があったとしても、いろいろな事業を抱えていると、こういう事業が埋没しちゃうのではないかと。

そこを、今までやってきた自主事業のいい点をどう生かすかという観点をしっかり持って、引き続き発展させていただきたいんですが、どうでしょうか。

○地域のちから推進部長 今、ぬかが委員おっしゃるとおり、プロパーの関係性だとかそのつながりでいい事業ができている部分はあると思います。それは当然我々としても大事にして進めていかないと考えております。ただ、今回の見直しについては退職不補充だとか公社の人数で人が辞めてしまうというところの問題がありますので、そのあたりはどうするかというのは、少し公社本体とも相談したりしながら慎重に検討しないといけないというふうには考えております。

○吉岡茂委員長 よろしいですか。

○ぬかが和子委員 はい。

○吉岡茂委員長 他に質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○吉岡茂委員長 それでは次に、その他に移らせていただきます。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉岡茂委員長 その他なしと認めます。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでした。

午後3時53分閉会

速報版